

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第1項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型(単独型)、保育所型及び地方裁量型)の認定及び条例制定	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第3項	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型(並列型・接続型))の認定及び条例制定	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第5項	認定の審査	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第8項	認定・不認定	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第9項	認定しない旨及び理由の通知	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条第11項	自ら設置した施設についての公示	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第4条第1項	認定申請の受理	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第7条第1項	認定の取消し	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第7条第2項	認定を取消したときの公表	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第7条第3項	自ら設置した施設についての公示の取消し	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第8条第1項	関係機関への協議	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第28条	教育・保育等に関する情報の提供	都道府県	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第29条第1項	申請事項の変更に係る届出の受理	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限(幼保連携型認定こども園は中核市権限) 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第29条第4項	変更の届出に係る事項の周知	都道府県	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第30条第1項	設置者からの報告の徴収	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限(幼保連携型認定こども園は中核市権限) 平成31年4月1日から中核市権限
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第30条第3項	第1項に定めるもの以外の報告の徴収	都道府県	都	平成30年4月1日から指定都市権限(幼保連携型認定こども園は中核市権限) 平成31年4月1日から中核市権限

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
地方自治法	第9条の5第1項	市町村の区域内にあらたに土地を生じたときの届出の受理	都道府県	都	
地方自治法	第9条の5第2項	届出を受理したときの告示	都道府県	都	
旅券法	第3条第1項	一般旅券の発給に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第3条第2項	一般旅券の発給申請に係る申請者の身分上の事実の確認、事実の認定	都道府県	都	
旅券法	第3条第3項	一般旅券の発給申請に係る申請者が人違いでないこと等の確認	都道府県	都	
旅券法	第8条第1項	一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第8条第3項	やむを得ない理由により申請者の出頭が困難な場合の一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第10条第1項	一般旅券の記載事項訂正に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第10条第4項	記載事項訂正に係る一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第12条第1項	一般旅券の査証欄増補に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第12条第3項	査証欄増補に係る一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第17条第1項	一般旅券の紛失又は焼失の届出受理	都道府県	都	
旅券法	第17条第3項	一般旅券の紛失又は焼失の届出に係る届出者が人違いでないこと等の確認	都道府県	都	
旅券法	第19条第5項	返納された一般旅券の受領	都道府県	都	
旅券法	第19条第6項	返納された一般旅券の消印及び還付	都道府県	都	
旅券法施行規則	第3条第1項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発給申請の届出受理	都道府県	都	
旅券法施行規則	第3条第2項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発給申請の届出について、出頭した者が指定した者であること等の確認	都道府県	都	
国有財産法	第31条の2	他人の土地への立入り	都道府県	都	特別区が管理する道路及び河川の国有財産に限る
国有財産法	第31条の3	境界確定の協議	都道府県	都	特別区が管理する道路及び河川の国有財産に限る
国有財産法	第31条の4・第31条の5	境界の決定	都道府県	都	特別区が管理する道路及び河川の国有財産に限る
租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ	優良宅地の認定(個人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第28条の4第3項第6号	優良住宅の認定(個人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第31条の2第2項第14号ハ	優良宅地の認定(個人・法人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第62条の3第4項第14号ハ	優良宅地の認定(個人・法人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第31条の2第2項第15号ニ	優良住宅の認定(個人・法人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
租税特別措置法	第62条の3第4項第15号ニ	優良住宅の認定(個人・法人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第5号イ	優良宅地の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第6号	優良住宅の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第68条の69第3項第5号イ	優良宅地の認定(連結法人短期譲渡分)	都道府県	都	
租税特別措置法	第68条の69第3項第6号	優良住宅の認定(連結法人短期譲渡分)	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第20条の2第14項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であることの認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第2項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であることの認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第17項	中高層の耐火建築物の取得に係る特別な事情があることの認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第38条の4第23項	特定の民間再開発事業の認定(法人譲渡分)	都道府県	都	
学校教育法	第4条第1項	私立の幼稚園の設置廃止等の認可	都道府県	都	
学校教育法	第10条	私立の幼稚園の校長の届出	都道府県	都	
学校教育法	第13条第1項	私立の幼稚園の閉鎖命令	都道府県	都	
学校教育法施行令	第27条の2第1項	私立の幼稚園の目的の変更等についての届出	都道府県	都	
私立学校法	第6条	私立幼稚園に対する報告書の提出の要求	都道府県	都	
教育公務員特例法	第22条の3第1項	県費負担教職員の資質向上に関する指標の策定	都道府県	都	
教育公務員特例法	第22条の3第2項	県費負担教職員の資質向上に関する指標の策定又は変更にかかる協議	都道府県	都	
教育公務員特例法	第22条の3第3項	県費負担教職員の資質向上に関する指標の公表	都道府県	都	
教育公務員特例法	第22条の5第1項	県費負担教職員の資質向上に関する協議を行う協議会の組織	都道府県	都	
文化財保護法	第35条第3項(第46条の2第2項、第83条、第118条、第120条、第129条第2項及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財等の管理に関する指揮監督に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第36条第3項(第83条、第121条第2項及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財等の管理等に関する指揮監督に係る通知事務	都道府県	都	經由事務
文化財保護法	第43条第4項(第125条第3項において準用する場合を含む。)	重要文化財の現状変更等の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	經由事務 文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第51条第5項(第51条の2(第85条において準用する場合を含む。)、第84条第2項及び第85条において準用する場合を含む。)	重要文化財の公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第53条第1項	所有者等以外による重要文化財の公開の許可に係る通知事務	都道府県	都	経由事務 府の区域内に存するもののみである場合(指定都市等の区域内に存するもののみである場合を除く)に限る
文化財保護法	第53条第3項	所有者等以外による重要文化財の公開の許可に関する許可条件の指示に係る通知事務	都道府県	都	経由事務 府の区域内に存するもののみである場合(指定都市等の区域内に存するもののみである場合を除く)に限る
文化財保護法	第53条第4項	所有者等以外による重要文化財の公開の停止命令及び許可の取消しに係る通知事務	都道府県	都	経由事務 府の区域内に存する場合(指定都市等の区域内に存するもののみである場合を除く)に限る
文化財保護法	第92条第1項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第92条第2項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の指示及び命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第1項	国の機関等が行う発掘に関する通知の受理	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第2項	国の機関等が行う発掘に関して協議を求める旨の通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第94条第3項	国の機関が行う発掘に関する協議に係る通知及び書面の受理に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第94条第4項	国の機関等が行う発掘に関する勧告に係る通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第97条第1項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第2項	国の機関等の遺跡の発見に関して協議を求める旨の通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第97条第3項	国の機関等の遺跡の発見に関する協議に係る通知及び書面の受理に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
文化財保護法	第97条第4項	国の機関の遺跡の発見に関する勧告に係る通知に関する事務	都道府県	都	経由事務 文化庁長官が行うものを除く
児童福祉法施行令	第5条第2項	指定保育士養成施設の指定の申請の受理	都道府県	都	経由事務
児童福祉法施行令	第5条第3項	指定保育士養成施設の指定の変更申請の受理	都道府県	都	経由事務
児童福祉法施行令	第5条第4項	指定保育士養成施設の指定の変更届出の受理	都道府県	都	経由事務
児童福祉法施行令	第5条第5項	実績報告の提出の受理	都道府県	都	経由事務
児童福祉法施行令	第5条第7項	指定保育士養成施設の指定取消しの届出の受理	都道府県	都	経由事務
医療法	第4条第1項	地域医療支援病院名称承認申請の受理	都道府県	都	経由事務
医療法	第7条第3項	診療所の病床設置・病床種別変更等の許可申請の受理	都道府県	都	経由事務 平成29年4月1日から指定都市権限
医療法	第35条第1項	公的医療機関に対する命令	都道府県	都	
医療法	第35条第2項	公的医療機関に対する指示	都道府県	都	
医療法施行令	第3条の3	診療所病床設置等届出の受理	都道府県	都	経由事務 平成29年4月1日から指定都市権限
クリーニング業法	第6条	免許の申請の受理に関する事務	都道府県	都	経由事務

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
クリーニング業法	第7条第1項	クリーニング師の試験の受験の申し込み受理に関する事務	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 令	第1条第2項	免許証の訂正の申請受理	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 令	第1条第3項	免許証の再交付の申請受理	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 規則	第6条第2項	免許証提出の受理	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 規則	第9条	免許証返納の受理	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 規則	第10条第1項	登録の抹消申請の受理	都道府 県	都	経由事務
クリーニング業法施行 規則	第10条第2項	免許証返納の受理	都道府 県	都	経由事務
建築物における衛生的 環境の確保に関する 法律	第12条の2第1項	建築物における衛生的環境の確保に關 する事業の登録の申請の受理	都道府 県	都	経由事務
建築物における衛生的 環境の確保に関する 法律施行規則	第32条	建築物における衛生的環境の確保に關 する事業の登録証明書の交付	都道府 県	都	経由事務
建築物における衛生的 環境の確保に関する 法律施行規則	第33条第1項	建築物における衛生的環境の確保に關 する事業の登録変更等の届出の受理	都道府 県	都	経由事務
難病の患者に対する 医療等に関する法律	第6条第1項	支給認定の申請の受理	都道府 県	都	経由事務 平成30年4月1日から指定都市権限
難病の患者に対する 医療等に関する法律	第10条第1項	支給認定の変更の申請の受理	都道府 県	都	経由事務 平成30年4月1日から指定都市権限
難病の患者に対する 医療等に関する法律 施行規則	第12条第1項	支給認定の申請の受理	都道府 県	都	経由事務 平成30年4月1日から指定都市権限
難病の患者に対する 医療等に関する法律 施行規則	第13条第1項	申請内容の変更の届出の受理	都道府 県	都	経由事務 平成30年4月1日から指定都市権限
難病の患者に対する 医療等に関する法律 施行規則	第27条	医療受給者証の再交付の申請の受理	都道府 県	都	経由事務 平成30年4月1日から指定都市権限
農地法	第4条	農地転用の許可	都道府 県	都	
農地法	第5条	農地等の転用のための権利移動の許可	都道府 県	都	
農地法	第49条第1項・第3項・ 第5項	立入調査等(同法第18条第1項、第3項 にかかるものを除く。)	都道府 県	都	
農地法	第50条	土地の状況等に関する報告の徴取(同 法第18条第1項、第3項にかかるものを 除く。)	都道府 県	都	
農地法	第51条	違反転用に対する処分	都道府 県	都	
土地区画整理法	第76条	土地区画事業施行地区内で、事業の施 行に障害となるおそれがある行為や建 築物・工作物の新築、増築等を行う場合 の、建築確認申請前の許可、意見聴 取、条件の付加、命令、措置及び公告に 係る事務(法上東京都知事の権限と なっている都道府県施行、機構等施行 に係るもの)	都道府 県	都	
土地区画整理法	第86条第1項	土地区画整理事業の換地計画の認可 (機構等施行に係る事務に限る)	都道府 県	都	
土地区画整理法	第97条第1項	換地計画の変更の認可(機構等施行に 係る事務に限る)	都道府 県	都	
土地区画整理法	第103条第3項	換地処分の届出の受理(機構等施行に 係る事務に限る)	都道府 県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
土地区画整理法	第103条第4項	換地処分に係る公告(独立行政法人都市再生機構施行に係る事務に限る)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の2第1項	再開発会社による市街地再開発事業の施行の認可(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の6及び第50条の9第2項において準用する第16条第1項	認可申請に係る事業計画の縦覧(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の6及び第50条の9第2項において準用する第16条第2項	縦覧に供した事業計画に係る意見書の受理(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の6及び第50条の9第2項において準用する第16条第3項	意見書に係る修正命令又は採択しない旨の通知(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の6及び第50条の9第2項において準用する第16条第5項	命令に伴う修正の申告の受理及びこれに伴う手続の実施(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の8第1項(第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項により準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の9第1項	規程又は事業計画の変更の認可(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の12第1項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の14第1項	審査委員の承認(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の15第1項	事業の終了の認可(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)	管理処分計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の28第2項(法第99条の3第3項を準用)	特定建築者の決定に係る承認	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第2項(法113条を準用)	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行の開始の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第2項(法114条を準用)	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行者の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第2項(法117条第1項を準用)	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行の終了の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第1項	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行の開始の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第124条第3項	市街地再開発事業の施行の促進を図るために必要な措置の命令(再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第1項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する監督上必要な検査(第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第2項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する権利者の請求に基づく検査(第二種市街地再開発事業)	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
都市再開発法	第125条の2第3項	検査に基づく再開発会社に対する処分 の取消し等必要な措置の命令(第二種 市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法	第125条の2第4項	再開発会社に対する市街地再開発事業 の施行の認可の取消し(第二種市街地 再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法	第125条の2第5項	認可の取消しに伴う公告(第二種市街地 再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法	第128条第1項	組合等による処分に係る審査請求につ いての裁決(第二種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法	第133条第1項	施設建築物等の管理規約の認可(第二 種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行令	第22条の3において準 用する第4条の2第3項	再開発会社に対する審査委員の解任の 承認(第二種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行令	第49条	施設建築物等の管理規約に対する意見 書の要旨の受理(再開発会社が施行す る第二種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行令	第53条第2項	固定資産税の軽減の対象となる耐火建 築物の認定(再開発会社が施行する第 二種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第2項	市街地再開発事業の施行等の認可に伴 う公告をしたときの揭示(再開発会社 が施行する第二種市街地再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第3項	市街地再開発事業の事業計画の変更 等の認可に伴う公告をしたときの揭示 (再開発会社が施行する第二種市街地 再開発事業)	都道府 県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第5項	市街地再開発事業の施設建設物の工 事完了等に伴う公告をしたときの揭示 (再開発会社が施行する第二種市街地 再開発事業)	都道府 県	都	
温泉法	第3条第1項	土地掘削許可申請受理	都道府 県	都	經由事務
温泉法	第6条第1項	土地の掘削の許可を受けた者である法 人の合併分割承認の申請の受理	都道府 県	都	經由事務
温泉法	第7条第1項	土地の掘削の許可を受けた者の相続承 認の申請の受理	都道府 県	都	經由事務
温泉法	第7条の2第1項	土地掘削のための施設等の変更許可申 請受理	都道府 県	都	經由事務
温泉法	第11条第1項	温泉増掘・動力装置許可申請受理	都道府 県	都	經由事務
温泉法	第14条の2第1項	温泉採取許可申請の受理	都道府 県	都	經由事務
温泉法	第14条の3第1項	温泉採取許可合併(分割)承認申請受 理	都道府 県	都	經由事務
温泉法	第14条の4第1項	温泉採取許可相続承認申請受理	都道府 県	都	經由事務
温泉法	第14条の5第1項	可燃性天然ガス濃度確認申請受理	都道府 県	都	經由事務
温泉法	第14条の7第1項	温泉採取施設等変更許可申請受理	都道府 県	都	經由事務
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第5条第3項	第一種指定化学物質の排出量等の届 出の經由及び意見の付与	都道府 県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第6条第3項	対応化学物質分類名による届出に係 る大臣からの通知の受理	都道府 県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第7条第2項	対応化学物質分類名への変更を認めないことに係る大臣からの通知の受理	都道府 県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第7条第3項	対応化学物質分類名への変更を認めることに係る第一種指定化学物質の名称の大臣からの通知の受理	都道府 県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第7条第5項	対応化学物質分類名への変更の届出に係る大臣への説明要求	都道府 県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第8条第2項	第一種指定化学物質の排出量等の届出に係る記録事項の通知の受理	都道府 県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第8条第4項	第一種指定化学物質の排出量等の届出に係る記録事項の集計結果の通知の受理	都道府 県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第8条第5項	大臣から通知のあった第一種指定化学物質の排出量等の届出に係る記録事項の集計及び公表	都道府 県	都	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第13条	国が行う調査に関する資料の提供の要求又は意見の陳述	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第5項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する条件の付加	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第7項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証の交付	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第8項	認定鳥獣捕獲等事業者等の従事者に対する従事者証の交付	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第9項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可証又は従事者証の再交付	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第11項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可証又は従事者証の返納の受理	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第13項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等結果報告の受理	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第10条第1項	許可に係る措置命令等	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第10条第2項	許可の取消し	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第1項	鳥獣の飼養登録	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第3項	鳥獣の飼養登録票の交付	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第5項	鳥獣の飼養登録有効期間の更新	都道府 県	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第6項	鳥獣の飼養登録票の再交付	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第20条第3項	届出の受理	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第21条第1項	登録票の返納等	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第1項	登録を受けた者に対する措置命令等	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項	登録の取消し	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第75条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の報告の徴収	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第75条第3項	立入検査	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第11項	捕獲等又は採取等の許可証の変更に 関する届出の受理	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第12項	捕獲等又は採取等の許可証の変更に 関する届出の受理	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第13項	捕獲等又は採取等の許可証の亡失に 関する届出の受理	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第14項	捕獲等又は採取等の許可証の亡失に 関する届出の受理	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第5項	住所氏名等の変更の届出の受理	都道府 県	都	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第6項	住所氏名等の亡失の届出の受理	都道府 県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	第3条	価格動向、需要調査	指定都市	都	
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	第4条第1項	売渡しに関する指示	指定都市	都	
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	第4条第2項	売渡しに関する命令	指定都市	都	
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	第4条第4項	売渡しに関する裁定	指定都市	都	
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	第4条第5項	裁定に関する通知	指定都市	都	
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	第5条第1項	事業者に対する立入検査等	指定都市	都	
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	第5条第2項	事業者に対する立入検査等	指定都市	都	
国民生活安定緊急措置法	第6条第2項	販売価格表示に対する指示	指定都市	都	
国民生活安定緊急措置法	第6条第3項	指示に従わない場合の公表	指定都市	都	
国民生活安定緊急措置法	第7条第1項	標準価格以下で販売することへの指示	指定都市	都	
国民生活安定緊急措置法	第7条第2項	指示に従わない場合の公表	指定都市	都	
国民生活安定緊急措置法	第30条第1項	立入検査等	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第10条第1項	設立の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第10条第2項	認証申請の公告及び縦覧	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第12条第3項	認証又は不認証の決定の通知	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第13条第2項	設立の登記をしたことの届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第13条第3項	設立の登記をしないときの設立認証取消	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第17条の3	仮理事の選任	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第17条の4	特別代理人の選任	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第18条第3号	監査の結果不正行為等を発見した場合の監事からの報告の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第23条第1項	役員変更届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第3項	定款変更の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第6項	定款変更(認証を受けなければならない事項にかかるものを除く)届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第7項	定款変更登記をしたことの届出の受理	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
特定非営利活動促進法	第29条	事業報告書等の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第30条	事業報告書等の閲覧及び謄写	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条第2項	事業の成功の不能による解散の認定	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条第4項	解散の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条の8	清算人の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条第2項	残余財産譲渡の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の2第3項	裁判所への意見の陳述、調査	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の2第4項	裁判所に対する意見の申述	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の3	清算結了の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第34条第3項	合併の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第41条第1項	報告及び検査	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第42条	改善命令	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条第1項・第2項	設立認証取消し	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条第4項	聴聞の期日における審理を公開しない理由を記載した書面の交付	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条の2	警察本部長からの意見聴取	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条の3	警察本部長からの意見申述の受理	指定都市	都	
教育公務員特例法	第25条	県費負担教職員に対する指導改善研修	指定都市	都	平成29年4月1日から中核市権限
教育公務員特例法	第26条第2項	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可申請の受理	指定都市	都	
教育公務員特例法	第28条第2項	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可の取消し	指定都市	都	
教育公務員特例法	附則第5条第1項	幼稚園等の教諭に対する初任者研修等の特例	指定都市	都	
教育公務員特例法	附則第6条第1項	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例	指定都市	都	
文化財保護法	第93条第1項において準用する第92条第1項	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘に関する届出の受理	指定都市	都	
文化財保護法	第93条第2項	法第93条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項の指示	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第1項	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他の遺跡と認められるものを発見したときの届出の受理	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第2項	法第96条第1項の届出があった場合において、必要があると認める場合のその現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第3項	法第96条第2項の命令をしようとする場合の関係地方公共団体からの意見聴取	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第96条第5項	法第96条第1項の届出があった場合において、必要があると認める場合のその現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令の期間の延長	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第7項	法第96条第1項の届出がなされなかった場合の法第96条第2項の命令及び第5項の期間の延長	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第8項	現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令をしない場合の当該遺跡の保護上必要な指示	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第9項	法第96条第2項の命令による損失に対する補償	指定都市	都	
文化財保護法	第110条第1項	史跡名勝天然記念物の仮指定	指定都市	都	
文化財保護法	第154条第1項第4号	法第96条第2項、第5項の停止・禁止命令、期間の延長の際の聴聞	指定都市	都	
文化財保護法	第187条	重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導	指定都市	都	
文化財保護法	第188条第1項	書類等の経由	指定都市	都	
文化財保護法	第188条第3項	書類等の経由	指定都市	都	
埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則	第3条第2項	非常災害時の事由により事前の届出を要しない場合の発掘を行った者からの事後の届出の受理	指定都市	都	
博物館法	第10条	博物館の登録	指定都市	都	
博物館法	第11条	博物館の登録申請の受理	指定都市	都	
博物館法	第12条	博物館の登録要件の審査	指定都市	都	
博物館法	第13条	博物館の登録事項等の変更	指定都市	都	
博物館法	第14条	博物館の登録の取消し	指定都市	都	
博物館法	第15条	博物館の廃止	指定都市	都	
博物館法	第16条	博物館の登録に関する教育委員会の規則の制定	指定都市	都	
博物館法	第27条	私立博物館に対する必要な報告の要求及び私立博物館の設置及び運営に関する、専門的、技術的の指導又は助言	指定都市	都	
博物館法	第29条	博物館に相当する施設の指定	指定都市	都	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第37条第1項	県費負担教職員の任免、給与決定、休職及び懲戒に関する事務	指定都市	都	平成29年4月1日から都道府県権限
児童福祉法	第6条の4第1項	里親の認定	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ロ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ハ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ニ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ホ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ヘ	里親への情報提供、助言、研修その他の援助等	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ト	児童を養子とする養子縁組に関する者への情報提供、助言、その他の援助	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第11条第1項第3号	児童及び妊産婦の福祉に関する専門的な知識及び技術を必要とする支援	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第3項	児童相談所業務内容、里親支援事業、養子縁組に関する援助等の事務の委任	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第4項	里親支援事業の事務の委託	指定都市	都	
児童福祉法	第12条第1項	児童相談所の設置	指定都市	都	
児童福祉法	第12条第3項	児童相談所への弁護士配置又はこれに準ずる措置	指定都市	都	
児童福祉法	第12条の2第2項	児童相談所長の監督	指定都市	都	
児童福祉法	第13条第1項	児童福祉司の設置	指定都市	都	
児童福祉法	第13条第2項	児童福祉司の数の定め	指定都市	都	
児童福祉法	第13条第3項	児童福祉司の任用	指定都市	都	
児童福祉法	第13条第6項	指導及び教育を行う児童福祉司の数の定め	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の3第1項	指定障害児通所支援事業者の指定	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の15第3項	指定障害児通所支援事業者の指定の欠格要件を定める条例の制定	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の16第1項	指定障害児通所支援事業者の指定の更新	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の19	指定障害児事業者等が従うべき基準に関する条例の制定	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の20第3項	指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更及び事業の変更・再開の届出の受理等	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の20第4項	指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更及び事業の廃止・休止の届出の受理等	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の23第1項	指定障害児事業者等に対する改善等の勧告	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の23第2項	改善等の勧告に従わなかった旨の公表(指定障害児事業者等)	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の23第3項	指定障害児事業者等に対する勧告に係る措置の命令	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の23第4項	指定障害児事業者等に対する勧告に係る措置の命令をしたときの公示	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の23第5項	指定障害児事業者等に係る通知の受理	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の24第1項	指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の24第2項	指定障害児通所支援事業者に係る通知の受理	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第21条の5の25	指定障害児通所支援事業者に関する公示	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第24条の2第1項	指定障害児入所施設等の指定	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の2第1項	障害児入所給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第1項	障害児入所給付の申請の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第2項	障害児入所給付決定等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第3項	障害児入所給付費の支給決定の意見(児童相談所長)	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
児童福祉法	第24条の3第6項	入所受給者証の交付	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第8項	指定入所支援に要した費用の支払い	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第10項	障害児入所給付費の審査及び支払い	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の3第11項	支払事務の委託	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の4第1項	入所給付決定の取消し	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の4第2項	入所受給者証の返還請求	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の5	災害等の特例	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の6第1項	高額障害児入所給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の7第1項	特定入所障害児食費等給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の7第2項において準用する第24条の3第8項・第10項	特定入所障害児食費等給付費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の9第1項	指定障害児入所施設の設置者からの申請の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の9第3項において準用する第21条の5の15第3項(第7号を除く。)及び第4項	指定障害児入所施設の指定の欠格要件等、条例制定	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の10第1項	指定障害児入所施設の指定の更新	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の12	指定障害児入所施設等が従うべき基準に関する条例の制定	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の13	指定障害児入所施設の設置者に係る事項の変更の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の15第1項	指定障害児入所施設の設置者等に係る報告等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の16	指定障害児入所施設等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の17	指定障害児入所施設の指定の取消し等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の18	指定障害児入所施設に関する公示	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の19第1項	指定障害児入所施設等に関する情報提供等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の19第2項	指定障害児入所施設等の利用についてのあっせん・調整等	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の20第1項	障害児入所医療費の支給	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の20第3項	障害児入所医療費の支払い	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第1項	障害児入所給付費等の支給(二十歳に達するまで支給)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の2第1項	障害児入所給付費等の支給(二十歳に達するまで支給)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の3第2項	障害児入所給付費等の支給の決定(二十歳に達するまで)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の3第6項	入所受給者証の交付(二十歳に達するまで)	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の3第8項	障害児入所給付費等の支払い(二十歳に達するまで)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の3第10項	障害児入所給付費等の審査及び支払い(二十歳に達するまで)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の3第11項	障害児入所給付費等の支払事務の委託(二十歳に達するまで)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の4第1項	入所給付決定の取消し(二十歳に達するまで)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の4第2項	入所受給者証の返還請求(二十歳に達するまで)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の5	災害等の特例(二十歳に達するまで)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の6第1項	高額障害児入所給付費の支給(二十歳に達するまで支給)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の7第1項	特定入所障害児食費等給付費の支給(二十歳に達するまで支給)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の7第2項	特定入所障害児食費等給付費の支給(二十歳に達するまで支給)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の19第1項	指定障害児入居施設等の情報提供等(二十歳に達するまで)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の19第2項	指定障害児入所施設等の利用についてのあっせん・調整等(二十歳に達するまで)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の20第1項	障害児入所医療費の支給(二十歳に達するまで支給)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第2項において適用する第24条の20第3項	障害児入所給付費等の支払(二十歳に達するまで)	指定都市	都	
児童福祉法	第24条の24第3項	年齢超過児の障害児入所給付費の支給決定の意見(児童相談所長)	指定都市	都	
児童福祉法	第25条の7第1項第3号	児童自立生活援助の実施が適当である旨の報告の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第25条の7第1項第4号	出頭要求等の実施が適当である旨の通知の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第25条の8第4号	児童自立生活援助の実施が適当である旨の報告の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第26条第1項第1号	通告又は送致のあった児童等への措置を要する旨の報告の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第27条第1項	報告又は送致のあった児童につき採るべき措置	指定都市	都	
児童福祉法	第27条第2項	治療等の委託	指定都市	都	
児童福祉法	第27条第3項	家庭裁判所の決定による指示に従った措置	指定都市	都	
児童福祉法	第27条第5項	措置の解除等にかかる児童相談所長の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第27条第6項	措置の解除等にかかる児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第27条の2第1項	保護処分を受けた児童の児童自立支援施設等への入所措置	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第27条の3	家庭裁判所への送致	指定都 市	都	
児童福祉法	第28条第1項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定都 市	都	
児童福祉法	第28条第2項	保護者の児童虐待等の場合の措置期 間の更新	指定都 市	都	
児童福祉法	第28条第3項	保護者の児童虐待等の場合の措置(審 判の確定まで)	指定都 市	都	
児童福祉法	第28条第4項	措置に関する承認の申立てに係る保護 者に対する指導措置結果の家庭裁判所 への報告等	指定都 市	都	
児童福祉法	第29条	立入調査	指定都 市	都	
児童福祉法	第30条第1項	同居児童の届出	指定都 市	都	
児童福祉法	第30条第2項	同居児童の届出	指定都 市	都	
児童福祉法	第30条の2	里親等に対する指示等	指定都 市	都	
児童福祉法	第31条第2項	保護期間の延長等	指定都 市	都	
児童福祉法	第31条第3項	保護期間の延長等	指定都 市	都	
児童福祉法	第31条第4項	児童以外の満20歳に満たない者のうち 一時保護が引き続き行われているもの 等についての施設入所等の措置	指定都 市	都	
児童福祉法	第31条第6項	保護又は措置期間の延長等を行う場合 の児童相談所長への意見聴取	指定都 市	都	
児童福祉法	第32条第1項	措置を採る権限の児童相談所長への委 任	指定都 市	都	
児童福祉法	第32条第2項	措置を採る権限の福祉事務所長への委 任	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条第2項	児童の一時保護及び児童の一時保護の 委託	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条第4項	児童の一時保護及び児童の一時保護の 委託の延長	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条第5項	2月を超えて引き続き一時保護を行うこ とが親権者等の意に反する場合におけ る引き続き一時保護を行おうとするとき 等ごとの家庭裁判所の承認の申立て	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条第6項	親権者等の意に反する一時保護の延長 の審判が確定するまでの間	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条第9項	児童について満20歳に達するまでの間 における第31条第4項の規定による措置 を採るに至るまでの一時保護及び一時 保護の委託	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条第11項	保護延長者の第31条第4項の規定によ る措置を採るに至るまでの一時保護及 び一時保護の委託	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条の2第1項ただし 書	一時保護に係る児童に係る親権を行う 者がいない児童の縁組承諾の許可	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第1号	措置の解除に係る説明等	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第4号	措置の解除に係る説明等	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第5号	措置の解除に係る説明等	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条の6	児童自立生活援助事業の実施等	指定都 市	都	
児童福祉法	第33条の8第2項ただし 書	親権を行う者がいない児童の縁組承諾 の許可	指定都 市	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
児童福祉法	第33条の12第1項	被措置児童等虐待の通告受理	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の12第3項	被措置児童等からの届出受理	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の14第1項	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の14第2項	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の14第3項	被措置児童等虐待の通告等の通知	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の15第2項	都道府県児童福祉審議会への報告	指定都市	都	
児童福祉法	第33条の16	被措置児童等虐待の状況等の公表	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の3第1項	障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業(以下「障害児通所支援事業等」という。)の実施	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第34条の3第2項	障害児通所支援事業等の届出の受理	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第34条の3第3項	障害児通所支援事業等の変更の届出の受理	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第34条の3第4項	障害児通所支援事業等の廃止・休止の届出の受理	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第34条の4	児童自立生活援助事業等を行う者の事業開始の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の5第1項・第2項	障害児通所支援事業等を行う者からの報告の徴収等	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第34条の5第1項・第2項	児童自立生活援助事業等を行う者からの報告の徴収等	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の6	障害児通所支援事業等への事業の制限又は停止命令	指定都市	都	平成31年4月1日から中核市権限
児童福祉法	第34条の6	指定都市以外の市町村の児童自立生活援助事業等を行う者への事業の制限又は停止命令	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の19	養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の作成	指定都市	都	
児童福祉法	第34条の20第2項	養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の抹消	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第2項	児童福祉施設(児童自立支援施設)の設置	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設に限る)の設置の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター)の設置の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置の認可	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置の認可	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)の設置の認可	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第35条第11項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の廃止又は休止の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第11項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児童厚生施設)の廃止又は休止の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第11項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター)の廃止又は休止の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第12項	民間の児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の廃止又は休止の承認	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第12項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の廃止又は休止の承認	指定都市	都	
児童福祉法	第35条第12項	民間の児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)の廃止又は休止の承認	指定都市	都	
児童福祉法	第45条第1項	児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター・児童自立支援施設)の設備及び運営基準の条例制定	指定都市	都	
児童福祉法	第45条第1項	児童福祉施設(児童厚生施設)の設備及び運営基準の条例制定	指定都市	都	
児童福祉法	第45条第1項	児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)の設備及び運営基準の条例制定	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者等に対する報告の徴収、施設の立入検査等	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(児童厚生施設)の設置者等に対する報告の徴収、施設の立入検査等	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(障害児入所施設・児童発達支援センター)の設置者等に対する報告の徴収、施設の立入検査等	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	里親からの報告の徴収	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者に対する改善命令	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(児童厚生施設)の設置者に対する改善命令	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(障害児入所施設・児童発達支援センター)の設置者に対する改善命令	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者に対する事業停止命令・児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(児童厚生施設)の設置者に対する事業停止命令・児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(障害児入所施設・児童発達支援センター)の設置者に対する事業停止命令・児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第47条第1項ただし書	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定都市	都	
児童福祉法	第47条第2項ただし書	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定都市	都	
児童福祉法	第47条第5項	親権者、未成年後見人の意に反した措置についての報告の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第1号	費用の支弁(児童福祉審議会に要する費用)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第2号	費用の支弁(児童福祉司に要する費用)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第3号	費用の支弁(児童相談所に要する費用(第9号の費用を除く))	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号	費用の支弁(助産施設等に要する費用)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の2	費用の支弁(助産施設等に要する費用)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の3	費用の支弁(障害児入所給付費等の支給に要する費用)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第7号	費用の支弁(第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合における、入所又は委託に要する費用等)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第7号の2	費用の支弁(委託及び委託後の治療等に要する費用)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第7号の3	費用の支弁(児童自立生活援助(20歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る)の実施に要する費用)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第8号	費用の支弁(一時保護に要する費用)	指定都市	都	
児童福祉法	第50条第9号	費用の支弁(児童相談所の設置、児童福祉施設の設備・職員の養成施設に要する費用)	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第1項	負担能力の認定	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第6号及び第6号の2に係る部分のうち助産に係る部分に限る)	費用の徴収	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第6号及び第6号の2に係る部分のうち母子保護に係る部分に限る)	費用の徴収	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第7号に係る部分に限る)	費用の徴収	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第7号の2、第7号の3に係る部分に限る)	費用の徴収	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第3項(第50条第6号、第6号の2、第7号から第7号の3に係る部分に限る)	費用の徴収の委託	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第4項(同条第1項の負担能力の認定に係る部分に限る)	負担能力の認定等に必要書類の閲覧又は資料の請求	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第4項(第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の2、第7号の3に係る部分に限る)	負担能力の認定等に必要書類の閲覧又は資料の請求	指定都市	都	
児童福祉法	第56条第5項(第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の2、第7号の3に係る部分に限る)	費用の徴収の委嘱	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第56条第6項(第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の2、第7号の3に係る部分に限る)	不足額の徴収	指定都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の新設等に要する費用の補助	指定都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の新設等に要する費用の補助	指定都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	民間の児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)の新設等に要する費用の補助	指定都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の新設等に要する費用の補助がなされた場合の予算の変更指示等	指定都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の新設等に要する費用の補助がなされた場合の予算の変更指示等	指定都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	民間の児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)の新設等に要する費用の補助がなされた場合の予算の変更指示等	指定都市	都	
児童福祉法	第56条の3	児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還命令	指定都市	都	
児童福祉法	第56条の3	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還命令	指定都市	都	
児童福祉法	第56条の3	民間の児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)の設置者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還命令	指定都市	都	
児童福祉法	第57条の2第3項	障害児入所給付費等の額に相当する金額の徴収	指定都市	都	
児童福祉法	第57条の2第5項	指定障害児入所施設等に対する障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の徴収	指定都市	都	
児童福祉法	第57条の3第3項	障害児入所給付費等の支給に関する障害児の保護者等に対する報告の聴取等	指定都市	都	
児童福祉法	第57条の4第3項	障害児入所給付費等の支給に係る資産状況等の報告命令、質問	指定都市	都	
児童福祉法	第58条	児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置認可の取消し	指定都市	都	
児童福祉法	第58条	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置認可の取消し	指定都市	都	
児童福祉法	第58条	児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)の設置認可の取消し	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)に対する報告の徴収、施設の立入調査等	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)に対する報告の徴収、施設の立入調査等	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)に対する報告の徴収、施設の立入調査等	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設備又は運営の改善等の勧告	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)の設備又は運営の改善等の勧告	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)の設備又は運営の改善等の勧告	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	改善等の勧告に従わなかった旨の公表(児童養護施設等)	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	改善等の勧告に従わなかった旨の公表(児童厚生施設)	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	改善等の勧告に従わなかった旨の公表(障害児入所施設、児童発達支援センター)	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令・児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令・児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令・児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第6項	緊急を要する場合の事業(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター・児童自立支援施設)の停止又は施設の閉鎖命令	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第6項	緊急を要する場合の事業(児童厚生施設)の停止又は施設の閉鎖命令	指定都市	都	
児童福祉法	第59条第6項	緊急を要する場合の事業(障害児入所施設・児童発達支援センター)の停止又は施設の閉鎖命令	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第1条の2第2項	児童自立生活援助事業の対象者の認定	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第2条	児童相談所設置等の報告	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第28条	措置の解除・変更等における児童福祉施設長等からの意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第29条	里親認定における都道府県児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第32条第1項	保護者の意向と措置が一致しないとき児童福祉審議会の意見聴取	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第32条第2項	保護者の意向と措置が一致しないとき児童福祉審議会への措置の報告	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第33条	同居児童の居住地変更の通知(新居住地の知事に対して)	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第36条	児童自立支援施設の設置	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第38条	国以外の者が設置する児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター・児童自立支援施設)の設備及び運営の基準を遵守しているかどうかの実地検査(都道府県、指定都市が設置するものを除く)	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法施行令	第38条	国以外の者が設置する児童福祉施設(児童厚生施設)の設備及び運営の基準を遵守しているかどうかの実地検査(都道府県、指定都市が設置するものを除く)	指定都市	都	
児童福祉法施行令	第38条	国以外の者が設置する児童福祉施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)の設備及び運営の基準を遵守しているかどうかの実地検査(都道府県、指定都市が設置するものを除く)	指定都市	都	
児童福祉法施行規則	第37条第5項	児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター・児童自立支援施設)に係る名称、種類及び位置等の変更届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法施行規則	第37条第5項	児童福祉施設(児童厚生施設)に係る名称、種類及び位置等の変更届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法施行規則	第37条第5項	児童福祉施設(障害児入所施設・児童発達支援センター)に係る名称、種類及び位置等の変更届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法施行規則	第37条第6項	児童福祉施設(児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院・児童家庭支援センター・児童自立支援施設)に係る建物その他設備の規模及び構造等の変更届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法施行規則	第37条第6項	児童福祉施設(児童厚生施設)に係る建物その他設備の規模及び構造等の変更届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法施行規則	第37条第6項	児童福祉施設(障害児入所施設・児童発達支援センター)に係る建物その他設備の規模及び構造等の変更届出の受理	指定都市	都	
少年法	第6条の7第1項	都道府県知事又は児童相談所長の家庭裁判所への送致	指定都市	都	
少年法	第6条の7第2項	都道府県知事又は児童相談所長の家庭裁判所への送致	指定都市	都	
少年法	第18条第1項	家庭裁判所からの送致	指定都市	都	
少年法	第18条第2項	家庭裁判所からの送致	指定都市	都	
医療法	第7条第1項	病院開設許可	指定都市	都	
医療法	第7条第2項	病院開設許可事項中一部変更許可	指定都市	都	
医療法	第8条の2第2項	病院休止届	指定都市	都	
医療法	第8条の2第2項	病院再開届	指定都市	都	
医療法	第9条第1項	病院廃止届	指定都市	都	
医療法	第9条第2項	病院開設者死亡届	指定都市	都	
医療法	第9条第2項	病院開設者失そう届	指定都市	都	
医療法	第12条第1項ただし書	病院管理医師設置許可	指定都市	都	
医療法	第12条第2項	病院2カ所管理許可	指定都市	都	
医療法	第15条第3項	病院にかかる各種届(エックス線装置等)	指定都市	都	
医療法	第16条ただし書	病院医師宿直免除許可	指定都市	都	
医療法	第18条ただし書	病院専属薬剤師設置免除許可	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
医療法	第23条の2	施設の人員の増員又は業務の停止命令	指定都市	都	
医療法	第24条第1項	施設の使用制限命令等	指定都市	都	
医療法	第27条	病院構造設備使用許可	指定都市	都	
医療法	第28条	管理者の変更命令	指定都市	都	
医療法	第29条第1項	開設許可の取消し等	指定都市	都	
医療法	第30条	弁明の機会の付与	指定都市	都	
医療法施行令	第4条第1項	病院開設許可及び開設届出事項中一部変更届	指定都市	都	
医療法施行令	第4条の2第1項	病院開設届	指定都市	都	
医療法施行令	第4条の2第2項	病院管理医師変更届	指定都市	都	
医療法施行規則	第23条	検査の申出の受理	指定都市	都	
身体障害者福祉法	第11条第1項	身体障害者更生相談所の設置	指定都市	都	
身体障害者福祉法	第11条の2第1項	身体障害者更生相談所への身体障害者福祉司の設置	指定都市	都	
身体障害者福祉法施行令	第2条	判定書の交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第1項	精神障害者保健福祉手帳の申請受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第2項	精神障害者保健福祉手帳の審査及び交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第3項	精神障害者保健福祉手帳の交付をしない場合の通知	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第4項	精神障害者保健福祉手帳の更新の認定	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第5項	精神障害者保健福祉手帳の更新をしない場合の通知	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第1項	精神障害者保健福祉手帳の返還の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第3項	精神障害者保健福祉手帳の返還命令	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第4項	精神障害者保健福祉手帳の返還命令	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第5項	精神障害者保健福祉手帳の返還の通知	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第1項	精神障害者保健福祉手帳交付台帳の作成	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第2項	精神障害者保健福祉手帳の記載内容変更の届出の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第4項	他の都道府県から転居してきた精神障害者保健福祉手帳所持者からの転居の届出の受理	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第5項	他の都道府県から転居してきた精神障害者保健福祉手帳所持者からの転居の届出に伴う旧居住地の都道府県知事への通知及び新たな手帳の交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第6項	精神障害者保健福祉手帳台帳の記載事項の削除	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第8条第2項	精神障害者保健福祉手帳の更新及び交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第9条第1項	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更申請の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第9条第2項	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更に伴う新たな手帳の交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条第1項	精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請の受理及び再交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条第2項	精神障害者保健福祉手帳再交付の後に紛失した手帳を発見した場合の手帳の返還の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条の2第1項	精神障害者保健福祉手帳の返還の受理	指定都市	都	
知的障害者福祉法	第12条第1項	知的障害者更生相談所の設置	指定都市	都	
知的障害者福祉法	第13条第1項	知的障害者更生相談所への知的障害者福祉司の設置	指定都市	都	
知的障害者福祉法施行令	第1条	判定書の交付	指定都市	都	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第5条	手当の支給認定	指定都市	都	
登録免許税法施行規則	第3条第1号ロ	社会福祉事業の用に供する不動産登記に関する証明	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第1項	出頭要求	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第2項	出頭要求(書面による告知)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第3項	出頭要求(出頭の求めに応じない場合の措置)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条第1項	立入調査等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の2第1項	再出頭要求	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の2第2項において準用する第8条の2第2項	再出頭要求(書面による告知)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第1項	臨検または搜索	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第2項	臨検または搜索(必要な調査又は質問)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第3項	臨検または搜索(許可状請求の場合における資料提出)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第4項	臨検または搜索(許可状の交付受け)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第5項	臨検または搜索(許可状)	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条第1項後段	警察署長への援助要請	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条第2項	警察署長への援助要請	指定都市	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
児童虐待の防止等に関する法律	第10条の3	臨検等の終了に関する報告の受理	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第11条第3項	児童虐待を行った保護者に対する指導の勧告等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第11条第4項	児童虐待を行った保護者に対する指導の勧告に従わない場合の措置	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の2第2項	(施設入所措置が採られた場合)親権者の意に反する場合の児童福祉法28条による施設入所が必要な旨の報告の受理	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の3	(一時保護を行っている場合)親権者の意に反する場合の児童福祉法28条による施設入所が必要な旨の報告の受理	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第1項	接近禁止命令	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第2項	接近禁止命令期間の更新	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第3項	接近禁止命令、期間の更新にかかる聴聞	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第6項	接近禁止命令の取消し	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第13条	施設入所等の措置の解除に関する児童福祉司等の意見聴取等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第13条の2	施設入所等の措置の解除時の安全確認等	指定都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第13条の5	児童福祉審議会等への報告	指定都市	都	
発達障害者支援法	第6条第3項	早期の発達支援	指定都市	都	
発達障害者支援法	第10条第1項	発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保	指定都市	都	
発達障害者支援法	第14条第1項	発達障害者支援センターの指定	指定都市	都	
発達障害者支援法	第16条	発達障害者支援センターに対する報告の徴収等	指定都市	都	
発達障害者支援法	第17条	発達障害者支援センターに対する改善命令	指定都市	都	
発達障害者支援法	第18条	発達障害者支援センターの指定の取消し	指定都市	都	
発達障害者支援法	第19条第1項	専門的な医療機関の確保	指定都市	都	
発達障害者支援法	第19条の2	発達障害者支援地域協議会	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第3条第2項	基準面積に代わる面積の決定(条例制定)	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第5条第1項	大規模小売店舗の新設に関する届出の受理等	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第5条第3項	大規模小売店舗の新設に関する届出を公告・縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第1項	大規模小売店舗の新設に関する届出の変更の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第2項	大規模小売店舗の新設に関する届出の変更の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第3項	大規模小売店舗の変更に関する届出を公告・縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第5項	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする場合の届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第6項	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする場合の届出の受理の公告	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大規模小売店舗立地法	第7条第3項	大規模小売店舗の新設等の届出をした者による説明会実施に当たっての意見聴取に応ずること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第1項	大規模小売店舗の新設に係る市町村への通知及び意見聴取	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第2項	市町村の区域内の居住者や事業者等からの意見聴取	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第3項	市町村から聴取した意見を公告・縦覧に供すこと	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第4項	届出をした者に対する意見を書面により陳述すること及び都道府県からの意見がない場合の通知	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第6項	届出をした者に対する意見を公告し、縦覧に供すること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第7項	届出をした者による変更等の通知の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第8項	法第8条第7項の届出の概要等の公告及び縦覧	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第1項	市町村に対する意見の照会及び届出をした者に対する勧告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第3項	市町村に対する勧告の通知及び届出をした者に対する勧告の内容の公告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第4項	勧告を踏まえた変更に係る届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第5項	法第9条第4項の届出の概要等の公告及び縦覧	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第7項	届出をした者が勧告に従わなかった旨の公表	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第11条第3項	届出をした者の地位を承継した者による届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第12条	関係行政機関、関係地方公共団体への協力要請	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第14条第1項	大規模小売店舗を設置する者からの報告徴収	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第14条第2項	大規模小売店舗において小売業を行う者からの参考意見の徴収	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	附則第5条第1項	法施行時に現に店舗を設置している者の変更の届出の受理	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第37条第1項	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第37条第2項	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の公告	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第37条第6項	公聴会の開催その他の住民等の意見を反映させるために必要な措置	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第37条第7項	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の公告・縦覧	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第37条第9項	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案への意見の受理	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第38条第1項において準用する第37条第2項・第6項・第7項	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更・廃止に係る公告等	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第38条第2項	第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域の大規模小売店舗新設の際の届出の変更の届出受理	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第65条	第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第65条第4項において準用する第37条第2項・第6項・第7項、第38条第1項	第二種大規模小売店舗立地法特例区域の公告等、同区域の変更・廃止に係る公告等	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
工業用水法	第3条第1項	工業用水の採取の許可	指定都 市	都	
工業用水法	第4条第1項	工業用水の採取の許可の申請の受理	指定都 市	都	
工業用水法	第6条第3項	既に当該地域内で揚水しているものの 届出の受理	指定都 市	都	
工業用水法	第7条第1項	工業用水採取井戸の変更の許可	指定都 市	都	
工業用水法	第9条	工業用水採取者の氏名等の変更の届 出の受理	指定都 市	都	
工業用水法	第10条第3項	工業用水採取許可の承継の届出の受 理	指定都 市	都	
工業用水法	第11条	許可井戸廃止届の受理	指定都 市	都	
工業用水法	第13条	工業用水採取の許可の取消し等	指定都 市	都	
工業用水法	第14条	工業用水採取許可者に対する緊急措置	指定都 市	都	
工業用水法	第22条第1項	土地の立入	指定都 市	都	
工業用水法	第22条第2項	土地の立入の事前通知	指定都 市	都	
工業用水法	第22条第6項	土地の立入による損失補償	指定都 市	都	
工業用水法	第24条	工業用水採取許可井戸の状況報告の 徴収	指定都 市	都	
工業用水法	第25条第1項	工業用水採取許可井戸への立入検査	指定都 市	都	
工業用水法	第26条第1項	聴聞の特例	指定都 市	都	
都市再開発法	第7条の9第1項	個人施行者の施行する第一種市街地再 開発事業の施行の認可	指定都 市	都	
都市再開発法	第7条の15第1項(第7 条の16第2項及び第7 条の20第2項において 準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交 通大臣への送付	指定都 市	都	
都市再開発法	第7条の16第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認 可	指定都 市	都	
都市再開発法	第7条の17第4項	施行者の変動に係る認可	指定都 市	都	
都市再開発法	第7条の17第7項	施行者の変動に係る届出の受理	指定都 市	都	
都市再開発法	第7条の17第8項	認可及び受理に係る公告	指定都 市	都	
都市再開発法	第7条の19第1項	審査委員の承認	指定都 市	都	
都市再開発法	第7条の20第1項	事業の終了の認可	指定都 市	都	
都市再開発法	第11条第1項	第一種市街地再開発事業に係る市街地 再開発組合の設立の認可	指定都 市	都	
都市再開発法	第11条第2項	第一種市街地再開発事業に係る市街地 再開発組合の設立の認可	指定都 市	都	
都市再開発法	第11条第3項	設立された組合(事業計画決定前に設 立した組合)に係る事業計画の認可	指定都 市	都	
都市再開発法	第16条第1項(第38条 第2項、第50条の6及び 第50条の9第2項にお いて準用する場合を含 む。)	認可申請に係る事業計画の縦覧(組合 又は再開発会社が施行する第一種市街 地再開発事業)	指定都 市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
都市再開発法	第16条第2項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	縦覧に供した事業計画に係る意見書の受理(組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法	第16条第3項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	意見書に係る修正命令又は採択しない旨の通知(組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法	第16条第5項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	命令に伴う修正の申告の受理及びこれに伴う手続の実施(組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法	第19条第1項(第38条第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	指定都市	都	
都市再開発法	第19条第2項(第38条第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告	指定都市	都	
都市再開発法	第27条第4項第3号	組合の財産状況等について法令・定款に違反している等の事項がある場合の報告の受理	指定都市	都	
都市再開発法	第27条第8項	組合から提出される事業報告書等の受理	指定都市	都	
都市再開発法	第28条第1項	組合の理事長の氏名等の届出の受理	指定都市	都	
都市再開発法	第28条第2項	届出に伴う公告	指定都市	都	
都市再開発法	第38条第1項	組合の定款又は事業計画若しくは事業方針の変更の認可	指定都市	都	
都市再開発法	第45条第4項	組合の解散の認可	指定都市	都	
都市再開発法	第45条第6項	組合の設立認可の取消し又は解散認可の公告	指定都市	都	
都市再開発法	第48条の2第3項	組合の解散及び清算を監督する裁判所の要請による意見の陳述及び調査	指定都市	都	
都市再開発法	第48条の2第4項	組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見の申述	指定都市	都	
都市再開発法	第49条	市街地再開発組合の清算に係る決算報告の承認	指定都市	都	
都市再開発法	第50条の2第1項	再開発会社による市街地再開発事業の施行の認可	指定都市	都	
都市再開発法	第50条の8第1項(第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	指定都市	都	
都市再開発法	第50条の9第1項	規準又は事業計画の変更の認可	指定都市	都	
都市再開発法	第50条の12第1項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可	指定都市	都	
都市再開発法	第50条の14第1項	審査委員の承認	指定都市	都	
都市再開発法	第50条の15第1項	事業の終了の認可	指定都市	都	
都市再開発法	第72条第1項(第72条第4項において準用する場合を含む。)	権利変換計画の認可	指定都市	都	
都市再開発法	第99条の3第3項(第99条の8第5項及び第118条の28第2項において準用する場合を含む。)	特定建築者の決定に係る承認	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
都市再開発法	第112条	第一種市街地再開発事業に係る事業代行開始の決定	指定都市	都	
都市再開発法	第113条	決定に係る公告	指定都市	都	
都市再開発法	第114条	決定に係る事業の代行	指定都市	都	
都市再開発法	第117条第1項	事業代行の終了の公告	指定都市	都	
都市再開発法	第124条第3項	市街地再開発事業の施行の促進を図るために必要な措置の命令(個人施行者、組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法	第124条の2第1項	第一種市街地再開発事業の個人施行者に対する検査、必要な措置の命令	指定都市	都	
都市再開発法	第124条の2第2項	個人施行者に対する第一種市街地再開発事業の施行の認可の取消し	指定都市	都	
都市再開発法	第124条の2第3項	取消しに伴う公告	指定都市	都	
都市再開発法	第125条第1項	組合の施行する第一種市街地再開発事業に対する監督上必要な検査	指定都市	都	
都市再開発法	第125条第2項	組合の施行する第一種市街地再開発事業に対する組合員の請求に基づく検査	指定都市	都	
都市再開発法	第125条第3項	検査に基づく組合に対する処分の取消し等必要な措置の命令	指定都市	都	
都市再開発法	第125条第4項	組合の設立の認可の取消し	指定都市	都	
都市再開発法	第125条第5項	組合の総会等の招集	指定都市	都	
都市再開発法	第125条第6項	組合の理事等の解任の投票の実施	指定都市	都	
都市再開発法	第125条第7項	市街地再開発組合の総会等の議決等の取消し	指定都市	都	
都市再開発法	第125条の2第1項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する監督上必要な検査(第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法	第125条の2第2項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する権利者の請求に基づく検査(第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法	第125条の2第3項	検査に基づく再開発会社に対する処分の取消し等必要な措置の命令(第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法	第125条の2第4項	再開発会社に対する市街地再開発事業の施行の認可の取消し(第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法	第125条の2第5項	認可の取消しに伴う公告(第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法	第128条第1項	組合等による処分に係る審査請求についての裁決(第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法	第133条第1項	施設建築物等の管理規約の認可(第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第4条の2第3項(第22条の3において準用する場合を含む。)	審査委員の解任の承認(個人施行者又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第2項	都市再開発法第125条第6項の規定による組合の理事等の解任の投票に係る解任投票所の決定等	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第4項を準用)	投票に係る権限を証する書面の受理	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第6項を準用)	投票に係る投票用紙の交付	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第8項を準用)	投票に係る職員の指名及び投票の拒否	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第9項を準用)	投票に係る投票拒否の場合の意見の聴取	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第10項を準用)	投票に係る点検及び有効投票数の計算	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条第11項を準用)	投票に係る効力の決定	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第14条第1項を準用)	投票に係る結果の公告	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第15条第1項を準用)	投票に係る解任投票録の作成等	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第15条第2項を準用)	投票に係る解任投票録の保存	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第1項を準用)	投票及びその結果の効力に係る異議の申出の受理	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第2項を準用)	異議に対する決定等	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第3項を準用)	異議に対する投票の無効の決定	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条第4項を準用)	異議に対する投票の無効の決定	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第49条	施設建築物等の管理規約に対する意見書の要旨の受理(個人施行者、組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法施行令	第53条第2項	固定資産税の軽減の対象となる耐火建築物の認定(個人施行者、組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法施行規則	第39条第2項	市街地再開発事業の施行等の認可に伴う公告をしたときの掲示(個人施行者、組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法施行規則	第39条第3項	市街地再開発事業の事業計画の変更等の認可に伴う公告をしたときの掲示(個人施行者、組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
都市再開発法施行規則	第39条第5項	市街地再開発事業の施設建設物の工事完了等に伴う公告をしたときの掲示(個人施行者、組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業)	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第47条第1項(都市再開発法を準用)	防災街区計画整備組合が法第45条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を第一種市街地再開発事業として行うときの許認可関連事務	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第122条第1項	防災街区整備事業(以下「事業」という)の施行の認可	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第122条第3項	事業の施行の認可に際しての意見聴取	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第128条第1項(第129条第2項・第132条第2項において準用する場合を含む。)	施行認可の公告及び国土交通大臣に対する図書の送付	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第129条第1項	規準・規約、事業計画の変更の認可	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第130条(都市再開発法第7条の17第4項を準用)	事業の施行者が1人から数人となったときに定める規約の認可	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第130条(都市再開発法第7条の17第7項を準用)	事業の個人施行者に変動を生じたときの届出の受理	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第130条(都市再開発法第7条の17第8項を準用)	規約の認可及び変動届出の受理に係る公告	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第131条第1項	事業に係る審査委員の承認	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第132条第1項	事業の終了の認可	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第136条第1項	防災街区整備事業組合の設立の認可	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第136条第2項	防災街区整備事業組合の設立の認可(事業計画決定前)	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第136条第3項	事業計画の認可(第136条第2項の事業組合の場合)	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第140条第3項(第157条第2項・第169条・第172条第2項において準用する場合を含む。)	事業計画に対する意見書の受理	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第140条第4項(第157条第2項・第169条・第172条第2項において準用する場合を含む。)	意見書に基づく事業計画の修正命令又は意見不採択の通知	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第140条第6項(第157条第2項・第169条・第172条第2項において準用する場合を含む。)	修正命令を受けて事業計画を修正したときの申告の受理及びこれに伴う縦覧等の事務	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第143条第1項(第157条第2項において準用する場合を含む。)	設立認可に伴う公告及び国土交通大臣に対する図書の送付(第136条第2項の事業組合の場合)	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第143条第2項(第157条第2項において準用する場合を含む。)	認可に伴う公告及び関係市町村長に対する図書の送付	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第148条第3項(都市再開発法第27条第4項第3号を準用)	事業組合の財産状況等について法令・定款に違反している等の事項がある場合の報告の受理	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第148条第3項(都市再開発法第27条第8項を準用)	事業組合から提出される事業報告書等の受理	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第148条第3項(都市再開発法第28条第1項を準用)	事業組合の理事長の氏名等の届出の受理	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第148条第3項(都市再開発法第28条第2項を準用)	届出に伴う公告	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第157条第1項	事業組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第163条第4項	事業組合の解散の認可	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第163条第6項	事業組合の設立認可の取消し又は解散認可の公告	指定都市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第164条(都市再開発法第48条の2第3項を準用)	組合の解散及び清算を監督する裁判所の要請による意見の陳述及び調査	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第164条(都市再開発 法第48条の2第4項を 準用)	事業組合の解散及び清算を監督する裁 判所への意見の申述	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第164条(都市再開発 法第49条を準用)	事業組合の清算に係る決算報告の承認	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第165条第1項	事業会社による防災街区整備事業の施 行の認可	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第171条第1項(第172 条第2項・第175条第2 項・第178条第2項にお いて準用する場合を含む。)	施行認可に係る公告及び国土交通大臣 に対する図書の送付	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第172条第1項	規準又は事業計画の変更の認可	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第175条第1項	事業会社の合併若しくは分割又は事業 の譲渡及び譲受の認可	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第177条第1項	審査委員の選任に係る承認	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第178条第1項	事業の終了の認可	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第204条第1項	権利変換計画の決定に係る認可	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第204条第4項	権利変換計画の変更に係る認可	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第236条第3項(第241 条第5項において準用 する場合を含む。)	特定建築者の決定に係る承認	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第258条第1項	事業の継続が困難な場合の事業代行開 始の決定	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第258条第2項	事業代行開始の決定に係る公告	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第259条	決定に係る事業の代行等	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第261条第1項	事業代行の終了の公告	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第268条第1項	防災街区整備事業に係る報告・資料提 出の要求、勧告、助言	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第268条第3項	事業の施行の促進を図るために必要な 措置の命令	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第1項	個人施行者の施行する事業に対する検 査及び必要な措置(処分取消し等)の 命令	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第2項	個人施行者に対する事業の施行の認可 の取消し	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第3項	認可の取消しに伴う公告	指定都 市	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第1項	事業組合の施行する事業に対する監督 上必要な検査	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第2項	事業組合の施行する事業に対する組合 員の請求に基づく検査	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第3項	事業組合に対する必要な措置(処分の 取消し等)の命令	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第4項	事業組合の設立の認可の取消し	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第5項	組合員の申出に基づく事業組合の総会 等の招集	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第6項	組合員の申出に基づく事業組合の理事 等の解任に係る投票の実施	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第7項	組合員の請求に基づく事業組合の総会 等の議決等の取消し	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第1項	事業会社の施行する事業に対する監督 上必要な検査	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第2項	事業会社の施行する事業に対する権利 者の請求に基づく検査	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第3項	事業会社に対する必要な措置(処分の 取消し等)の命令	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第4項	事業会社に対する事業の施行の認可の 取消し	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第5項	認可の取消しに伴う公告	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第277条第1項	防災施設建築物等の管理規約の認可	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第306条第1項	事業組合等がした処分等についての審 査請求の受理及び裁決	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第26条第3項(第30条 において準用する場合 を含む。)	個人施行者及び事業会社に対する審査 委員の解任に係る承認	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第2項を 準用)	法第270条第6項の規定による事業組合 の理事等の解任の投票に係る解任投票 所等の決定及び公告	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第4項を 準用)を準用)	投票に係る権限を証する書面の提出の 受理	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第6項を 準用)を準用)	投票用紙の交付	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第8項を 準用)を準用)	投票に係る職員の指名及び投票の拒否	指定都 市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第9項を 準用)を準用)	投票を拒否する場合の立会人の意見の 聴取	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第10項を 準用)を準用)	投票の点検及び有効投票数の計算	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第11項を 準用)を準用)	投票の効力の決定	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第14条第1項を 準用)を準用)	投票の結果の公告	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第15条第1項を 準用)を準用)	解任投票録の作成、投票の次第の記載 及び解任投票録への署名	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第15条第2項を 準用)を準用)	投票に係る解任投票録の保存	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第16条第1項を 準用)を準用)	投票及びその結果の効力に係る異議の 申出の受理	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第16条第2項を 準用)を準用)	異議の申出に対する決定等	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第16条第3項・第 4項を準用)を準用)	異議の申出があった場合の投票の無効 の決定	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 規則	第121条第2項	事業の施行に係る認可に伴う公告をし たときの掲示	指定都 市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 規則	第121条第3項	事業計画の変更等の認可に伴う公告をし たときの掲示	指定都 市	都	
建築物用地下水の採 取の規制に関する法 律	第4条	建物用地下水の採取の許可	指定都 市	都	
建築物用地下水の採 取の規制に関する法 律	第6条第3項	既に当該地域内で揚水しているものの 届出の受理	指定都 市	都	
建築物用地下水の採 取の規制に関する法 律	第7条	氏名等の変更の届出の受理	指定都 市	都	
建築物用地下水の採 取の規制に関する法 律	第8条第3項	採取者の地位を継承した時の届出の受 理	指定都 市	都	
建築物用地下水の採 取の規制に関する法 律	第9条	許可の失効の届出の受理	指定都 市	都	
建築物用地下水の採 取の規制に関する法 律	第10条	建物用地下水の採取の許可等の取消し 等	指定都 市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第11条	地下水又は地盤の状況に関する測量等が必要な場合の土地の立入り	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第13条	建物用地下水を採取するための設備の構造等についての報告の徴収	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第14条	建物用地下水を採取するための設備の設置場所等の立入検査	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第15条	環境大臣への地盤沈下の防止に関する意見申出	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第10条	第一種動物取扱業の登録	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第11条	登録の実施	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第12条	登録の拒否	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第14条	登録の変更の届出の受理	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第15条	第一種動物取扱業者登録簿の閲覧	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第16条第1項	廃業等の届出の受理	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第17条	登録の抹消	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第19条	登録の取消し等	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第21条第2項	環境省令で定める基準遵守義務に代わる基準の策定	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第22条第3項	動物取扱責任者研修の実施	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第22条の6第2項	犬猫等の個体に関する帳簿の届出の受理	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第22条の6第3項	犬猫等の検案書等の提出命令	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第23条	勧告及び命令	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第24条	報告及び検査	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の2	第二種動物取扱業の届出の受理	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の3	第二種動物取扱業の変更の届出の受理	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の4	準用規定	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第25条第1項・第2項・第3項	周辺の生活環境の保全に係る措置	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第26条	特定動物の飼養又は保管の許可	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第27条第2項	許可への条件付与	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第28条第1項	特定動物の飼養又は保管の変更に係る許可	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第28条第3項	特定動物の飼養又は保管の変更に係る届出の受理	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第29条	許可の取消し	指定都市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第32条	特定動物飼養者に対する措置命令等	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
動物の愛護及び管理 に関する法律	第33条	報告及び検査	指定都 市	都	
農地法	第18条第1項・第3項	農地等の賃貸借の解約等の許可	指定都 市	都	
農地法	第49条第1項・第3項・ 第5項	立入調査等(同法第18条第1項、第3項 にかかるとに限る。)	指定都 市	都	
農地法	第50条	土地の状況等に関する報告の徴取(同 法第18条第1項、第3項にかかるとに 限る。)	指定都 市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第13条第1項	幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準の条例制定	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第16条	市町村による幼保連携型認定こども園の設置等の届出	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第17条第1項	幼保連携型認定こども園の設置・廃止等の認可	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第17条第2項	幼保連携型認定こども園の設置認可申請の審査	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第17条第3項	合議制機関への意見聴取	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第17条第6項	幼保連携型認定こども園の設置の認可	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第17条第7項	認可をしない場合の通知	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第18条第2項	認可書類の都道府県知事への情報提供	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第19条第1項	幼保連携型認定こども園の設置者等に対する報告の徴収・立入調査	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第20条	幼保連携型認定こども園の設置者に対する改善勧告・命令	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第21条第1項	幼保連携型認定こども園の事業の停止命令	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第21条第2項	合議制機関への意見聴取	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第22条第1項	幼保連携型認定こども園の認可の取消し	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第22条第2項	合議制機関への意見聴取	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第25条	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関の条例設置	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第3項	公私連携幼保連携型認定こども園の設置認可届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第12項	公私連携幼保連携型認定こども園の廃止の認可の申請の受理	中核市	都	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	第15条第2項	幼保連携型認定こども園の申請事項の変更の届出の受理	中核市	都	
公職選挙法施行令	第59条の2第1号	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
公職選挙法施行令	第59条の3の2第1項第1号	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	第73条第1号	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	第75条第1項第1号	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者に対する書面での証明交付事務	中核市	都	
教育公務員特例法	第21条第2項	県費負担教職員に対する研修計画の樹立・実施	中核市	都	
教育公務員特例法	第22条の4第1項	県費負担教職員の教員研修計画の策定	中核市	都	
教育公務員特例法	第22条の4第3項	県費負担教職員の教員研修計画の公表	中核市	都	
教育公務員特例法	第23条第1項	県費負担教職員に対する初任者研修の実施	中核市	都	
教育公務員特例法	第24条第1項	県費負担教職員に対する中堅教諭等資質向上研修の実施	中核市	都	
教育職員免許法	第7条第1項	学力に関する証明書の発行	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第36条第1項第2号	教育職員免許法認定講習の開設	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第39条第1項	教育職員免許法認定講習の開設に係る申請書の文部科学大臣への事前提出	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第40条	教育職員免許法認定講習の変更に係る文部科学大臣への届出	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第42条	認定講習の実施状況及び収支決算の文部科学大臣への報告	中核市	都	
教育職員免許法施行規則	第76条第1項	認定講習に係る単位修得原簿等公文書の保存	中核市	都	
文化財保護法	第43条第1項	重要文化財(一部)の現状変更等の許可等	中核市	都	文化財保護法施行令第5条第3項第1号に掲げる事務に限る
文化財保護法	第43条第3項	重要文化財(一部)の現状変更等の許可に関する指示	中核市	都	文化財保護法施行令第5条第3項第1号に掲げる事務に限る
文化財保護法	第43条第4項	重要文化財(一部)の現状変更等の許可の停止及び取消し	中核市	都	文化財保護法施行令第5条第3項第1号に掲げる事務に限る
文化財保護法	第53条第1項	重要文化財(一部)の公開の許可	中核市	都	指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る
文化財保護法	第53条第3項	重要文化財(一部)の公開の許可に係る指示	中核市	都	指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る
文化財保護法	第53条第4項	重要文化財(一部)の公開の停止命令又は許可取消し	中核市	都	指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る
文化財保護法	第54条	重要文化財(一部)の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況の報告を求める	中核市	都	文化財保護法施行令第5条第3項第3号に掲げる事務に限る

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第55条	重要文化財(一部)の現状又は管理、修理、若しくは環境保全の状況についての 実地調査	中核市	都	文化財保護法施行令第5条第3項第3号に掲げる事務に限る
文化財保護法	第100条第2項	発掘により文化財を発見した場合の所有者への返還、警察署長への通知	中核市	都	
文化財保護法	第101条	文化財である埋蔵物の提出受理	中核市	都	
文化財保護法	第102条	文化財である埋蔵物の鑑査	中核市	都	
文化財保護法	第185条	出品された重要文化財等の管理	中核市	都	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第45条	県費負担教職員の研修の実施(教員・事務職員)	中核市	都	
行旅病人及行旅死人取扱法	第5条	行旅病人又はその同伴者の引取り、又はその救護費用の弁償を得られない場合の引取り又は費用の弁償	中核市	都	
行旅病人及行旅死人取扱法	第13条	行旅死人の取扱費用の弁償を得られない場合の費用の弁償	中核市	都	
児童福祉法	第8条第1項	児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置	中核市	都	
児童福祉法	第8条第8項	芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦する者等に対する勧告	中核市	都	
児童福祉法	第17条第4項	児童委員の指揮監督	中核市	都	
児童福祉法	第18条の2	児童委員の研修の実施	中核市	都	
児童福祉法	第19条第3項	保健所長からの報告の受理	中核市	都	
児童福祉法	第19条の2	小児慢性特定疾病医療費の支給	中核市	都	
児童福祉法	第19条の3第1項	小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理	中核市	都	
児童福祉法	第19条の3第3項	小児慢性特定疾病医療費支給の認定	中核市	都	
児童福祉法	第19条の3第4項	小児慢性特定疾病医療費支給認定をしないことに関する審査の要求	中核市	都	
児童福祉法	第19条の3第5項	小児慢性特定疾病医療支援を受ける医療機関の指定	中核市	都	
児童福祉法	第19条の3第7項	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付	中核市	都	
児童福祉法	第19条の3第10項	小児慢性特定疾病医療費の支払い	中核市	都	
児童福祉法	第19条の4第1項	小児慢性特定疾病審査会の設置	中核市	都	
児童福祉法	第19条の4第2項	小児慢性特定疾病審査会委員の任命	中核市	都	
児童福祉法	第19条の5第1項	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の申請受理	中核市	都	
児童福祉法	第19条の5第2項・第3項	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	中核市	都	
児童福祉法	第19条の6第1項	小児慢性特定疾病医療費支給認定の取消し	中核市	都	
児童福祉法	第19条の6第2項	医療受給者証の返還の請求	中核市	都	
児童福祉法	第19条の7	他の法令に基づく給付との調整	中核市	都	
児童福祉法	第19条の9	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第19条の13	指定小児慢性特定疾病医療機関への指導	中核市	都	
児童福祉法	第19条の14	指定小児慢性特定疾病医療機関の変更届の受理	中核市	都	
児童福祉法	第19条の15	指定小児慢性特定疾病医療機関の辞退届の受理	中核市	都	
児童福祉法	第19条の16	小児慢性特定疾病医療支援の実施に関する指定小児慢性特定疾病医療機関等からの報告徴収等	中核市	都	
児童福祉法	第19条の17	指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対する勧告、公表等	中核市	都	
児童福祉法	第19条の18	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し等	中核市	都	
児童福祉法	第19条の19	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定等の公示	中核市	都	
児童福祉法	第19条の20	小児慢性特定疾病医療費の審査及び決定	中核市	都	
児童福祉法	第19条の22	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施	中核市	都	
児童福祉法	第20条第1項	結核児童に対する療育の給付	中核市	都	
児童福祉法	第20条第4項	指定療育機関への医療に係る療育の給付の委託	中核市	都	
児童福祉法	第20条第5項	指定療育機関の指定	中核市	都	
児童福祉法	第20条第6項	指定療育機関の指定	中核市	都	
児童福祉法	第20条第8項	指定療育機関の取消し	中核市	都	
児童福祉法	第21条の3第1項	指定療育機関に対する報告徴収・検査	中核市	都	
児童福祉法	第21条の3第2項	診療報酬の支払いの差止め等	中核市	都	
児童福祉法	第34条の12第1項	一時預かり事業の開始の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第34条の12第2項	一時預かり事業の変更の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第34条の12第3項	一時預かり事業の廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第34条の14第1項	一時預かり事業者への報告の徴収及び事業を行う場所の立入検査等	中核市	都	
児童福祉法	第34条の14第3項	一時預かり事業者への措置命令	中核市	都	
児童福祉法	第34条の14第4項	一時預かり事業の制限又は停止命令	中核市	都	
児童福祉法	第34条の18第1項	病児保育事業の開始の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第34条の18第2項	病児保育事業の変更の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第34条の18第3項	病児保育事業の廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第34条の18の2第1項	病児保育事業者に対する報告の徴収・事業を行う場所の立入検査等	中核市	都	
児童福祉法	第34条の18の2第3項	病児保育事業の制限又は停止命令	中核市	都	
児童福祉法	第35条第3項	中核市以外の市町村の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置の認可	中核市	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第35条第5項	民間の児童福祉施設(保育所)の設置認可申請の審査	中核市	都	
児童福祉法	第35条第6項	保育所の設置の認可に係る児童福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
児童福祉法	第35条第8項	保育所の設置の認可	中核市	都	
児童福祉法	第35条第9項	保育所の認可をしない場合の通知	中核市	都	
児童福祉法	第35条第11項	中核市以外の市町村の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
児童福祉法	第35条第12項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の廃止又は休止の承認	中核市	都	
児童福祉法	第45条第1項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)設備及び運営基準の条例制定	中核市	都	
児童福祉法	第46条第1項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者等に対する報告の徴収・施設の立入検査等	中核市	都	
児童福祉法	第46条第3項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者に対する改善命令	中核市	都	
児童福祉法	第46条第4項	民間の児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者に対する事業の停止命令・児童福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
児童福祉法	第50条第2号(児童委員に要する費用に限る)	児童委員に要する費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第50条第5号	結核罹患児童への療育給付に要する費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第50条第5号の2	小児慢性特定疾病医療費の支給に要する費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第50条第5号の3	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に要する費用の支弁	中核市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第5号に係る部分に限る)	結核罹患児童への療育給付に要する費用の徴収	中核市	都	
児童福祉法	第56条第3項(第50条第5号に係る部分に限る)	費用の徴収の委託	中核市	都	
児童福祉法	第56条第5項(第50条第5号に係る部分に限る)	結核罹患児童への療育給付に要する費用の徴収の嘱託	中核市	都	
児童福祉法	第56条第6項(第50条第5号に係る部分に限る)	結核罹患児童への療育給付に要する費用の不足額の徴収	中核市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	児童福祉施設(助産施設及び母子生活支援施設に限る)の新設等に要する費用の補助	中核市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	児童福祉施設(助産施設及び母子生活支援施設に限る)の新設等に要する費用の補助がなされたときの予算の変更指示等	中核市	都	
児童福祉法	第56条の3	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還命令	中核市	都	
児童福祉法	第57条の2第3項	小児慢性特定疾病医療費の額に相当する金額の徴収	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
児童福祉法	第57条の2第4項	指定小児慢性特定疾病医療機関に対する小児慢性特定疾病医療費の徴収	中核市	都	
児童福祉法	第57条の3第2項	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する小児慢性特定疾病児童等の保護者等に対する報告の徴収等	中核市	都	
児童福祉法	第57条の4第2項	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する官公署等からの報告等	中核市	都	
児童福祉法	第58条第1項	法第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設置認可の取消し	中核市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する報告の徴収・施設の立入調査等	中核市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設備又は運営の改善等の勧告	中核市	都	
児童福祉法	第59条第4項	改善等の勧告に従わなかった旨の公表(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)	中核市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令・児童福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
児童福祉法	第59条第6項	緊急を要する場合の事業(助産施設、母子生活支援施設、保育施設に限る)の停止又は施設の閉鎖命令	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2第1項	認可外保育施設からの届出の受理等	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2第2項	認可外保育施設からの変更等の届出の受理等	中核市	都	
児童福祉法	第59条の2の5第1項	認可外保育施設の施設の運営状況の報告受理	中核市	都	
児童福祉法施行令	第38条	国以外の者が設置する児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)の設備及び運営の基準を遵守しているかどうかの実地検査(都道府県、指定都市、中核市が設置するものを除く)	中核市	都	
児童福祉法施行規則	第37条第5項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に係る名称、種類及び位置等の変更届出の受理	中核市	都	
児童福祉法施行規則	第37条第6項	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る)に係る建物その他設備の規模及び構造等の変更届出の受理	中核市	都	
食品衛生法	第25条第1項	規格が定められた食品、容器包装等の検査	中核市	都	
食品衛生法	第26条第1項	販売禁止食品等を発見したときに製造者等に対する検査受検命令	中核市	都	
食品衛生法	第26条第5項	登録検査機関が指定した者がする検査結果の通知の経由	中核市	都	
食品衛生法	第29条第1項	製品検査のための検査施設の設置	中核市	都	
食品衛生法	第50条第2項	営業施設の清潔保持等の措置基準の設定	中核市	都	
食品衛生法	第62条第1項(第25条第1項、第26条第1項、第5項、第29条第1項、第50条第2項を準用)	おもちゃについての準用(食品製造者等に対する検査命令、製品検査の検査施設の設置、公衆衛生上講ずべき措置の基準制定等)	中核市	都	
食品衛生法	第62条第3項(第25条第1項、第29条第1項を準用)	営業以外の食品供与施設についての準用(製品検査の検査施設の設置)	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
食品衛生法施行令	第4条第2項	製品検査の申請書の受理	中核市	都	
食品衛生法施行令	第4条第3項	製品検査に係る試験品の採取	中核市	都	
食品衛生法施行令	第4条第4項	製品検査の実施、合格に係る表示の付与	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第1項	製品検査命令の前の必要な措置を講ずべき旨の通知、製品検査の実施時期の指定、検査命令書の作成	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第2項	製品検査の申請書の受理	中核市	都	
食品衛生法施行令	第5条第3項	製品検査に係る試験品の採取等	中核市	都	
地方自治法施行令	第174条の49の14第2項において準用する第174条の34第2項	食品衛生法第51条に基づき都道府県が定めた営業施設の基準への公衆衛生上必要な制限の付加	中核市	都	
民生委員法	第4条	民生委員の定数の決定	中核市	都	
民生委員法	第5条	厚生労働大臣に対する民生委員の推薦	中核市	都	
民生委員法	第6条第2項	委員として推薦される者のうち主任児童委員として指令されるべき者の明示	中核市	都	
民生委員法	第7条	民生委員推薦会に対する民生委員の再推薦命令	中核市	都	
民生委員法	第11条第1項	職務の遂行に支障がある等の事由に該当する民生委員の解嘱に係る厚生労働大臣への具申	中核市	都	
民生委員法	第11条第2項	職務の遂行に支障がある等の事由に該当する民生委員の解嘱に係る厚生労働大臣への具申	中核市	都	
民生委員法	第17条第1項	民生委員の職務に関する指揮監督	中核市	都	
民生委員法	第18条	民生委員の指導訓練の実施	中核市	都	
民生委員法	第20条第1項	民生委員協議会を組織する区域の決定	中核市	都	
民生委員法	第26条	民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用の負担	中核市	都	
民生委員法	第28条	国庫補助金の受領	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第1項	身体障害者手帳の交付申請の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第2項	身体障害者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定等	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第4項	障害認定をして身体障害者手帳を交付	中核市	都	
身体障害者福祉法	第15条第5項	障害認定ができないときに申請者に通知	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第1項	身体障害者手帳の返還受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第2項	身体障害者手帳の返還命令	中核市	都	
身体障害者福祉法	第16条第3項	身体障害者手帳の返還命令	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第1項	生活訓練等事業等の開始の届出の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第2項	生活訓練等事業等の変更の届出の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法	第26条第3項	生活訓練等事業等の廃止、休止の届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
身体障害者福祉法	第28条第1項	身体障害者社会参加支援施設の設置	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第3条第1項	身体障害者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第3条第3項	身体障害者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定取消し	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第5条第1項	身体障害者手帳の交付申請者の障害が要件に該当しないと認める際の地方社会福祉審議会への諮問等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第5条第2項	身体障害者手帳の交付申請者の障害が要件に該当しないと認める際の地方社会福祉審議会への諮問等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第6条第1項	身体障害者手帳の交付にあたっての診査の通知	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第7条	障害の程度に変化が生じた者の通知の受理	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第1項	障害者手帳交付台帳の備付等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第2項	身体障害者手帳の交付を受けた者の氏名・居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第4項	身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第6項	身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第9条第7項	身体障害者手帳に関する記載事項の消除	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第10条第1項	身体障害者手帳の再交付	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第10条第3項	身体障害者手帳の再交付	中核市	都	
身体障害者福祉法施行令	第12条第2項	死亡の通知の受理	中核市	都	
生活保護法	第39条第1項	保護施設の設備運営についての基準制定(条例制定)	中核市	都	
生活保護法	第40条第1項	保護施設の設置	中核市	都	
生活保護法	第40条第2項	保護施設の設置の届出受理	中核市	都	
生活保護法	第40条第4項	保護施設の設置及び廃止の条例制定	中核市	都	
生活保護法	第41条第2項	保護施設の設置の認可	中核市	都	
生活保護法	第41条第3項	保護施設の設置の認可	中核市	都	
生活保護法	第41条第4項	上記の認可にあたっての条件の付与	中核市	都	
生活保護法	第41条第5項	上記の認可申請書記載事項の変更の認可	中核市	都	
生活保護法	第42条	保護施設の廃止等の認可	中核市	都	
生活保護法	第43条第1項	保護施設の運営についての指導	中核市	都	
生活保護法	第44条第1項	保護施設に対する報告徴収等	中核市	都	
生活保護法	第45条第1項	保護施設に対する改善命令、事業停止命令、廃止命令	中核市	都	
生活保護法	第45条第2項	保護施設に対する改善命令、事業停止命令、認可取消し	中核市	都	
生活保護法	第45条第3項	保護施設の認可の取消しに係る行政手続法に基づく通知	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
生活保護法	第45条第4項	保護施設の認可の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示	中核市	都	
生活保護法	第46条第2項	保護施設の設置者(都道府県以外)からの管理規程の受理	中核市	都	
生活保護法	第46条第3項	上記の管理規程に対する変更命令	中核市	都	
生活保護法	第48条第3項	保護施設の長の指導に対する制限又は禁止	中核市	都	
生活保護法	第49条	医療機関の指定	中核市	都	
生活保護法	第49条の3	医療機関の指定の更新	中核市	都	
生活保護法	第50条第2項	指定医療機関に対する指導	中核市	都	
生活保護法	第50条の2	指定医療機関の変更届等の受理	中核市	都	
生活保護法	第51条第2項	指定医療機関の指定の取消し等	中核市	都	
生活保護法	第53条第1項	診療内容等の審査等	中核市	都	
生活保護法	第53条第3項	意見の聴取等	中核市	都	
生活保護法	第54条第1項	指定医療機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第1項	介護機関の指定	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第50条第2項を準用)	指定介護機関に対する指導	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第50条の2を準用)	指定介護機関の変更届等の受理	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第51条第2項を準用)	指定介護機関の指定の取消し等	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第53条第1項を準用)	介護内容等の審査等	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第53条第3項を準用)	意見の聴取等	中核市	都	
生活保護法	第54条の2第4項(第54条第1項を準用)	指定介護機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
生活保護法	第55条	助産機関及び施術機関の指定等	中核市	都	
生活保護法	第55条の3	医療機関、介護機関、助産機関等の指定を行った場合等の告示	中核市	都	
生活保護法	第71条	費用の支弁	中核市	都	
生活保護法	第74条第1項	保護施設に対する補助	中核市	都	
生活保護法	第74条第2項	補助を行った保護施設の予算の変更の指示等	中核市	都	
生活保護法	第75条	国の負担金等の受領	中核市	都	
生活保護法	第79条	補助金の返還	中核市	都	
生活保護法	第83条の2	厚生労働大臣への通知	中核市	都	
社会福祉法	第7条第1項	地方社会福祉審議会の設置	中核市	都	
社会福祉法	第7条第2項	地方社会福祉審議会の監督及び審議会に対する諮問	中核市	都	
社会福祉法	第8条	地方社会福祉審議会委員の任命	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
社会福祉法	第9条第2項	地方社会福祉審議会臨時委員の任命	中核市	都	
社会福祉法	第11条第1項	専門分科会(民生委員審査専門分科会・身体障害者福祉専門部会)の設置	中核市	都	
社会福祉法	第11条第2項	専門分科会(その他の専門分科会)の設置	中核市	都	
社会福祉法	第12条	地方社会福祉審議会における児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項の調査審議	中核市	都	
社会福祉法	第20条	職員の行う事務の指導監督のための計画の樹立及び実施	中核市	都	
社会福祉法	第21条	福祉関係業務担当職員にかかる訓練の実施	中核市	都	
社会福祉法	第62条第1項	市町村又は社会福祉法人が社会福祉施設を設置した場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第62条第2項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第3項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第4項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第5項	第62条第1項に掲げる者以外の者が社会福祉施設を設置する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第62条第6項	社会福祉施設設置の許可に当たっての条件の付与	中核市	都	
社会福祉法	第63条第1項	市町村又は社会福祉法人が社会福祉施設を設置した場合の届出事項の変更届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第63条第2項	社会福祉施設の設置許可を受けた事項を変更する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第64条	施設を設置する第一種社会福祉事業の廃止の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第65条第1項	社会福祉施設の基準の制定	中核市	都	
社会福祉法	第67条第1項	市町村又は社会福祉法人が施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第67条第2項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第3項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第4項	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始する場合の許可	中核市	都	
社会福祉法	第67条第5項(第62条第5項、第6項を準用)	第67条第1項に掲げる者以外の者が施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始する場合の許可並びに第一種社会福祉事業の開始の許可に当たっての条件の付与	中核市	都	
社会福祉法	第68条	施設を必要としない第一種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第69条第1項	第二種社会福祉事業を開始した場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第69条第2項	第二種社会福祉事業の変更及び廃止があった場合の届出の受理	中核市	都	
社会福祉法	第70条	社会福祉事業を営業者に対する調査	中核市	都	
社会福祉法	第71条	施設を設置して第一種社会福祉事業を営業者に対する改善命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
社会福祉法	第72条	社会福祉事業の制限又は停止等の命令	中核市	都	
老人福祉法	第6条の2第3項	事務の福祉事務所長への委任	中核市	都	
老人福祉法	第14条	民間の行う老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第14条の2	民間の行う老人居宅生活支援事業の変更に係る届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第14条の3	民間の行う老人居宅生活支援事業の廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条第2項	民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条第4項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
老人福祉法	第15条第6項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
老人福祉法	第15条の2第1項	老人デイサービスセンター等の設置について届出事項に変更があった場合の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第15条の2第2項	養護老人ホーム等の設置について届出事項に変更があった場合の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第16条第1項	民間が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第16条第3項	社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止・休止等の認可	中核市	都	
老人福祉法	第17条第1項	施設の基準の制定(条例制定)	中核市	都	
老人福祉法	第18条第1項	民間の行う老人居宅生活支援事業等について報告聴取等	中核市	都	
老人福祉法	第18条第2項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて報告聴取等	中核市	都	
老人福祉法	第18条の2第1項	民間の行う認知症対応型老人共同生活援助事業等の前払金の保全措置等についての改善命令	中核市	都	
老人福祉法	第18条の2第2項	民間の行う老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等	中核市	都	
老人福祉法	第18条の2第3項	老人居宅生活支援事業等についての事業の停止命令等に関する地方社会福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
老人福祉法	第19条第1項	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて運営の改善命令、事業の停止命令、認可の取消し等	中核市	都	
老人福祉法	第19条第2項	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の停止命令等に関する地方社会福祉審議会の意見聴取	中核市	都	
老人福祉法	第24条第2項	社会福祉法人に対する補助	中核市	都	
老人福祉法	第29条第1項	有料老人ホームの設置の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第2項	有料老人ホームの届出の変更の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第3項	有料老人ホームの廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
老人福祉法	第29条第9項	有料老人ホームの設置者からの報告の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
老人福祉法	第29条第10項	有料老人ホームの設置者からの報告の公表	中核市	都	
老人福祉法	第29条第11項	有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは介護等受託者に対する報告徴収等	中核市	都	
老人福祉法	第29条第13項	有料老人ホームの設置者に対する改善命令	中核市	都	
老人福祉法	第29条第14項	有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止命令	中核市	都	
老人福祉法	第29条第15項	有料老人ホームの設置者に対する改善命令に係る公示	中核市	都	
老人福祉法	第29条第16項	有料老人ホームの設置者(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。)に対する事業の制限又は停止命令時の市長村長への通知	中核市	都	
老人福祉法	第29条第17項	有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止命令時等の必要な助言その他援助	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第13条第1項・第2項・第3項	母子福祉資金の貸付け	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第20条	民間の行う母子家庭日常生活支援事業の開始の届出の受理	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第21条	母子家庭日常生活支援事業の廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第22条第1項	民間の行う母子家庭日常生活支援事業についての報告聴取等	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第23条	民間の行う母子家庭日常生活支援事業についての事業停止命令等	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第25条第3項	母子家庭又は母子・父子福祉団体による売店等の設置及び運営についての協議及び調査等	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第30条第2項	母子家庭就業支援事業の実施	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の6第1項・第2項・第3項	父子福祉資金の貸付け	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の7第4項	父子家庭日常生活支援事業の開始の届出の受理、廃止・休止の届出の受理、民間の行う寡婦日常生活支援事業についての報告聴取等、民間の行う寡婦日常生活支援事業についての事業停止命令等	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の9第2項	父子家庭就業支援事業の実施	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第32条第1項・第2項	寡婦福祉資金の貸付け	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第33条第4項	民間の行う寡婦日常生活支援事業の開始の届出の受理	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第33条第5項	寡婦日常生活支援事業の廃止・休止の届出の受理、民間の行う寡婦日常生活支援事業についての報告聴取等、民間の行う寡婦日常生活支援事業についての事業停止命令等	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第34条第1項(第25条第3項を準用)	寡婦による売店等の設置及び運営についての協議及び調査等	中核市	都	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	第35条第2項	寡婦就業支援事業の実施	中核市	都	
母子保健法	第20条第5項	養育医療機関の指定	中核市	都	
母子保健法	第20条第7項(児童福祉法第20条第8項、第21条の3第1項・第2項を準用)	指定医療機関の指定の取消し、指定医療機関に対する検査、診療報酬の支払いの差止め等	中核市	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
登録免許税法施行規則	第3条第1号イ	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明	中核市	都	
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	第9条	市町村整備施設の設置の届出の受理	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第49条	医療機関の指定	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第50条第2項	指定医療機関に対する指導	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第50条の2	指定医療機関の変更届等の受理	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第51条第2項	指定医療機関の指定の取消し等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第53条第1項	診療内容等の審査等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第53条第3項	意見の聴取等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条第1項	指定医療機関に対する報告の徴収及び検査	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2 第1項	介護機関の指定	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2 第4項(生活保護法第50条第2項を準用)	指定介護機関に対する指導	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2 第4項(生活保護法第50条の2を準用)	指定介護機関の変更届等の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2 第4項(生活保護法第51 条第2項を準用)	指定介護機関の指定の取消し等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2 第4項(生活保護法第53 条第1項を準用)	介護内容等の審査等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2 第4項(生活保護法第53 条第3項を準用)	意見の聴取等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第54条の2 第4項(生活保護法第54 条第1項を準用)	指定介護機関に対する報告の徴収及び 検査	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第55条	助産機関及び施術機関の指定等	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第55条の3	医療機関、介護機関、助産機関等の指 定を行った場合等の告示	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第71条	費用の支弁	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第75条	国の負担金等の受領	中核市	都	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第14条第4項 生活保護法第83条の2	厚生労働大臣への通知	中核市	都	
介護保険法	第41条第1項	指定居宅サービス事業者の指定	中核市	都	
介護保険法	第46条第1項	指定居宅介護支援事業者の指定	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第48条第1項第1号	指定介護老人福祉施設の指定	中核市	都	
介護保険法	第53条第1項	指定介護予防サービス事業者の指定	中核市	都	
介護保険法	第70条第1項	指定居宅サービス事業者の指定の基準 に係る条例の制定	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
介護保険法	第70条第2項	指定居宅サービス事業者の指定の基準に係る条例の制定	中核市	都	
介護保険法	第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む)	指定居宅サービス事業者の指定の更新	中核市	都	
介護保険法	第70条の3	特定施設入居者生活介護に係る変更届出の受理等	中核市	都	
介護保険法	第74条第1項・第2項	指定居宅サービス事業者の指定の基準に係る条例の制定	中核市	都	
介護保険法	第75条第1項	指定居宅サービス事業者に係る変更、事業再開の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第75条第2項	指定居宅サービス事業者に係る事業の廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第76条第1項	指定居宅サービス事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第76条の2	指定居宅サービス事業者に対する勧告・命令等	中核市	都	
介護保険法	第77条	指定居宅サービス事業者の指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第78条	指定居宅サービス事業者に関する公示	中核市	都	
介護保険法	第79条	指定居宅介護支援事業者の指定	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第79条の2第1項	指定居宅介護支援事業者の指定の更新	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第81条第1項・第2項	指定居宅介護支援事業者の基準に係る条例の制定	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第82条第1項	指定居宅介護支援事業者に係る変更、事業再開の届出の受理	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第82条第2項	指定居宅介護支援事業者に係る事業廃止・休止の届出の受理	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第83条第1項	指定居宅介護支援事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第83条の2第1項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第83条の2第2項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告に従わなかった旨の公表	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第83条の2第3項	指定居宅介護支援事業者に対する勧告に係る措置の命令	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第83条の2第4項	指定居宅介護支援事業者に対する命令をした場合の公示	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第84条	指定居宅介護支援事業者に対する指定の取消し等	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第85条	指定居宅介護支援事業者に関する公示	中核市	都	平成30年4月1日から一般市権限
介護保険法	第86条	指定介護老人福祉施設の指定	中核市	都	
介護保険法	第86条の2第1項	指定介護老人福祉施設の指定更新	中核市	都	
介護保険法	第88条第1項・第2項	指定介護老人福祉施設の基準に係る条例の制定	中核市	都	
介護保険法	第89条	指定介護老人福祉施設に係る変更届の受理	中核市	都	
介護保険法	第90条第1項	指定介護老人福祉施設についての質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第91条	指定介護老人福祉施設に係る指定の辞退の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第91条の2第1項	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
介護保険法	第91条の2第2項	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告に従わなかった旨の公表	中核市	都	
介護保険法	第91条の2第3項	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令	中核市	都	
介護保険法	第91条の2第4項	指定介護老人福祉施設の開設者に対する命令をした場合の公示	中核市	都	
介護保険法	第92条	指定介護老人福祉施設の指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第93条	指定介護老人福祉施設の開設者の名称等の公示	中核市	都	
介護保険法	第94条第1項	介護老人保健施設の開設許可	中核市	都	
介護保険法	第94条第2項	介護老人保健施設の入所定員等の変更許可	中核市	都	
介護保険法	第94条の2第1項	介護老人保健施設の開設許可の更新	中核市	都	
介護保険法	第94条の2第4項において準用する第94条第1項	介護老人保健施設の開設許可の更新	中核市	都	
介護保険法	第94条の2第4項において準用する第94条第2項	介護老人保健施設の開設許可の更新	中核市	都	
介護保険法	第95条	介護老人保健施設の管理者の承認	中核市	都	
介護保険法	第97条第1項・第2項・第3項	介護老人保健施設の許可の基準に係る条例の制定	中核市	都	
介護保険法	第99条	介護老人保健施設に係る変更届の受理	中核市	都	
介護保険法	第100条第1項	介護老人保健施設についての質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第101条	介護老人保健施設の使用制限等	中核市	都	
介護保険法	第102条第1項	介護老人保健施設の開設者に対する管理者の変更命令	中核市	都	
介護保険法	第103条第1項	介護老人保健施設の開設者に対する勧告	中核市	都	
介護保険法	第103条第2項	介護老人保健施設の開設者に対する勧告に従わなかった旨の公表	中核市	都	
介護保険法	第103条第3項	介護老人保健施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令	中核市	都	
介護保険法	第103条第4項	介護老人保健施設の開設者に対する命令をした場合の公示	中核市	都	
介護保険法	第104条第1項	介護老人保健施設の許可の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第104条の2	介護老人保健施設の開設者の名称等の公示	中核市	都	
介護保険法	旧法(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいう。以下同じ。)第107条の2第1項	指定介護療養型医療施設の指定更新	中核市	都	
介護保険法	旧法110条第1項	指定介護療養型医療施設の基準	中核市	都	
介護保険法	旧法110条第2項	指定介護療養型医療施設の基準	中核市	都	
介護保険法	旧法第111条	指定介護療養型医療施設の変更届の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
介護保険法	旧法第112条第1項	指定介護療養型医療施設についての質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	旧法第113条	指定介護療養型医療施設の辞退届の受理	中核市	都	
介護保険法	旧法第113条の2第1項	指定介護療養型医療施設に対する勧告	中核市	都	
介護保険法	旧法第113条の2第2項	指定介護療養型医療施設に対する勧告に従わなかった旨の公表	中核市	都	
介護保険法	旧法第113条の2第3項	指定介護療養型医療施設に対する勧告に係る措置の命令	中核市	都	
介護保険法	旧法第113条の2第4項	指定介護療養型医療施設に対する命令をした場合の公示	中核市	都	
介護保険法	旧法第114条第1項	指定介護療養型医療施設に係る指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	旧法第115条	指定介護療養型医療施設に関する公示	中核市	都	
介護保険法	第115条の2第1項・第2項	指定介護予防サービス事業者の指定に係る条例制定	中核市	都	
介護保険法	第115条の4第1項	指定介護予防サービス事業者の指定の基準に係る条例の制定	中核市	都	
介護保険法	第115条の4第2項	指定介護予防サービス事業者の指定の基準に係る条例の制定	中核市	都	
介護保険法	第115条の5第1項	指定介護予防サービス事業者に係る変更、事業再開の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第115条の5第2項	指定介護予防サービス事業者に係る事業廃止・休止の届出の受理	中核市	都	
介護保険法	第115条の7第1項	指定介護予防サービス事業者に対する質問、立入検査等	中核市	都	
介護保険法	第115条の8	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・命令等	中核市	都	
介護保険法	第115条の9	指定介護予防サービス事業者に係る指定の取消し等	中核市	都	
介護保険法	第115条の10	指定介護予防サービス事業者に関する公示	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第14条第1項	結核の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第14条第5項	指定届出機関の指定の取消し	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第40条第3項	診療報酬額の決定	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第40条第5項	診療報酬額の決定に当たっての審査機関の意見聴取	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第53条の7第1項	定期健康診断の通報又は報告の受理	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第60条第1項	都道府県の補助	中核市	都	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	第26条第1項	都道府県の補助の基準	中核市	都	
身体障害者補助犬法	第25条第1項	苦情の申出等	中核市	都	
身体障害者補助犬法	第25条第2項	苦情の申出への相談、助言、指導等	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
身体障害者補助犬法	第25条第3項	苦情の申出を受けた場合の資料の送付、情報提供等	中核市	都	
構造改革特別区域法	第30条第1項	特区認定を受けた場合における、選定事業者である法人が設置する特別養護老人ホームの認可	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第30条第1項	基準該当事業所、基準該当施設についての条例制定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第3項	指定障害福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第4項	指定障害福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条第5項	指定障害福祉サービス事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第37条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第37条第2項において準用する第36条第3項、第4項及び第5項	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第38条第1項	指定障害者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第38条第2項	指定障害者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第38条第3項において準用する第36条第3項及び第4項	指定障害者支援施設の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第39条第1項	指定障害者支援施設の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第39条第2項において準用する第38条第2項及び第3項	指定障害者支援施設の指定の変更	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第41条第1項	指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設の指定の更新申請の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第41条第4項において準用する第36条及び第38条	障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の指定の更新申請の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第43条第1項	指定障害福祉サービス事業所の基準の条例の制定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第44条第1項	指定障害者支援施設等の基準の条例の制定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第1項	指定障害福祉サービス事業者に係る変更の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第2項	指定障害福祉サービス事業者に係る廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第46条第3項	指定障害者支援施設に係る変更の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第1項	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第2項	指定障害者支援施設等に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第3項	勧告に従わなかった指定事業者等の公表	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第4項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第49条第5項	勧告に係る措置の命令の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第50条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条	指定障害福祉サービス事業所等の指定等の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の14第1項	指定一般相談支援事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の19第1項	指定一般相談支援事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の19第2項において準用する第36条第3項(第4号、第10号及び第13号を除く。)	指定一般相談支援事業者の指定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21	指定一般相談支援事業者の指定の更新申請の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の25第1項	指定一般相談支援事業者に係る変更、事業再開の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の25第2項	指定一般相談支援事業者に係る廃止又は休止の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第1項	指定一般相談支援事業者に対する勧告	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第3項	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第4項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の29第1項	指定一般相談支援事業者の指定の取消し等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の30第1項	指定一般相談支援事業所の指定等の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第54条第2項	指定自立支援医療機関の指定(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第59条第1項	指定自立支援医療機関の指定(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第59条第2項	指定自立支援医療機関の指定(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第60条第1項	指定自立支援医療機関の指定の更新(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第63条	指定自立支援医療機関に対する指導(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第64条	指定自立支援医療機関の名称等の変更の届出の受理(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第65条	指定自立支援医療機関の指定辞退届出の受理(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第66条第1項	指定自立支援医療機関等に対する報告聴取等(育成医療及び更生医療に係る者に限る。)	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第66条第3項	報告徴収等に応じなかった場合等の自立支援医療費の支払いの一時差止め等	中核市	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第1項	指定自立支援医療機関に対する勧告（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第2項	勧告に従わなかった指定自立支援医療機関の公表	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第3項	勧告に係る措置の命令	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第4項	命令をした旨の公示	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第67条第5項	良質かつ適切な自立支援医療を行っていない指定自立支援医療機関に関する通知の受理（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第68条第1項	指定自立支援医療機関の指定の取消し等（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第69条	指定自立支援医療機関の指定等の公示（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第78条第1項	地域生活支援事業の実施	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第1項	障害福祉サービス事業等の実施	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第2項	民間が行う障害福祉サービス事業等の実施の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第3項	届出の変更届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第79条第4項	事業の廃止等の届出の受理	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第80条第1項	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの基準の条例の制定	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第81条第1項	民間が行う障害福祉サービス事業者等に対する報告聴取等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第82条第1項	民間が行う障害福祉サービス事業者等に対する事業の制限等	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第82条第2項	民間が行う障害福祉サービス事業者等に対する運営の改善命令等	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第83条第2項	障害者支援施設の設置	中核市	都	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第84条第1項	障害者支援施設の設備及び運営の基準の条例の制定	中核市	都	
生活困窮者自立支援法	第16条	生活困窮者就労訓練事業の認定	中核市	都	
生活困窮者自立支援法	第21条第2項	生活困窮者就労訓練事業等からの報告の徴収	中核市	都	
生活困窮者自立支援法施行規則	第20条	生活困窮者就労訓練事業の認定の手続	中核市	都	
生活困窮者自立支援法施行規則	第22条	認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項の変更の届出の受理	中核市	都	
生活困窮者自立支援法施行規則	第23条	認定生活困窮者就労訓練事業の廃止届の受理	中核市	都	
計量法	第10条第2項	適正計量の実施の確保に著しい支障が生じた場合の勧告	中核市	都	
計量法	第10条第3項	勧告を受けた者が従わなかったときの公表	中核市	都	
計量法	第15条第1項	特定商品を販売する事業者などに対し、特定物象量の表記等が適正になされていない場合の勧告	中核市	都	
計量法	第15条第2項	勧告を受けた者が従わなかったときの公表	中核市	都	
計量法	第15条第3項	勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときの措置命令	中核市	都	
計量法	第19条第1項	定期検査の実施	中核市	都	
計量法	第20条第1項	指定定期検査機関の指定	中核市	都	
計量法	第21条第2項	定期検査の実施時期等の公示	中核市	都	
計量法	第21条第3項	疾病等の事由により定期検査を受けることができない者からの届出の受理及び検査	中核市	都	
計量法	第25条第1項	定期検査に代わる計量士による検査を受けた旨の届出の受理	中核市	都	
計量法	第30条第1項	指定定期検査機関の業務規程の制定時及び変更時の認可	中核市	都	
計量法	第30条第3項	認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当と認めるときの当該規程の変更命令	中核市	都	
計量法	第32条	指定定期検査機関の検査業務の休廃止の届出の受理	中核市	都	
計量法	第33条第1項	指定定期検査機関の事業計画及び収支予算の作成時及び変更時の受理	中核市	都	
計量法	第33条第2項	指定定期検査機関の事業報告書及び収支決算書の受理	中核市	都	
計量法	第35条	経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に係る指定定期検査機関に対する解任命令	中核市	都	
計量法	第37条	指定定期検査機関に対する規定適合命令	中核市	都	
計量法	第38条	指定定期検査機関の指定の取消し又は検査業務の停止命令	中核市	都	
計量法	第39条第1項	指定定期検査機関に代わる検査業務の実施	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
計量法	第127条第2項	適正計量管理事業所の指定の申請書に係る進達事務	中核市	都	
計量法	第127条第3項	適正計量管理事業所の指定のための検査	中核市	都	
計量法	第127条第4項	検査結果についての経済産業大臣(計量法施行令第41条により都道府県知事)への報告	中核市	都	
計量法	第147条第1項	届出製造事業者等に対する業務に関する報告の徴収	中核市	都	
計量法	第147条第3項	指定定期検査機関等に対する業務等に関する報告の徴収	中核市	都	
計量法	第148条第1項	届出製造事業者等への立入検査の実施	中核市	都	
計量法	第148条第3項	指定定期検査機関等への立入検査の実施	中核市	都	
計量法	第149条第1項	届出製造事業者等への計量器等の提出命令	中核市	都	
計量法	第149条第3項	命令によって生じた損失の補償	中核市	都	
計量法	第150条第1項	特定物象量の誤差が量目公差を超える場合の特定物象量の表記の抹消	中核市	都	
計量法	第150条第2項	処分をするときの理由の告知	中核市	都	
計量法	第151条第1項	検定証印等の除去	中核市	都	
計量法	第151条第4項	処分をするときの理由の告知	中核市	都	
計量法	第153条第1項	装置検査証印の除去	中核市	都	
計量法	第153条第3項(第151条第4項を準用)	処分をするときの理由の告知	中核市	都	
計量法	第154条第1項	立入検査によらない検定証印等の除去	中核市	都	
計量法	第154条第3項(第151条第4項を準用)	処分をするときの時期及び理由の告知	中核市	都	
計量法	第158条第4項	定期検査等に係る手数料の徴収	中核市	都	
計量法	第159条第3項第1号	指定の公示	中核市	都	
計量法	第159条第3項第2号	届出の受理の公示	中核市	都	
計量法	第159条第3項第3号	取消し等の公示	中核市	都	
計量法	第159条第3項第4号	実施の公示	中核市	都	
計量法	第163条第2項	指定定期検査機関等の処分等について不服がある者からの審査請求の受理	中核市	都	
計量法	第167条	検定用具等の無償借受け	中核市	都	
計量法施行規則	第76条	適正計量管理事業所の指定通知の受理	中核市	都	
計量法施行規則	第79条	適正計量管理事業所の指定取消し通知の受理	中核市	都	
計量法施行規則	第80条	適正計量管理事業所に係る変更届等の写しの受理	中核市	都	
計量法施行規則	第81条	適正計量管理事業所に係る変更届等の進達事務	中核市	都	
計量法施行規則	第96条	定期検査に代わる計量士による検査を行う計量士等の報告の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
屋外広告物法	第3条第1項	良好な景観又は風致を維持するため、特定の地域又は場所における広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第3条第2項	良好な景観又は風致を維持するため、特定の物件への広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第3条第3項	公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第4条	良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示又は掲出物件の設置の制限	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第5条	良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、広告物の表示の方法の基準等の設定	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第7条第1項	第3条第1項から第3項、第4条、第5条までに違反した者等に対する表示等の停止、除却等の措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第7条第2項	命令を行う場合で、違反者等を確知できないときに係る代執行又は委任	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第7条第3項	命令を行った場合で、違反者が履行しないとき等に係る代執行又は委任	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第7条第4項	はり紙、はり札、広告旗、立看板等の除却又は委任	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第8条第1項	除却広告物等の保管	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第8条第2項	返還のための公示	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第8条第3項	保管した除却広告物等について、滅失等のおそれがあるとき等において、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管すること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第8条第4項	買受人がないとき等における当該広告物等の廃棄	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第8条第7項	公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件を返還できないときの広告物又は掲出物件の帰属	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	
屋外広告物法	第9条	屋外広告業を営もうとする者の登録の義務付け	中核市	都	
屋外広告物法	第10条第1項	屋外広告業の登録に関する事項の義務付け	中核市	都	
屋外広告物法	第11条	屋外広告業を営む者に対する必要な指導、助言及び勧告	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
屋外広告物法	第34条	法第3条から第5条まで及び第7条第1項の規定に基づく条例について、罰金又は過料のみを科す規定を設けること	その他 (景観 行政団 体)	都又は区	
土地区画整理法	第4条第1項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第9条第1項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第9条第2項	個人施行者の施行する土地区画整理事業の施行の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第9条第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	中核市	都	
土地区画整理法	第10条第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第10条第3項(第9条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	中核市	都	
土地区画整理法	第11条第4項	土地区画整理事業の施行者が数人となった場合における規約の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第11条第7項	土地区画整理事業の施行者に変動があった場合の氏名等の届出の受理	中核市	都	
土地区画整理法	第11条第8項	認可又は届出に係る公告	中核市	都	
土地区画整理法	第13条第1項	事業の廃止又は終了の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第13条第2項	事業の終了の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第13条第4項(第9条第3項を準用)	認可に係る公告	中核市	都	
土地区画整理法	第14条第1項	土地区画整理組合の設立等の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第14条第2項	土地区画整理組合の設立等の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第14条第3項	土地区画整理組合の事業計画の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第20条第1項	認可の申請に係る事業計画の縦覧	中核市	都	
土地区画整理法	第20条第2項	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	中核市	都	
土地区画整理法	第20条第3項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	中核市	都	
土地区画整理法	第20条第5項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	中核市	都	
土地区画整理法	第21条第1項	土地区画整理組合の設立等の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第21条第2項	土地区画整理組合の設立等の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第21条第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	中核市	都	
土地区画整理法	第21条第4項	認可に係る公告	中核市	都	
土地区画整理法	第28条第8項	土地区画整理組合の事業報告書等の受理	中核市	都	
土地区画整理法	第29条第1項	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出の受理	中核市	都	
土地区画整理法	第29条第2項	届出に係る公告	中核市	都	
土地区画整理法	第39条第1項	認可を受けた事業計画等の変更の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第1項を準用)	認可の申請に係る事業計画の変更の縦覧	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	中核市	都	
土地区画整理法	第39条第2項(第20条第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	中核市	都	
土地区画整理法	第39条第4項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	中核市	都	
土地区画整理法	第39条第5項	認可に係る公告	中核市	都	
土地区画整理法	第45条第2項	土地区画整理組合の解散の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第45条第3項	土地区画整理組合の解散の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第45条第5項	土地区画整理組合の設立認可の取消し及び同組合の解散の認可に係る公告	中核市	都	
土地区画整理法	第48条の2第3項	土地区画整理組合の解散及び清算を監督する裁判所からの要請に基づく意見陳述又は調査	中核市	都	
土地区画整理法	第48条の2第4項	土地区画整理組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見申述	中核市	都	
土地区画整理法	第49条	土地区画整理組合の清算人が作成した決算報告書の承認	中核市	都	
土地区画整理法	第50条第3項(第14条第1項・第2項を準用)	合併によって設立されようとする土地区画整理組合の設立の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第50条第4項(第39条第1項を準用)	合併後に一方の土地区画整理組合が存続する場合の事業計画等の変更の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の2第1項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の8第1項	認可に係る事業計画の縦覧	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の8第2項	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の8第3項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の8第5項	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の9第1項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の9第2項	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の施行の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の9第3項	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の10第1項	事業に係る事業計画等の変更の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第1項を準用)	認可に係る事業計画の変更の縦覧	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の8第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の10第2項(第51条の9第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の11第1項	区画整理会社の合併、分割等の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の11第2項(第51条の9第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の13第1項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業の廃止等の認可	中核市	都	
土地区画整理法	第51条の13第2項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業の終了の認可	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第51条の13第4項	認可に係る公告	中核市	都	
土地区画整理法	第75条	技術的援助の請求受け	中核市	都	
土地区画整理法	第86条第1項	土地区画整理事業の換地計画の認可 (個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	中核市	都	
土地区画整理法	第86条第4項	土地区画整理事業の換地計画の認可 (個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	中核市	都	
土地区画整理法	第86条第5項	土地区画整理事業の換地計画の認可 (個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	中核市	都	
土地区画整理法	第97条第1項	認可を受けた換地計画の変更に係る認可 (個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	中核市	都	
土地区画整理法	第97条第2項(第86条 第4項・第5項を準用)	認可を受けた換地計画の変更に係る認可 (個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	中核市	都	
土地区画整理法	第97条第3項(第86条 第4項・第5項を準用)	認可を受けた換地計画の変更に係る認可 (個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	中核市	都	
土地区画整理法	第103条第3項	土地区画整理事業の換地処分に係る届出の受理 (個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	中核市	都	
土地区画整理法	第103条第4項	換地処分の実施及び届出に係る公告 (個人・土地区画整理組合・区画整理会社施行に限る。)	中核市	都	
土地区画整理法	第124条第1項	個人施行者が施行する土地区画整理事業に対する会計検査及び是正命令	中核市	都	
土地区画整理法	第124条第2項	第124条第1項の命令に従わない場合の土地区画整理事業の施行認可の取消し	中核市	都	
土地区画整理法	第124条第3項	取消しに係る公告	中核市	都	
土地区画整理法	第125条第1項	土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	中核市	都	
土地区画整理法	第125条第2項	土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	中核市	都	
土地区画整理法	第125条第3項	検査後の土地区画整理組合に対する是正命令	中核市	都	
土地区画整理法	第125条第4項	命令に従わない場合等の土地区画整理組合の設立の認可の取消し	中核市	都	
土地区画整理法	第125条第5項	土地区画整理組合の組合員の申出による総会等の招集	中核市	都	
土地区画整理法	第125条第6項	土地区画整理組合の組合員の申出による理事等の解任に係る組合員の投票の実施	中核市	都	
土地区画整理法	第125条第7項	土地区画整理組合の組合員の申出に基づく違法な手続等による総会議決等の取消し	中核市	都	
土地区画整理法	第125条の2第1項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	中核市	都	
土地区画整理法	第125条の2第2項	区画整理会社の施行する土地区画整理事業に対する会計等の検査	中核市	都	
土地区画整理法	第125条の2第3項	検査後の区画整理会社に対する是正命令	中核市	都	
土地区画整理法	第125条の2第4項	命令に従わない場合の区画整理会社に対する土地区画整理事業の施行認可の取消し	中核市	都	
土地区画整理法	第125条の2第5項	認可の取消しの公告	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第127条の2第1項	土地区画整理組合又は区画整理会社が行った処分に係る審査請求に対する裁決	中核市	都	
土地区画整理法	第136条	農用地の廃止を伴う土地区画整理事業の事業計画の審査に当たっての農業委員会及び土地改良区からの意見聴取（個人・組合・会社施行に限る。）	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第2項	法第125条第6項に基づく土地区画整理組合の役員解任の投票に係る解任投票所等の決定及び公告	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第11条第4項・第6項・第8項・第9項・第10項・第11項・第13条第1項を準用）	解任の投票を管理する職員の指名	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第11条第4項を準用）	解任の投票における法人の指定する者等の権限を証する書面の受理	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第11条第6項を準用）	解任の投票における投票用紙の交付	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第11条第8項を準用）	解任の投票をしようとする者が明らかに本人でないこと認められる場合の投票の拒否	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第11条第9項を準用）	解任の投票を拒否しようとする場合の立会人に対する意見聴取	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第11条第10項を準用）	解任の投票の有効投票数の計算	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第11条第11項を準用）	解任の投票の効力の決定	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第12条第1項を準用）	解任の投票の結果の公告	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第13条第1項を準用）	解任の投票に係る解任投票録の作成	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第13条第2項を準用）	解任投票録の保存	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第14条第1項を準用）	法第125条第6項に基づく土地区画整理組合の役員解任の投票等に関する異議の申出の受理	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第14条第2項を準用）	異議の申出に関する決定、決定に係る文書の交付、決定の要旨の公告	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第16条第3項（第14条第3項・第4項を準用）	異議の申出があった場合における解任の投票の全部又は一部の無効の決定	中核市	都	
土地区画整理法施行令	第60条第1項	土地区画整理事業施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少した旨の公告	中核市	都	
宅地造成等規制法	第3条第1項	宅地造成工事規制区域の指定	中核市	都	
宅地造成等規制法	第3条第3項	第3条第1項の指定に係る宅地造成工事規制区域の公示等	中核市	都	
宅地造成等規制法	第4条第1項	測量又は調査のための土地の立入り	中核市	都	
宅地造成等規制法	第4条第2項	第4条第1項の立入り前の通知	中核市	都	
宅地造成等規制法	第4条第3項	第4条第1項の立入り前の通知	中核市	都	
宅地造成等規制法	第5条第1項	宅地造成工事規制区域の指定に係る測量等のための土地の試掘等の許可	中核市	都	
宅地造成等規制法	第5条第2項	第5条第1項の障害物の伐除、土地の試掘等を行う前の通知	中核市	都	
宅地造成等規制法	第5条第3項	市町村長の許可を受けて、直ちに行われる障害物の伐除の通知	中核市	都	
宅地造成等規制法	第6条第2項	第5条第1項の許可証の交付	中核市	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
宅地造成等規制法	第7条第1項	土地の立入り等に伴う損失の補償	中核市	都	
宅地造成等規制法	第7条第2項	第7条第1項の損失補償に係る協議	中核市	都	
宅地造成等規制法	第7条第3項	第7条第2項の協議不成立の場合の収用委員会裁決の申請	中核市	都	
宅地造成等規制法	第8条第1項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	中核市	都	
宅地造成等規制法	第8条第2項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	中核市	都	
宅地造成等規制法	第8条第3項	第8条第1項の許可に係る条件の付与	中核市	都	
宅地造成等規制法	第10条第1項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	中核市	都	
宅地造成等規制法	第10条第2項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可又は不許可の処分の通知	中核市	都	
宅地造成等規制法	第11条	国又は都道府県が行う規制区域内での宅地造成工事に係る第8条第1項の許可に代わる協議	中核市	都	
宅地造成等規制法	第12条第1項	工事計画変更の許可	中核市	都	
宅地造成等規制法	第12条第2項	軽微な工事計画変更の届出の受理	中核市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第8条第2項を準用)	第12条第1項の許可	中核市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第8条第3項を準用)	第12条第1項の許可について条件の付与	中核市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第10条第2項を準用)	第12条第1項の許可の通知	中核市	都	
宅地造成等規制法	第12条第3項(第11条を準用)	国又は都道府県が行う規制区域内での宅地造成工事に係る第12条第1項の許可に代わる協議	中核市	都	
宅地造成等規制法	第13条第1項	工事完了の検査	中核市	都	
宅地造成等規制法	第13条第2項	第13条第1項の検査に係る検査済証の交付	中核市	都	
宅地造成等規制法	第14条第1項	許可の取消し	中核市	都	
宅地造成等規制法	第14条第2項	工事の施行停止等の命令	中核市	都	
宅地造成等規制法	第14条第3項	宅地の使用禁止等の命令	中核市	都	
宅地造成等規制法	第14条第4項	工事の施行停止等の命令	中核市	都	
宅地造成等規制法	第14条第5項	命令を命ずべき者が確知できないときに自ら行う措置及びその公告	中核市	都	
宅地造成等規制法	第15条第1項	規制区域指定の際行われている工事の届出の受理	中核市	都	
宅地造成等規制法	第15条第2項	許可を受けることを要しない工事の届出の受理	中核市	都	
宅地造成等規制法	第15条第3項	規制区域内での宅地への土地転用についての届出の受理	中核市	都	
宅地造成等規制法	第16条第2項	規制区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための勧告	中核市	都	
宅地造成等規制法	第17条第1項	規制区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための改善命令	中核市	都	
宅地造成等規制法	第17条第2項	規制区域内の宅地の所有者等以外の者に対する災害防止のための改善命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
宅地造成等規制法	第17条第3項(第14条第5項を準用)	第17条第1項、第2項の命令を命ずべき者が確知できないときに自ら行う措置及びその公告	中核市	都	
宅地造成等規制法	第18条第1項	宅地造成工事の許可等に関し必要な宅地への立入検査	中核市	都	
宅地造成等規制法	第19条	宅地の状況等の報告徴収	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第1項	造成宅地防災区域の指定	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第2項	造成宅地防災区域の指定の解除	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第3条第3項を準用)	第20条第1項及び第2項の指定等に係る造成宅地防災区域の公示等	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第4条第1項を準用)	測量又は調査のための土地の立入り	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第4条第2項を準用)	第20条第3項(第4条第1項を準用)の立入り前の通知	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第4条第3項を準用)	第20条第3項(第4条第1項を準用)の立入り前の通知	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第1項を準用)	造成宅地防災区域の指定に係る測量等のための土地の試掘等の許可	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第2項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の障害物の伐除、土地の試掘等を行う前の通知	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第5条第3項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の市町村長の許可を受けて、直ちに行われる障害物の伐除及び通知	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第6条第2項を準用)	第20条第3項(第5条第1項を準用)の許可証の交付	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第1項を準用)	土地の立入り等に伴う損失の補償	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第2項を準用)	第20条第3項(第7条第1項を準用)の損失補償に係る協議	中核市	都	
宅地造成等規制法	第20条第3項(第7条第3項を準用)	第20条第3項(第7条第2項を準用)の協議不成立の場合の収用委員会裁決の申請	中核市	都	
宅地造成等規制法	第21条第2項	造成宅地防災区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための勧告	中核市	都	
宅地造成等規制法	第22条第1項	造成宅地防災区域内の宅地所有者等に対する災害防止のための改善命令	中核市	都	
宅地造成等規制法	第22条第2項	造成宅地防災区域内の宅地所有者等以外の者に対する災害防止のための改善命令	中核市	都	
宅地造成等規制法	第22条第3項(第14条第5項を準用)	第22条第1項、第2項の命令を命ずべき者が確知できないときに自ら行う措置及びその公告	中核市	都	
宅地造成等規制法	第23条(第18条第1項を準用)	造成宅地防災区域内の宅地造成工事の許可等に関し必要な宅地への立入検査	中核市	都	
宅地造成等規制法	第23条(第19条を準用)	造成宅地防災区域内の宅地の状況等の報告徴収	中核市	都	
宅地造成等規制法施行令	第15条第1項	施行令第6条の規定による擁壁の設置に代えた他の措置に係る規則の制定	中核市	都	
宅地造成等規制法施行令	第15条第2項	宅地造成に関する工事の技術的基準の強化又は付加に係る規則の制定	中核市	都	
宅地造成等規制法施行規則	第30条	宅地造成の工事の許可(変更を含む)を受けたことを証する書面の交付	中核市	都	
都市計画法	第29条第1項	開発行為の許可	中核市	都	
都市計画法	第29条第2項	開発行為の許可	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
都市計画法	第30条第1項	開発行為許可申請書の受理	中核市	都	
都市計画法	第33条第1項	開発行為の許可	中核市	都	
都市計画法	第34条	開発行為の許可	中核市	都	
都市計画法	第34条第11号	市街化調整区域において開発を許可できる類型として、市街化区域に近接等する区域を定める条例の制定	中核市	都	
都市計画法	第34条第12号	市街化調整区域において開発を許可できる類型として、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為の区域、目的、予定建築物の用途を定める条例の制定	中核市	都	
都市計画法	第34条第13号	土地等に関する権利の届出の受理	中核市	都	
都市計画法	第34条第14号	開発審査会への付議	中核市	都	
都市計画法	第34条の2(第32条等を準用)	国・都道府県が行う行為に係るものについて開発行為の許可に代わる当該国の機関・都道府県等との協議	中核市	都	
都市計画法	第35条	開発行為の許可又は不許可の処分及びその処分の文書による通知	中核市	都	
都市計画法	第35条の2第1項	開発行為変更許可(軽微なものを除く)	中核市	都	
都市計画法	第35条の2第2項	開発行為変更許可申請書の受理	中核市	都	
都市計画法	第35条の2第3項	開発行為許可を受けた事項に係る軽微な変更の届出の受理	中核市	都	
都市計画法	第35条の2第4項(35条等を準用)	開発行為変更の許可又は不許可の処分及びその処分の文書による通知等	中核市	都	
都市計画法	第36条第1項	開発行為に関する工事の完了の届出の受理	中核市	都	
都市計画法	第36条第2項	開発行為に関する工事の完了検査及び検査済証の交付	中核市	都	
都市計画法	第36条第3項	開発行為に関する工事の完了公告	中核市	都	
都市計画法	第37条第1号	開発区域内の土地における工事完了の公告前建築等につき支障がないと認める行為	中核市	都	
都市計画法	第38条	開発行為に関する工事の廃止の届出の受理	中核市	都	
都市計画法	第41条第1項	開発許可(開発変更許可を含む)の際の建ぺい率等の制限の指定	中核市	都	
都市計画法	第41条第2項	制限を解除する許可	中核市	都	
都市計画法	第42条第1項	開発区域内における工事完了の公告後の予定建築物以外の建築物の建築等の許可	中核市	都	
都市計画法	第42条第2項	国、都道府県等が行う行為に係るものについて許可に代わる当該国の機関・都道府県等との協議	中核市	都	
都市計画法	第43条第1項	市街化調整区域における開発区域外の建築等の許可	中核市	都	
都市計画法	第43条第3項	国、都道府県等が行う行為に係るものについて許可に代わる当該国の機関・都道府県等との協議	中核市	都	
都市計画法	第45条	開発行為許可の地位の承継の承認	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
都市計画法	第46条	開発登録簿の調製・保管	中核市	都	
都市計画法	第47条第1項	開発登録簿への登録	中核市	都	
都市計画法	第47条第2項	開発行為に関する工事が許可の内容に適合する旨開発登録簿への附記	中核市	都	
都市計画法	第47条第3項	許可又は協議について開発登録簿への附記	中核市	都	
都市計画法	第47条第4項	開発登録簿に登録された事項に係る必要な修正	中核市	都	
都市計画法	第47条第5項	開発登録簿の保管等	中核市	都	
都市計画法施行令	第19条第1項	市街化区域内において行う開発行為で、その規模が千平方メートル未満のものについて、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内でその規模を定めるための条例の制定	中核市	都	
都市計画法施行令	第19条第1項	非線引都市計画区域及び準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が三千平方メートル未満のものについて、区域を限り、三百平方メートル以上三千平方メートル未満の範囲内でその規模を定めるための条例の制定	中核市	都	
都市計画法施行令	第23条の3	1ヘクタール未満の開発行為で、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため特に必要があると認められるときに、区域を限り、0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定める条例の制定	中核市	都	
都市計画法施行令	第36条第1項第3号ホ	開発審査会への付議	中核市	都	
都市再開発法	第129条の2第1項	再開発事業計画の認定	中核市	都	
都市再開発法	第129条の3	再開発事業計画の認定	中核市	都	
都市再開発法	第129条の4	認定の通知	中核市	都	
都市再開発法	第129条の5第1項	再開発事業計画の変更の認定	中核市	都	
都市再開発法	第129条の5第2項(第129条の3、第129条の4を準用)	再開発事業計画の変更の認定及びその通知	中核市	都	
都市再開発法	第129条の6	再開発事業の実施状況についての報告の徴取	中核市	都	
都市再開発法	第129条の7	再開発事業計画の認定に基づく地位を承継する場合の承認	中核市	都	
都市再開発法	第129条の8	認定再開発事業計画に従って再開発事業を実施していない場合の改善命令	中核市	都	
都市再開発法	第129条の9第1項	再開発事業計画の認定の取消し	中核市	都	
都市再開発法	第129条の9第2項(第129条の4を準用)	再開発事業計画の認定の取消しの通知	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第33条第1項	個人施行者の施行する住宅街区整備事業の施行の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第1項を準用)	個人施行者の施行する住宅街区整備事業の施行の認可	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第10条第1項を準用)	事業についての規準又は規約及び事業計画の変更の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第3項を準用する同法第10条第3項を準用)	変更の認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第4項を準用)	事業の施行者が数人となった場合における規約の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第7項を準用)	事業の施行者に変動があった場合の氏名等の届出の受理	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第11条第8項を準用)	認可又は届出に係る公告	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第13条第1項を準用)	事業の廃止又は終了の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第36条(土地区画整理法第9条第3項を準用する同法第13条第4項を準用)	認可に係る公告	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第37条第1項	住宅街区整備組合の設立の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第1項を準用)	認可の申請に係る事業計画の縦覧	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画に対する意見書の受理	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第3項・第5項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画等に係る事務	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第21条第1項を準用)	住宅街区整備組合の設立の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第21条第3項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第29条第1項を準用)	住宅街区整備組合の理事の氏名等の届出の受理	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第29条第2項を準用)	届出に係る公告	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第39条第1項を準用)	認可を受けた事業計画等の変更の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第1項を準用する同法第39条第2項を準用)	認可の申請に係る事業計画の変更の縦覧	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第2項を準用する同法第39条第2項を準用)	縦覧に供された事業計画の変更に対する意見書の受理	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第20条第3項・第5項を準用する同法第39条第2項を準用)	意見書の処理及び修正された事業計画の変更に係る事務	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第39条第4項を準用)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第45条第2項を準用)	住宅街区整備組合の解散の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第45条第5項を準用)	住宅街区整備組合の設立認可の取消し及び同組合の解散の認可に係る公告	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第48条の2第3項を準用)	住宅街区整備組合の解散及び清算を監督する裁判所からの要請に基づく意見陳述又は調査	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第48条の2第4項を準用)	住宅街区整備組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見申述	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第49条を準用)	住宅街区整備組合の清算人が作成した決算報告書の承認	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第50条第3項を準用)	合併によって設立されようとする住宅街区整備組合の設立の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第51条(土地区画整理法第50条第4項を準用)	合併後に一方の住宅街区整備組合が存続する場合の事業計画等の変更の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第72条第1項	住宅街区整備事業における換地計画の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第72条第2項(土地区画整理法第86条第4項を準用)	住宅街区整備事業における換地計画の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第81条第1項	換地計画の変更の認可	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第81条第2項(土地区画整理法第86条第4項・第5項を準用する同法第97条第2項・第3項を準用)	換地計画の変更の認可	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第83条(土地区画整理法第103条第3項を準用)	事業の換地処分に係る届出の受理	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第83条(土地区画整理法103条第4項を準用)	換地処分の実施及び届出に係る公告	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第1項	事業により取得した施設住宅の一部等の譲渡の届出の受理	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第2項	届出があったときの施設住宅の一部等の買取りの協議を行う者の決定及びその旨の届出者への通知	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第87条第4項	施設住宅の一部等の買取りの希望がないときの届出者等への通知	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第95条第3項	住宅街区整備組合又は個人施行者に対する事業の施行の促進を図るための措置命令	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第1項を準用)	個人施行者が施行する事業に対する会計検査及び是正命令	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第2項を準用)	命令に従わない場合の事業の施行認可の取消し	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第124条第3項を準用)	取消しに係る公告	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第1項・第2項を準用)	住宅街区整備組合の施行する事業に対する会計等の検査	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第3項を準用)	検査後の住宅街区整備組合に対する是正命令	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第4項を準用)	命令に従わない場合等の住宅街区整備組合の設立の認可の取消し	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第5項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出による総会等の招集	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第6項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出による理事等の解任に係る組合員の投票の実施	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第96条(土地区画整理法第125条第7項を準用)	住宅街区整備組合の組合員の申出に基づく違法な手続等による総会議決等の取消し	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第98条第1項	住宅街区整備組合が行った処分に係る審査請求に対する裁決	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第100条	施設住宅等の管理規約の認可(個人・住宅街区整備組合施行に限る。)	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条(土地区画整理法第136条を準用)	農用地の廃止を伴う事業の事業計画の審査に当たっての農業委員会及び土地改良区からの意見聴取	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の2第1項	都心共同住宅供給事業計画の認定	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の3	都心共同住宅供給事業計画の認定	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の5第1項	認定を受けた都心共同住宅供給事業計画の変更の認定	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の5第2項(第101条の3を準用)	認定を受けた都心共同住宅供給事業計画の変更の認定	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の6	都心共同住宅供給事業計画の認定を受けた事業者からの報告の徴取	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の7	事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の8	事業者に対する改善命令	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第101条の9第1項	認定の取消し	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第16条第2項を準用)	住宅街区整備組合の役員の解任の投票に係る解任投票所等の決定及び公告	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第4項・第6項・第8項・第9項・第10項・第11項、第13条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票を管理する職員の指名	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第4項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票における法人の指定する者等の権限を証する書面の受理	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第6項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票における投票用紙の交付	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第8項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票をしようとする者が明らかに本人でないと認められる場合の投票の拒否	中核市	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第9項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票を拒否しようとする場合の立会人に対する意見聴取	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第10項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の有効投票数の計算	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第11条第11項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の効力の決定	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第12条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票の結果の公告	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第13条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任の投票に係る解任投票録の作成	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第13条第2項を準用する同令第16条第3項を準用)	解任投票録の保存	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第1項を準用する同令第16条第3項を準用)	住宅街区整備組合の役員の解任の投票等に関する異議の申出の受理	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第2項を準用する同令第16条第3項を準用)	異議の申出に関する決定、決定に係る文書の交付、決定の要旨の公告	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第17条(土地区画整理法施行令第14条第3項・第4項を準用する同令第16条第3項を準用)	異議の申出があった場合における解任の投票の全部又は一部の無効の決定	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令	第43条第1項	管理規約に関する意見書の要旨の受理	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第43条	換地計画の認可申請書への添付書類	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の8	都心共同住宅(賃貸住宅)に係る公募の広告の方法を定めること	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の10	特例を受ける賃借人の基準を定めること	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の14	賃貸住宅を管理するために必要な経験・能力の基準を定めること	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の15	賃貸住宅の管理期間を定めること	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の17第1項	特別の事情があり分譲住宅に入居させることが適当であるものの認定	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の17第2項	都心共同住宅(分譲住宅)に係る公募の広告の方法を定めること	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の19	特例を受ける譲受人の基準を定めること	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の24	関連公益的施設の指定	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の26第1項	分譲住宅にかかる分譲事務費等の算出の方法の決定	中核市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則	第50条の26第3項	分譲住宅の価額決定に係る承認	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第46条第1項(土地区画整理法を準用)	防災街区計画整備組合が法第45条第1項第1号に掲げる事業を土地区画整理事業として行うときの許認可関連事務	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第66条の6	防災街区計画整備組合に理事が欠けたときの仮理事の選任	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第66条の7第3号	防災街区計画整備組合の監事からの報告の受理	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第78条第2項	防災街区計画整備組合の定款及び事業基本方針の変更の認可	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第78条第3項(第93条第2項、第94条を準用)	防災街区計画整備組合の定款及び事業基本方針の変更の認可にあたっての報告書の提出要求、意見聴取	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第93条第1項	防災街区計画整備組合の設立の認可の申請の受理	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第93条第2項	設立に関する報告書の提出要求	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第94条第1項	防災街区計画整備組合の設立の認可	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第94条第2項	認可にあたっての意見聴取	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第2項	防災街区計画整備組合の解散の認可	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第3項(第93条第2項を準用)	認可にあたっての報告書の提出要求	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第3項(第94条第1項第1号を準用)	防災街区計画整備組合の解散の認可	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第97条第5項	組合員が3人未満になったときの防災街区計画整備組合からの解散届の受理	中核市	都	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第98条第2項	防災街区計画整備組合の合併の認可の申請の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第98条第3項(第93条 第2項を準用)	防災街区計画整備組合の合併の認可に あたっての報告書の提出要求	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第98条第3項(第94条 第1項を準用)	防災街区計画整備組合の合併の認可	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第98条第3項(第94条 第2項を準用)	認可にあたっての意見聴取	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第103条の5第3項	防災街区計画整備組合の解散及び清算 を監督する裁判所からの要請に基づく意 見陳述又は調査	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第103条の5第4項	裁判所に対する意見申述	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第103条の6	防災街区計画整備組合の清算終了に係 る届出の受理	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第105条	防災街区計画整備組合の監督に必要な 報告の徴収等	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第106条第1項	組員からの請求に基づく防災街区計 画整備組合の業務等の検査	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第106条第2項	監督上必要があるときの防災街区計画 整備組合の業務等の検査	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第107条第1項	検査等を行った場合の法令等の違反に 対する措置命令	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第107条第2項	命令に従わないときの業務停止又は役 員改選の命令	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第108条	防災街区計画整備組合の解散の命令	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第109条第1項	組員からの請求に基づく総会の議決、 選挙、当選の取消し	中核市	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第109条第2項(第109 条第1項を準用)	組員からの請求に基づく創立総会の 議決、選挙、当選の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第5条第1項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登 録	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第5条第2項	登録の更新	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第6条第1項	登録の申請(更新に係る申請も含む。) の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第7条第1項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登 録	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第7条第2項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登 録	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第7条第3項	申請に係る登録等の通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第7条第4項	申請に係る登録等の通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第8条第1項	申請に係る登録の拒否	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第8条第2項	拒否に係る通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定 確保に関する法律	第9条第1項	登録を受けた事業に係る登録事項等 の変更の届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第9条第3項	登録事業の変更の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第10条	サービス付き高齢者向け住宅登録簿の閲覧	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第11条第3項	登録事業を行う者の地位の承継の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第11条第4項(第9条第3項を準用)	届出に係る変更の登録	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第12条第1項	登録事業の廃業等に係る届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第12条第2項	登録事業者の破産手続開始に係る届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第13条第1項	登録事業の登録の抹消	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第24条第1項	登録事業者等に対する報告の要求、立入検査等	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第25条第1項	登録事業者に対する訂正の申請の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第25条第2項	登録事業者に対する必要措置の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第25条第3項	登録事業者に対する是正措置の指示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第26条第1項	登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第26条第2項	登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第26条第3項	取消しに係る通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第27条第1項	登録事業者の事務所の所在地が確知できないときのその事実の公告及びこれに基づく登録事業の登録の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第28条第1項	事業の登録等に関する事務を代行する指定登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第28条第2項	事業の登録等に関する事務を代行する指定登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第30条	事業の登録等に関する事務を代行する指定登録機関の指定	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第31条第1項	指定登録機関の指定の公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第31条第2項	指定登録機関の名称等の変更に係る届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第31条第3項	届出に係る公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第33条第1項	指定登録機関の登録事務規程に係る認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第33条第3項	認可を受けた登録事務規程の変更の命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第35条	指定登録機関に対する監督上必要な命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第36条第1項	指定登録機関に対する報告の要求、立入検査等	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第37条第1項	指定登録機関の登録事務(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務)の休廃止の許可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第37条第2項	許可に伴う公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第1項	指定登録機関の指定の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第2項	指定登録機関の指定の取消し又は同機関に対する登録事務の停止命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第38条第3項	取消し等に伴う公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第39条第1項	指定登録機関が登録事務の休止等をしたときの登録事務の実施	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第39条第2項	実施等に伴う公示	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第40条第1項	登録手数料の徴収に係る指定登録機関への納付措置	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第43条	登録事業者が破産手続開始の決定を受けたとき等の入居者に対する助言・援助	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第52条	終身建物賃貸借の事業の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第53条第1項	終身建物賃貸借の事業認可申請書の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第54条	終身建物賃貸借の事業の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第55条	認可に伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第1項	認可を受けた事業に係る変更の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第2項(第54条を準用)	認可を受けた事業に係る変更の認可	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第56条第2項(第55条を準用)	認可に伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第58条第1項	認可を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。)による終身建物賃貸借の解約の申入れに係る承認	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第65条	認可事業者に対する助言・指導	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第66条	認可事業者からの報告の徴取	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第67条第2項	認可事業者の一般承継人に係る地位の承継の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第67条第3項	認可事業者から権原を取得した者に係る地位の承継の承認	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第68条	認可事業者に対する改善命令	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第69条第1項	認可事業者の認可の取消し	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第69条第2項(第55条を準用)	取消しに伴う通知	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第70条第1項	認可を受けた事業の廃止の届出の受理	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律	第72条	認可事業者が破産手続開始の決定を受けたとき等の賃借人に対する助言・援助	中核市	都	
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	第32条第3項	本人確認情報を得られない場合の住民票の抄本等の書面の提出を求めること	中核市	都	
景観法	第8条第1項	景観計画の策定	その他(景観行政団体)	都又は区	○大都市特例:「景観行政団体」(都道府県、指定都市、中核市、それ以外の市町村で、景観行政事務を行うため都道府県との協議を経た市町村)(法第7条第1項) ○権限:東京都及び景観行政団体である区
景観法	第9条第1項	景観計画策定に当たっての公聴会の開催等住民の意見を反映させるための必要な措置	その他(景観行政団体)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第9条第2項	景観計画策定にあたっての都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第9条第4項	景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める際の景観重要公共施設の管理者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第9条第5項	景観計画に国立公園の区域内における行為の許可の基準を定める際の国立公園等管理者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第9条第6項	景観計画策定時の公示及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第9条第7項	景観計画を定める手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第9条第8項(第9条第1項の準用)	景観計画変更にあたっての公聴会の開催等住民の意見を反映させるための必要な措置	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第9条第8項(第9条第2項の準用)	景観計画変更にあたっての都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第9条第8項(第9条第4項の準用)	変更した景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める際の景観重要公共施設の管理者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第9条第8項(第9条第5項の準用)	変更した景観計画に国立公園の区域内における行為の許可の基準を定める際の国立公園等管理者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第9条第8項(第9条第6項の準用)	景観計画変更時の公示及び縦覧	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第9条第8項(第9条第7項の準用)	景観計画を変更する手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第10条第1項	特定公共施設の管理者から、景観計画に景観重要公共施設に関する基準を定める旨の要請を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第10条第2項	景観重要公共施設の管理者から、景観計画に定められた景観重要公共施設に関する基準の変更の要請を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第11条第1項	土地所有者等からの景観計画の策定又は変更の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第11条第2項	特定非営利活動法人等からの景観計画の策定又は変更の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第11条第2項	特定非営利活動法人等に準ずる団体を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第12条	計画提案を踏まえ、必要に応じ景観計画の案又は変更の案を作成すること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第13条	計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更について、都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出すること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第14条第1項	計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更をする必要がない旨の通知	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第14条第2項	通知をしようとする際の都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第15条第1項	景観協議会を組織すること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第16条第1項	景観計画区域内における建築物の新築等の行為についての届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第16条第1項第4号	景観計画区域内における良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として届出が必要なものを条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第16条第2項	届出内容の変更の届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第16条第3項	届出をした者に対する設計の変更等の措置をとることの勧告	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第16条第5項	国の機関等からの建築物の新築等の行為についての通知を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第16条第6項	国の機関等に協議を求めること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第16条第7項第11号	規定を適用しない行為を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第17条第1項	景観計画区域内における一定の行為で形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対する措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第17条第1項	対象となる行為を条例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第17条第4項	届出について行為の着手に係る制限期間を延長し、その期間及び理由を通知すること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第17条第5項	処分に違反した者等に対する原状回復命令等	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第17条第6項	命令を命ずべき者を確知することができないときの措置及びその公告	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第17条第7項	命令を受けた者に報告させ、又は職員を土地に立ち入らせ、実施状況を検査させ、景観に及ぼす影響を調査させること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第18条第2項	届出について行為の着手に係る制限期間の短縮	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第19条第1項	景観重要建造物の指定	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第19条第2項	所有者からの意見聴取	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第20条第1項	建造物の所有者から景観重要建造物の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第20条第2項	景観整備機構から景観重要建造物の指定の提案を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第20条第3項	景観重要建造物の指定をする必要がない旨の通知	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第21条第1項	景観重要建造物の所有者等に対する景観重要建造物指定の通知	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第21条第2項	景観重要建造物であることを表示する標識の設置	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第21条第2項	景観重要建造物の標識の設置に関し、条例又は規則を定めること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第22条第1項	景観重要建造物の増築等の行為の許可	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第22条第3項	許可に必要な条件を付すること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第22条第4項	国の機関等が行う景観重要建造物の増築等の行為について事前協議を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第23条第1項	違反した者に対する原状回復等の命令	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第23条第2項	命令を命ずべき者が確知できないときの措置及びその公告	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
景観法	第24条第1項	許可を受けることができないため損失を受けた景観重要建築物の所有者に対する補償	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第24条第2項	補償について損失を受けた者との協議	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第24条第3項	協議が成立しない場合の裁決の申請	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第25条第2項	景観重要建築物の管理の方法の基準を条例で定めること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第26条	景観重要建築物の所有者又は管理者に対する措置命令又は勧告	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第27条第1項	景観重要建築物が国宝等に該当するに至ったとき、滅失等したときの指定の解除	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第27条第2項	公益上の理由等による景観重要建築物の指定の解除	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第27条第3項(第21条第1項の準用)	景観重要建築物の指定を解除する場合における景観重要建築物の所有者等への通知	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第28条第1項	景観重要樹木の指定	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第28条第2項	所有者からの意見聴取	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第29条第1項	樹木の所有者から景観重要樹木の指定の提案を受けること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第29条第2項	景観整備機構から景観重要樹木の指定の提案を受けること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第29条第3項	景観重要樹木の指定をする必要がない旨の通知	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第30条第1項	景観重要樹木の所有者等に対する景観重要樹木の指定の通知	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第30条第2項	景観重要樹木であることを表示する標識の設置	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第30条第2項	景観重要樹木の標識の設置に関し、条例又は規則を定めること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第31条第1項	景観重要樹木の伐採等の許可	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第31条第2項(第22条第 3項の準用)	許可に必要な条件を付すること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第31条第2項(第22条第 4項の準用)	国の機関等が行う景観重要樹木の伐採 等について事前協議を受けること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第32条第1項(第23条第 1項の準用)	違反した者等に対する原状回復等の命 令	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第32条第1項(第23条第 2項の準用)	命令を命ずべき者が確知できないときの 措置及びその公告	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第32条第2項(第24条第 1項の準用)	許可を受けることができないため損失を 受けた景観重要樹木の所有者に対する 補償	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第32条第2項(第24条第 2項の準用)	補償について損失を受けた者との協議	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第32条第2項(第24条第 3項の準用)	協議が成立しない場合の裁決の申請	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第33条第2項	景観重要樹木の管理の方法の基準を条 例で定めること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第34条	景観重要樹木の所有者又は管理者に対 する措置命令又は勧告	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第35条第1項	景観重要樹木が特別史跡名勝天然記 念物等に該当するに至ったとき、滅失等 したときの指定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第35条第2項	公益上の理由等による景観重要樹木の 指定の解除	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第35条第3項(第30条第 1項の準用)	景観重要樹木の所有者等に対する景観 重要樹木の指定の解除の通知	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第36条第1項	景観重要建造物又は景観重要樹木の 所有者との管理協定の締結	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第36条第3項	景観整備機構が管理協定を締結する際 の認可	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第37条第1項	管理協定の縦覧等	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第37条第2項	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第38条	管理協定の認可	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第39条	管理協定の公告	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第40条(第36条第3項を 準用)	景観整備機構が締結した管理協定を 変更する際の認可	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第40条(第37条第1項を 準用)	管理協定の変更に係る縦覧等	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第40条(第37条第2項を 準用)	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第40条(第38条を準用)	管理協定の変更に係る認可	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第40条(第39条を準用)	管理協定の変更に係る公告	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第42条第3項(第36条第 3項を準用)	緑地保全・緑化推進法人が景観重要樹 木について管理協定を締結する際の認 可	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第42条第3項(第37条第 1項を準用)	管理協定の縦覧等	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第42条第3項(第37条第 2項を準用)	関係人からの意見書を受け取ること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第42条第3項(第38条を 準用)	管理協定の認可	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第42条第3項(第39条を 準用)	管理協定の公告	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第43条	景観重要建造物又は景観重要樹木の 所有者の変更の届出の受理	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第44条第1項	景観重要建造物又は景観重要樹木に関 する台帳の作成及び保管	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第45条	景観重要建造物又は景観重要樹木の 所有者からの報告徴収	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
景観法	第46条	景観重要建造物の所有者又は景観重要樹木の所有者からの助言又は援助の求めに応じること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第81条第4項	景観協定の認可	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第82条第1項	景観協定の認可の申請に係る景観協定の縦覧等	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第82条第2項	関係人からの意見書を受け取ること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第83条第1項	景観協定の認可	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第83条第2項	都道府県知事への協議	その他(景観行政団体で建築基準法第4条第1項の建築主事を置かない市町村)	都又は区	同上
景観法	第83条第3項	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第84条第1項	景観協定の変更の認可	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第84条第2項(第82条第1項の準用)	景観協定の変更の認可の申請に係る景観協定の縦覧等	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第84条第2項(第82条第2項の準用)	景観協定を変更する際に関係人からの意見書を受け取ること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第84条第2項(第83条第1項の準用)	景観協定の変更の認可	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第84条第2項(第83条第2項の準用)	都道府県知事への協議	その他(景観行政団体で建築基準法第4条第1項の建築主事を置かない市町村)	都又は区	同上
景観法	第84条第2項(第83条第3項の準用)	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
景観法	第85条第3項	景観協定区域から除外された場合の当該土地の借地権を有していた者等からの届出の受理	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第85条第4項(第83条第3項の準用)	景観協定区域から除外された土地があることを知った場合の公告及び縦覧等	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第87条第1項	景観協定区域内の土地所有者からの景観協定に加わる旨の意思表示(書面)を受け取ること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第87条第2項	景観協定区域隣接地の区域内の土地所有者等からの景観協定に加わる旨の意思表示(書面)を受け取ること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第87条第4項(第83条第3項を準用)	意思表示があった場合の公告及び縦覧等	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第88条第1項	景観協定の廃止の認可	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第88条第2項	公告	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第90条第1項	一の所有者による景観協定の認可	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第90条第3項(第83条第2項を準用)	都道府県知事への協議	その他(景観行政団体で建築基準法第4条第1項の建築主事を置かない市町村)	都又は区	同上
景観法	第90条第3項(第83条第3項を準用)	公告及び縦覧し、景観協定区域である旨を当該区域内に明示すること	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第92条第1項	景観整備機構の指定	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第92条第2項	指定した景観整備機構の名称等の公示	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第92条第3項	景観整備機構の名称等の変更の届出の受理	その他(景観行政団体)	都又は区	同上
景観法	第92条第4項	届出事項の公示	その他(景観行政団体)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
景観法	第95条第1項	景観整備機構に業務の報告をさせること	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第95条第2項	景観整備機構に対する業務運営の改善 等の措置命令	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第95条第3項	違反した場合の指定の取消し	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法	第95条第4項	指定取消しの公示	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
景観法施行令	第7条	景観計画の提案に係る一団の土地の区 域の規模を設定する条例の制定	その他 (景観 行政団 体)	都又 は区	同上
大気汚染防止法	第6条第1項	ばい煙発生施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第7条第1項	現に設置している施設がばい煙発生施 設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第8条第1項	ばい煙施設の設置の届出の事項の変更 のうち構造等に関するものの届出の受 理	中核市	都	
大気汚染防止法	第9条	ばい煙施設の設置の届出に係るばい煙 発生施設のばい煙量等が排出基準に適 合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第9条の2	ばい煙施設の設置の届出に係るばい煙 発生施設の指定ばい煙が総量規制基準 に適合しない場合の改善等の措置命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第10条第2項	ばい煙施設の設置の届出に係る事項の 内容が相当であるときのばい煙発生施 設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第11条	ばい煙施設の設置の届出の事項の変更 等のうち氏名等に関するもの及び廃止 の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第12条第3項	ばい煙施設の設置の届出をした者の地 位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第14条第1項	ばい煙量等が排出基準に適合しないと きの構造等の改善命令等	中核市	都	
大気汚染防止法	第14条第3項	指定ばい煙が総量規制基準に適合しな いときの指定ばい煙の処理の方法の改 善等の措置命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条第1項	いおう酸化物に係るばい煙発生施設が 燃料使用基準に適合しないときの同基 準に従うべき旨の勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条第2項	勧告に従わなかった者に対する当該基 準に従うべき旨の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条の2第1項	工場又は事業場における燃料の使用が 燃料使用基準に適合しないときの同基 準に従うべき旨の勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	第15条の2第2項	勧告に従わなかった者に対する当該基 準に従うべき旨の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条第2項	ばい煙発生施設等で発生した事故の状 況に係る通報の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条第3項	ばい煙発生施設等で発生した事故に対 する必要な措置の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の5第1項	揮発性有機化合物排出施設の設置の 届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の6第1項	現に設置している施設が揮発性有機化 合物排出施設となった旨の届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大気汚染防止法	第17条の7第1項	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の8	届出に係る揮発性有機化合物排出施設の排出濃度が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の11	揮発性有機化合物排出施設の排出濃度が排出基準に適合しない場合の改善等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の13第1項(第10条第2項を準用)	届出に係る事項の内容が相当であるときの揮発性有機化合物排出施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の13第2項(第11条を準用)	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するもの及び廃止の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第17条の13第2項(第12条第3項を準用)	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条第1項	一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条第3項	一般粉じん発生施設の設置の届出事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の2第1項	現に設置している施設が一般粉じん発生施設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の4	一般粉じん発生施設が基準を遵守していないときの同基準に従うべき旨等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の6第1項	特定粉じん発生施設の設置の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の6第3項	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の7第1項	現に設置している施設が特定粉じん発生施設となった旨の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の8	届出に係る特定粉じん発生施設の特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの計画の変更等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の11	特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないときの構造等の改善等の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第1項(第10条第2項を準用)	届出に係る事項の内容が相当であるときのばい煙発生施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第11条を準用)	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するもの及び廃止の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の13第2項(第12条第3項を準用)	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の15第1項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の15第2項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理(災害その他非常の事態の発生時の取扱い)	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の16	届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないときの計画の変更の命令	中核市	都	
大気汚染防止法	第18条の19	特定粉じん排出等作業を施行する者が作業基準を遵守していないときの同基準に従うべき旨の命令等	中核市	都	
大気汚染防止法	第20条	自動車排出ガスの濃度の測定	中核市	都	
大気汚染防止法	第21条第1項	測定に基づき公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべき旨の要請	中核市	都	
大気汚染防止法	第21条第3項	測定に基づき道路管理者等に対して道路の構造の改善等に関する意見の陳述	中核市	都	
大気汚染防止法	第22条第1項	大気の汚染(放射性物質によるものを除く)の状況の常時監視	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大気汚染防止法	第22条第2項	常時監視の結果の環境大臣への報告	中核市	都	
大気汚染防止法	第24条第1項	大気の汚染(放射性物質によるものを除く)の状況の公表	中核市	都	
大気汚染防止法	第26条第1項	ばい煙排出者等からの報告の徴収、工場等への立入検査(法23条2項による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。)	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第2項	電気事業法等の規定による許認可の申請又は届出を受理した国の行政機関の長からの所定の事項の通知の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第3項	国の行政機関の長に対して電気事業法等の規定による措置を執るべきことの要請	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第4項	要請を受けて講じた措置についての国の行政機関の長からの通知の受理	中核市	都	
大気汚染防止法	第27条第5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	中核市	都	
大気汚染防止法	第28条第2項	関係行政機関の長等への協力要請、意見の陳述	中核市	都	
大気汚染防止法	附則第10項	指定物質の排出又は飛散の抑制についての勧告	中核市	都	
大気汚染防止法	附則第11項	指定物質排出施設設置者からの報告徴収	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第1項	ばい煙発生施設設置者からの報告徴収	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第2項	職員によるばい煙発生施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第3項	特定施設設置者からの事故の状況等の報告徴収及び職員による特定施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第4項	揮発性有機化合物排出施設設置者からの報告の受理及び職員による揮発性有機化合物排出施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第5項	一般粉じん発生施設設置者からの徴収及び職員による一般粉じん発生施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第6項	特定粉じん排出者からの報告徴収及び職員による特定粉じん発生施設等の立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第7項	解体等工事の発注者からの報告徴収の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第8項	解体等工事の受注者等からの報告徴収及び職員による解体等工事の現場等への立入検査の実施	中核市	都	
大気汚染防止法施行令	第12条第9項	特定工事施工者からの報告徴収及び職員による特定工事の現場等への立入検査の実施	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第1項	一般廃棄物処理施設の設置の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第4項	許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2第3項	許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2第5項	許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2の2第1項	許可を受けた施設の定期検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の5第4項	特定一般廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知	中核市	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第1項	許可の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条第4項を準用)	変更許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条の2第3項を準用)	変更許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第2項(第8条の2第5項を準用)	変更許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第3項	許可の軽微な変更等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第4項	埋立処分終了の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第5項	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条第6項	許可の欠格要件該当の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2第1項	一般廃棄物処理施設に係る改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の2第1項	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の2第2項	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の3第2項	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4第1項	熱回収施設設置者の認定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4第5項	認定の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3第3項	一般廃棄物処理施設に関する計画変更、廃止命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3第10項	一般廃棄物処理施設に関する改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の5第1項	一般廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の6第1項	施設設置者である法人の合併・分割に伴う許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の7第2項	施設設置者の相続人の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第11条第3項	適正な処理を確保するために必要な場合の産業廃棄物の処理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第3項	事業者が行う産業廃棄物の保管の事前届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第4項	事業者が行う産業廃棄物の保管の事後届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第9項	産業廃棄物の多量排出事業者の減量及びその処理に係る計画書の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第10項	産業廃棄物の多量排出事業者の減量及びその処理に係る実施状況報告書の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第11項	産業廃棄物の多量排出事業者の減量計画等の公表	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第3項	事業者が行う特別管理産業廃棄物の事前保管の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第4項	事業者が行う特別管理産業廃棄物の事後保管の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第10項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の減量及びその処理に係る計画書の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第11項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の減量及びその処理に係る実施状況報告書の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第12項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の減量計画等の公表	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の3第7項	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の受理(紙マニフェスト)	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の5第8項	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の受理(電子マニフェスト)	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の6	産業廃棄物管理票を扱う事業者等に対する勧告等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の7第1項	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の7第7項	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例に関する変更の認定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の7第9項	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例に関する変更の届出受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の7第10項	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第6項	産業廃棄物の処分業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の2第1項	産業廃棄物の収集運搬業・処分業の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項・第4項	産業廃棄物の収集運搬業・処分業の廃止・変更の届出	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の3第1項	収集運搬業者、処分業者に対する事業停止命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の3の2	産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の4第1項・第6項	特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の5第1項	特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項・第4項	特別管理産業廃棄物の収集運搬業・処分業の廃止・変更の届出	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の6(第14条の3第1項を準用)	特別管理産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者に対する事業停止命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の6(第14条の3の2を準用)	特別管理産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者に対する許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第1項	産業廃棄物処理施設の設置の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第4項	許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第5項	産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る関係市町村の長への通知及び意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第6項	産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る利害関係者からの意見書の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2第3項	許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2第5項	許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の2第1項	許可を受けた施設の定期検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の4(第8条の5第4項を準用)	特定産業廃棄物最終処分場の維持管理のための積立金の額の通知	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の5	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合の届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第1項	許可の変更許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条第4項を準用)	変更許可に係る申請事項の告示、申請書等の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条第5項を準用)	産業廃棄物処理施設の変更に係る関係市町村の長への通知及び意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条第6項を準用)	産業廃棄物処理施設の変更に係る利害関係者からの意見書の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条の2第3項を準用)	変更許可に係る有識者からの事前の意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第2項(第15条の2第5項を準用)	変更許可を受けた施設の使用前検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第3項を準用)	許可の軽微な変更等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第4項を準用)	埋立処分終了の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第5項を準用)	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項(第9条第6項を準用)	産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件該当の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の7第1項	産業廃棄物処理施設に係る改善命令等	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3	許可の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の2第2項(第9条第5項を準用)	最終処分場の廃止の確認	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第1項	熱回収施設設置者の認定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第5項	認定の取消し	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の5第1項を準用)	産業廃棄物処理施設の譲受人・借受人の許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の6第1項を準用)	施設設置者である法人の合併・分割に伴う許可	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4(第9条の7第2項を準用)	施設設置者の相続人の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の4の4第3項(第15条第5項を準用)	無害化認定施設の設置に係る環境大臣からの意見聴取に対する回答	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の17第1項	指定区域の指定	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の17第2項	指定区域を指定する旨の公示	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の17第4項	指定区域の解除	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の17第5項	指定区域を解除する旨の公示	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の18第1項	指定区域台帳の調製・保管	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の18第3項	請求があった場合の指定区域台帳の縦覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の19	土地の形質の変更届出の受理及び計画変更命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第18条第1項	事業者等に対する報告徴収	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条第1項	事業者等に対する立入検査	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3第2号	産業廃棄物の処理基準・保管基準に適合しない処理を行った者に対する改善命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の5第1項	産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われ生活環境保全上の支障が生じた場合の処分者等に対する措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の5第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の6第1項	排出事業者等に対する措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の6第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第1項	生活環境保全上の支障の除去等の措置、その公告	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第2項	生活環境保全上の支障の除去等の措置に要した費用の負担命令(第1項第3号部分以外)	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の8第3項	生活環境保全上の支障の除去等の措置に要した費用の負担命令(第1項第3号部分)	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の9	除去用の措置を行う場合の適正処理推進センターへの協力要請	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の10第2項(第19条の5を準用)	事業の廃止等による産業廃棄物処理基準に適合しない保管が行われ生活環境保全上の支障が生じた場合の措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の11第1項	土地の形質の変更に関する措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の11第2項(第19条の4第2項を準用)	命令書の交付	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の12第1項	廃棄物処理施設の廃止の届出に係る台帳の調製・保管	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の12第3項	関係人から請求があった場合の届出台帳の閲覧	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第20条	環境衛生指導員の任命	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第21条の2第1項	特定処理施設の事故時の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第21条の2第2項	特定処理施設の事故時の措置命令	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第23条の3	産業廃棄物等の許可等及びその取消しに関する県警本部長等からの意見聴取	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第23条の5	関係行政機関、関係地方公共団体への照会、協力要請	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第5条の5	認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理	中核市	都	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第7条の4(第5条の5を準用)	認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第5条	特定施設等の設置の届出の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第6条	新たに特定施設となった既存の特定施設等の届出の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第7条	届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第8条	届出に係る特定施設等の排水の汚水状態が排水基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
水質汚濁防止法	第8条の2	届出に係る指定地域内事業場の排水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない場合の改善等の命令	中核市	都	
水質汚濁防止法	第9条第2項	届出に係る事項の内容が相当であると認められるときの実施制限期間の短縮	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
水質汚濁防止法	第10条	届出の事項の変更等のうち氏名等に関するものの届出の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第11条第3項	届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第13条第1項	排水排出者に対する改善命令等	中核市	都	
水質汚濁防止法	第13条第3項	排水排出者に対する改善命令等	中核市	都	
水質汚濁防止法	第13条の2第1項	有害物質使用特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者に対する改善命令等	中核市	都	
水質汚濁防止法	第13条の3第1項	有害物質使用特定施設等設置者に対する改善命令等	中核市	都	
水質汚濁防止法	第13条の4	指定地域内事業場排水排出者以外の汚水等排出者に対する指導、助言及び勧告	中核市	都	
水質汚濁防止法	第14条第3項	汚濁負荷量の測定手法の届出の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第1項	事故時における状況等の届出の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第2項	事故時における状況等の届出の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第3項	事故時における状況等の届出の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第14条の2第4項	応急措置が講じられていないと認めるときの応急措置命令	中核市	都	
水質汚濁防止法	第14条の3第1項	地下水の水質の浄化に係る措置命令等	中核市	都	
水質汚濁防止法	第14条の3第2項	地下水の水質の浄化に係る措置命令等	中核市	都	
水質汚濁防止法	第15条第1項	公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の常時監視	中核市	都	
水質汚濁防止法	第15条第2項	常時監視の結果の環境大臣への報告	中核市	都	
水質汚濁防止法	第17条第1項	公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表	中核市	都	
水質汚濁防止法	第18条	緊急時における排水排出者に対する措置命令等	中核市	都	
水質汚濁防止法	第22条第1項	特定事業場の設置者等からの報告の徴収、立入検査	中核市	都	
水質汚濁防止法	第22条第2項	特定事業場の設置者等からの報告の徴収	中核市	都	
水質汚濁防止法	第23条第2項	適用除外法の所管行政庁からの特定施設の届出等の通知の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第23条第3項	適用除外法の所管行政庁に対する、必要な措置の要請	中核市	都	
水質汚濁防止法	第23条第4項	要請があった場合において講じた措置に関する行政庁からの通知の受理	中核市	都	
水質汚濁防止法	第23条第5項	鉱山事業者等に改善命令等を行う際の、関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	中核市	都	
水質汚濁防止法	第24条第2項	関係行政機関の長等に対する協力要請等	中核市	都	
水質汚濁防止法	第24条第3項	河川管理者等からの意見の聴取	中核市	都	
水質汚濁防止法施行令	第8条第1項	特定事業場の設置者等からの報告の徴収	中核市	都	
水質汚濁防止法施行令	第8条第2項	特定事業場の設置者等からの報告の徴収	中核市	都	
水質汚濁防止法施行令	第8条第3項	職員による特定事業場の立入検査の実施	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第3条第3項	公害防止統括者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第4条第3項 (第3条第3項を準用)	公害防止管理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第5条第3項 (第3条第3項を準用)	公害防止主任管理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条第2項 (第3条第3項を準用)	公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者を選任したとき等の届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第6条の2第2項	特定事業者の地位の承継に関する届出の受理(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第10条	法令の規定に違反した特定事業者に対する公害防止統括者等の解任命令(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	第11条第1項	公害防止統括者等の職務の実施状況の報告徴収、特定工場への立入検査(ばい煙発生施設等を設置する工場)	中核市	都	
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第1項	特定施設(水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設のうち特定のものの)の設置の許可	中核市	—	東京都は同法の対象地域ではない
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第4項	許可申請があった場合の概要告示及び書面縦覧	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第5項	告示を行った場合の関係府県知事及び市町村の長への通知と意見聴取	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第5条第6項	告示を行ったときの利害関係者からの意見書の受理	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第7条第2項	許可を受けたものとみなされる者からの届出の受理	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第1項	許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微なものを除く。)に係る許可	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第3項	許可に関する事務	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第8条第4項	許可を受けた事項の変更のうち構造等に関するもの(軽微なものを除く。)に係る届出の受理	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第9条	許可を受けた事項の変更のうち氏名等に関する届出の受理	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第10条第3項	許可を受けた者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第11条	許可を得ないで当該行為を行った者に対する措置命令	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第12条の5	指定物質(燐等)を排出する者に対する必要な指導、助言及び勧告	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	第12条の6第1項	指定物質を排出する者に対する必要な事項に関する報告の徴収	中核市	—	同上
瀬戸内海環境保全特別措置法	附則第2条第5項	許可を受けたものとみなされた者からの届出の受理	中核市	—	同上
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第1項	犬及び猫の引取り	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第2項	犬及び猫を引き取るべき場所の指定	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第3項	所有者の判明しない犬及び猫の引取り及び引き取るべき場所の指定	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第4項	犬及び猫の返還、譲渡の促進	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
動物の愛護及び管理に関する法律	第35条第6項	動物の愛護を目的とする団体等への犬及び猫の引取りの委託	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第36条第1項	負傷動物等の発見者からの通報の受理	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第36条第2項	負傷動物等の収容	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第37条第2項	犬又は猫の引取り等に際し、犬又は猫の繁殖制限措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言の実施	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第38条第1項	動物愛護推進員の委嘱	中核市	都	
動物の愛護及び管理に関する法律	第39条	動物愛護推進の委嘱の推進等に関し必要な協議を行うための協議会を組織	中核市	都	
公害健康被害の補償等に関する法律	第4条	認定等	その他(政令で定める市)	区	○昭和63年以前の旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令(旧施行令)では、大阪市域は大気汚染地域に指定され、大阪市は大気汚染地域における呼吸器系疾患の健康被害に対する補償給付の実施主体として政令で指定されていた。 ○昭和62年改正施行令により大阪市の大気汚染地域の指定は解除され(昭和63年3月解除)、新たな健康被害者の認定は行われていないが、昭和63年以前に認定された大気汚染による健康被害の患者については、改正施行令の経過措置により、なお効力を有するとされた旧法・旧施行令に基づく事務について、旧施行令で指定されていた大阪府が事務(補償給付等)を行っている。 ○各特別区において、認定審査の専門性や必要な人員体制が確保できるかという点について、原則として、特別区設置の1年前までに環境省と協議し調整を終えた上で、事務の執行に支障のない体制を整備する。
公害健康被害の補償等に関する法律	第5条	申請者が死亡した場合の認定	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第7条	認定の有効期間	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第8条	認定の更新	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第8条の2	認定の更新	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第9条	認定の取消し	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第11条第2項	補償給付の支払い	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第13条	補償給付の免責等	その他(政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第14条	他の法律による給付等との調整	その他(政令で定める市)	区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
公害健康被害の補償等に関する法律	第15条	不正利得の徴収	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第19条第1項	療養の給付を行うこと	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第20条	公害医療機関からの申出の受理	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第21条第2項	公害医療機関に対する指導	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第23条	診療報酬の審査及び支払い	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第24条第1項・第2項	療養費の支給	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第25条第1項	障害補償費を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第28条	障害補償費の額の改定等	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第1項	遺族補償費を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第2項	遺族補償費を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第29条第4項	認定死亡者からの遺族補償の請求	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第35条	遺族補償一時金の支給	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第39条	児童補償手当の支給	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第40条第1項	療養手当を支給すること	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第41条	葬祭料の支給	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第42条	補償給付の制限	その他 (政令で定める市)	区	同上



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
公害健康被害の補償等に関する法律	第43条	補償給付の額についての他原因の参酌	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第44条	公害健康被害認定審査会の設置	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第45条	公害健康被害認定審査会の組織等	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第46条	公害保健福祉事業	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第47条	費用の支弁	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第48条	機構からの納付金	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第50条	国からの交付金	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第68条	公害健康被害予防業務	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第106条第1項	異議申立て	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第136条	認定を受けた者等に対する報告の徴収等	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第137条	受診命令	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第138条	補償給付の一時差止め	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第139条	公害医療機関に対する報告の徴収等	その他 (政令で定める市)	区	同上
公害健康被害の補償等に関する法律	第140条	診療を行った者等に対する報告の徴収等	その他 (政令で定める市)	区	同上
地球温暖化対策の推進に関する法律	第21条第3項	区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策の策定(第21条第1項の規定により策定する「地方公共団体実行計画」に追加される事項)	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第21条第4項	都市計画、農業振興地域整備計画等の施策と地方公共団体実行計画との連携	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
地球温暖化対策の推進に関する法律	第21条第5項	地方公共団体実行計画の策定における都道府県及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第21条第6項	地方公共団体実行計画の策定における住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第21条第7項	地方公共団体実行計画の策定における関係地方公共団体の意見の聴取	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第21条第9項	地方公共団体実行計画の変更における都道府県及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置及び関係地方公共団体の意見の聴取	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第21条第11項	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請等	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第22条第1項・第2項	地方公共団体実行計画協議会の組織	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第37条第1項	地球温暖化防止活動推進員の委嘱	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第38条第1項	地域地球温暖化防止活動推進センターの指定	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第38条第4項	地域地球温暖化防止活動推進センターに対する改善措置の命令	中核市	都	
地球温暖化対策の推進に関する法律	第38条第5項	命令に違反した場合における地域地球温暖化防止活動推進センターの指定の取消し	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第12条第1項	特定施設の設置の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第13条第1項	新たに特定施設となった既存特定施設の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第13条第2項	新たに特定施設となった既存特定施設の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第14条第1項	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち構造等に関するものの届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第15条	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る特定施設の排出ガス等が排出基準に適合しない場合の計画の変更等の命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第16条	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場のダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しない場合の改善等の措置命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第17条第2項	特定施設の設置又は構造変更の届出に係る事項の内容が相当であるときの特定施設の設置等の期間制限の短縮措置	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第18条	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出の事項の変更のうち氏名等に関するもの及び廃止の届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第19条第3項	特定施設の設置又は新たに特定施設となった既存特定施設の届出をした者の地位を承継した者からの届出の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第22条第1項	大気基準適用施設等の排出口において排出基準に適合しないときの構造等の改善命令等	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第22条第3項	総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときの発生ガスの処理方法の改善等の措置命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第2項	特定施設の事故時における事故状況の通報の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第3項	特定施設の事故時における必要な措置命令	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第23条第4項	特定施設の事故時における事故状況の通報、必要な措置命令時の環境大臣への報告	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第26条第1項	大気、水質(水底の底質を含む)及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第26条第2項	常時監視の結果についての環境大臣への報告	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第1項	国の地方行政機関の長等との協議を行った上での大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての調査測定	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第2項	国の地方行政機関の長等から送付された調査測定の結果の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第3項	国の地方行政機関の長等との協議を行った上での調査測定の結果及び国の地方行政機関の長等から送付された調査測定の結果の公表	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第27条第4項	調査測定及び無償集取	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第28条第3項	大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第28条第4項	大気基準適用施設等の設置者の測定についての報告を受けた測定の結果の公表	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第34条第1項	特定施設に対する報告聴取及び立入検査	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第2項	適用除外法の所管行政庁からの特定施設の届出等の通知の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第3項	適用除外法の所管行政庁に対する要請	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第4項	適用除外法の所管行政庁に対する要請があった場合に講じた措置についての、適用除外法の所管行政庁からの通知の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第35条第5項	電気工作物設置者等に改善命令等を行う際の関連法に基づく権限を有する国の行政機関の長への事前協議	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法	第36条第2項	関係行政機関の長等へ協力を求め、又は意見を述べること	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第1項	大気基準適用施設設置者からの報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第2項	水質基準対象施設設置者からの報告の受理	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第3項	職員による大気基準適用施設設置工場等の立入検査の実施	中核市	都	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	第7条第4項	職員による水質基準適用事業場等の立入検査の実施	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第18条第2項	発注者からの申告等の受理	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第19条	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施に関する助言又は勧告	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第20条	対象建設工事受注者に対する再資源等の方法の変更等に関する命令	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第42条第2項	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第43条第1項	対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査(特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令	第6条第3項	対象建設工事受注者に対する再資源等の実施の状況に関する報告徴収	中核市	都	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令	第7条	対象建設工事現場等への再資源等の適正な実施に関する立入検査(特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第7条第1項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定	その他(政令で定める市)	都	○政令で定める市:ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令第5条で指定(豊田市、大阪市及び北九州市) ○日本環境安全事業株式会社(JESCO)の事業所が立地する特別区において計画策定。(その他の特別区の区域については、広域自治体が策定する計画の対象となる)
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第7条第3項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の公表	その他(政令で定める市)	都	同上
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第8条	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分に関する届出	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第9条	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分の状況の公表	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第10条第2項	すべての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了に関する届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第10条第3項	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の特例処分期限日に係る届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第10条第4項	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の特例処分期限日に係る届出に変更があった場合における届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第11条	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対する指導及び助言	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第12条第1項	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対する処分等措置命令	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第12条第2項	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対する処分等措置命令書の交付	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第13条第1項	行政代執行による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置、その公告	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第13条第2項	行政代執行における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者への費用負担命令	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第15条第1項(第8条第1項を準用)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等に関する届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第15条第1項(第9条を準用)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況の公表	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第15条第1項(第10条第2項を準用)	すべてのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了に関する届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第15条第1項(第11条を準用)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対する指導及び助言	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第15条第1項(第12条第1項を準用)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対する処分等措置命令	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第15条第1項(第12条第2項を準用)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に対する処分等措置命令書の交付	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第16条第2項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者の地位の承継に関する届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第18条第2項	高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第19条(第8条第1項を準用)	高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込み等に関する届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第19条(第9条を準用)	高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの公表	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第19条(第10条第2項を準用)	全すべての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了に関する届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第19条(第11条を準用)	高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者に対する指導及び助言	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第19条(第16条第2項を準用)	高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者の地位の承継に関する届出の受理	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第19条(第24条第1項を準用)	高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者等に対する報告徴収	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第19条(第25条第1項を準用)	高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者等に対する立入検査	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第24条	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者等に対する報告徴収	中核市	都	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第25条第1項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者等に対する立入検査	中核市	都	
土壤汚染対策法	第3条第1項	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査結果の受理、人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認	中核市	都	
土壤汚染対策法	第3条第3項	有害物質使用特定施設が廃止された旨等の通知	中核市	都	
土壤汚染対策法	第3条第4項	報告又は報告内容の是正の命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第3条第5項	確認をした土地の利用方法を変更しようとするときの届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第3条第6項	届出が人の健康被害が生ずるおそれがないと認められないときの確認の取消し	中核市	都	
土壤汚染対策法	第3条第7項	健康被害が生ずるおそれがない旨を確認した土地の形質の変更時の届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第3条第8項	土地形質変更時の土地の調査ならびに調査結果報告の命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第4条第1項	一定規模以上の土地の形質の変更時の届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第4条第2項	一定規模以上の土地の形質変更時の土地の調査結果の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第4条第3項	届出があった土地が土壤汚染のおそれがある場合の調査及びその結果の報告の命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第5条第1項	土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地の所有者等に対する調査及びその結果の報告の命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第5条第2項	調査を自ら行うこと及びその公告	中核市	都	
土壤汚染対策法	第6条第1項	要措置区域の指定	中核市	都	
土壤汚染対策法	第6条第2項	指定の公示	中核市	都	
土壤汚染対策法	第6条第4項	要措置区域の指定の解除	中核市	都	
土壤汚染対策法	第6条第5項(第6条第2項を準用)	解除の公示	中核市	都	
土壤汚染対策法	第7条第1項	要措置区域内の土地の所有者等に対する汚染の除去等の措置及び汚染除去等計画提出の指示	中核市	都	
土壤汚染対策法	第7条第2項	汚染除去等計画を提出しなかった場合の当該計画提出の命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第7条第3項	変更後の汚染除去等計画の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第7条第4項	汚染除去等計画の変更の命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第7条第5項	汚染除去等計画変更の内容が相当であると認められるときの期間制限の短縮	中核市	都	
土壤汚染対策法	第7条第8項	汚染除去等計画に従った実施措置を講じていない場合の措置命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第7条第9項	汚染除去等計画に従った実施措置を講じた旨の報告の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第7条第10項	指示措置を自ら講ずること及びその公告	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土壤汚染対策法	第11条第1項	形質変更時要届出区域の指定	中核市	都	
土壤汚染対策法	第11条第2項	指定の解除	中核市	都	
土壤汚染対策法	第11条第3項(第6条第2項を準用)	指定及び解除の公示	中核市	都	
土壤汚染対策法	第12条第1項	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第12条第2項	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第12条第3項	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第12条第4項	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第12条第5項	届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第14条第1項	土壤の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	中核市	都	
土壤汚染対策法	第14条第2項	土壤の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	中核市	都	
土壤汚染対策法	第14条第3項	土壤の汚染状態が環境省令に適合しない土地の区域の指定の申請の受理及び当該指定	中核市	都	
土壤汚染対策法	第14条第4項	申請に係る調査に関する報告、資料の提出の要求、土地への立入り、調査の実施状況の検査	中核市	都	
土壤汚染対策法	第15条第1項	要措置区域及び形質変更時要届出区域等の台帳の調製・保管	中核市	都	
土壤汚染対策法	第15条第3項	台帳の閲覧	中核市	都	
土壤汚染対策法	第16条第1項	要措置区域及び形質変更時要届出区域外への汚染土壤の搬出の届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第16条第2項	要措置区域及び形質変更時要届出区域外への汚染土壤の搬出の変更届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第16条第3項	要措置区域及び形質変更時要届出区域外への汚染土壤の搬出の届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第16条第4項	届出に係る汚染土壤の搬出方法の計画の変更命令等	中核市	都	
土壤汚染対策法	第19条	汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置に必要な措置命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第20条第6項	管理票交付者が虚偽の管理票の交付等を受けたときの汚染土壤の運搬又は処理の状況の届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第22条第1項	汚染土壤処理業の許可の申請の受理及び当該許可	中核市	都	
土壤汚染対策法	第22条第3項	汚染土壤処理業の許可の申請の受理及び当該許可	中核市	都	
土壤汚染対策法	第22条第4項	許可の更新	中核市	都	
土壤汚染対策法	第22条第5項(第22条第3項を準用)	許可の更新	中核市	都	
土壤汚染対策法	第22条第9項	許可に係る汚染土壤処理施設における事故等の届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第23条第1項	変更の許可	中核市	都	
土壤汚染対策法	第23条第2項(第22条第3項を準用)	変更の許可	中核市	都	
土壤汚染対策法	第23条第3項	汚染土壤処理業に係る軽微な変更等の届出の受理	中核市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土壤汚染対策法	第23条第4項	汚染土壌処理業の休止等の届出の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法	第24条	汚染土壌処理業者が処理基準に適合しない汚染土壌の処理を行ったときの改善命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第25条	汚染土壌処理業の許可の取消し等の命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第27条第2項	許可の取消し等の場合の措置命令	中核市	都	
土壤汚染対策法	第54条第1項	土地の変更等に係る報告徴求及び検査	中核市	都	
土壤汚染対策法	第54条第3項	区域外へ汚染土壌の搬出等を行った者に対する報告の徴求、土地への立入り、検査	中核市	都	
土壤汚染対策法	第54条第4項	許可者への報告の徴求、事務所等への立入り、設備等の検査	中核市	都	
土壤汚染対策法	第55条	公共の用に供する施設の管理を行う者との協議	中核市	都	
土壤汚染対策法	第56条第2項	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長への協力要請等	中核市	都	
土壤汚染対策法	第61条第1項	土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等	中核市	都	
土壤汚染対策法	第61条第2項	土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等	中核市	都	
土壤汚染対策法施行規則	第60条第1項	搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の申請の受理	中核市	都	
土壤汚染対策法施行規則	第60条第3項	搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定	中核市	都	
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	第4条第1項	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の策定	中核市	都	
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	第4条第4項	実施計画策定に当たっての意見聴取及び環境大臣との協議	中核市	都	
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	第4条第7項	実施計画の公表	中核市	都	



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第2条第3項	法律の一部準用の厚生労働大臣への報告	その他 (保健 所設置 市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第3条第1項	狂犬病予防員の任命	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第2項(第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第5項(第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第6条第10項(第14条第2項・第18条第2項で準用する場合を含む。)	未登録犬等の捕獲・抑留に関する業務	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第10条	狂犬病発生時の公示及び犬のけい留命令	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第13条	狂犬病発生時の犬の一せい検診及び予防注射	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第14条第1項	犬等の病性鑑定のための措置の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第15条	犬の移動の制限	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定による読み替えて適用される第16条	狂犬病発生時の交通の遮断又は制限	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第17条	狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要がある場合の犬の集合施設の禁止	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第18条第1項	狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要がある場合のけい留されていない犬の抑留	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第18条の2第1項	狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合のけい留されていない犬の薬殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第19条	厚生労働大臣の指示の受付け	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第21条	抑留場の設置	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
狂犬病予防法	第25条の規定により読み替えて適用される第23条	費用の負担	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第7条第1項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第7条第3項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第7条第4項	法第18条の2の規定によるけい留されていない犬の薬殺	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
狂犬病予防法施行令	第8条	法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を薬殺する旨の周知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
と畜場法	第2条	適正確保のための必要な措置	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第1項	と畜場の設置の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第2項	と畜場の設置の許可に関する申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第4条第3項	と畜場の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第5条第2項	許可を受けたと畜場に対する制限	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第7条第6項	衛生管理責任者に関する届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第8条	衛生管理責任者の解任の命令	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第10条第2項(第7条第6項・第8条を準用)	作業衛生責任者に関する届出の受領等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第12条第1項	と畜場使用料等の認可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第13条第1項	例外的などさつの届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第13条第3項	例外的などさつ等に対する指示	その他 (保健 所設置 市)	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
と畜場法	第14条第1項	とさつの検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第2項	解体の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第3項	解体の検査のための持出しの許可等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第4項において 準用する同条第1項・第 2項・第3項	例外的なとさつ等にかかる検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第14条第5項	特定疾病の検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第16条	とさつ解体の禁止等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第17条第1項	報告の徴収等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第18条第1項	と畜場の設置の許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第18条第2項	とさつ等の停止命令	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第19条第1項	と畜検査員の任命	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第19条第2項	と畜検査員の事務	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法	第20条	厚生労働大臣からの調査の要請等	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第1条	取引室の必要性の認定、構造設備にか かる条例の制定	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第4条	例外的なとさつの許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第5条第1項	例外的な牛の皮等の持出しの許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第6条第4項	厚生労働大臣が行うこととされている確 認検査の代理	その他 (保健 所設置 市)	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
と畜場法施行令	第7条	検査の申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	
と畜場法施行令	第9条	検印の押捺	その他 (保健 所設置 市)	都	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第1項	特定建築物の使用の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第2項	特定建築物に新たに該当する場合の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第5条第3項	特定建築物に該当しなくなった場合の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第7条第4項	建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者に対する処分の厚生労働大臣に対する申出	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第11条	特定建築物所有者等に対する報告徴収、検査	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条	特定建築物の所有者等に対する改善命令等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第13条第2項	特定建築物に関する資料又は説明の要求	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第13条第3項	維持管理方法の改善等の勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
牛海綿状脳症対策特別措置法	第3条	牛海綿状脳症の発生等が確認された場合等に必要な措置を行うこと	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第7条第1項	と畜場における牛海綿状脳症に係る検査	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第7条第2項	牛の特定部位の焼却の例外の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	
牛海綿状脳症対策特別措置法	第10条第2項	協力依頼	その他 (保健 所設置 市)	都	
食品衛生法	第28条第1項	営業を行う者等からの報告聴取等	その他 (保健 所設置 市)	都	○東京は「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」により都が実施。 ○卸売市場(花き市場を除く。)に係るものに限る。

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
食品衛生法	第28条第4項	登録検査機関への試験に関する事務の委託	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第30条第2項	食品衛生監視員に対する監視指導命令	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第48条第8項	食品衛生管理者の届出の受理	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第52条第1項	飲食店営業等を行う者に対する許可	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第52条第3項	飲食店営業等を行う者に対する許可への条件付加	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第53条第2項	許可営業者の地位の承継の届出の受理	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第54条第1項	違反業者等に対する廃業命令等	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第54条第2項	違反業者等に対する廃業命令等	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第55条第1項	違反業者に対する許可の取消し等	その他(保健所設置市)	都	同上
食品衛生法	第66条の規定により読み替えて適用される第56条	違反業者に対する改善命令等	その他(保健所設置市)	都	同上
漁業センサス規則	第8条第2項	漁業センサス海面調査員に対する調査区の指定	市町村	都	
漁業センサス規則	第8条第3項	漁業センサス海面調査員の調査実施上の指導	市町村	都	
漁業センサス規則	第9条第1項	漁業センサス海面調査員証の交付	市町村	都	
漁業センサス規則	第12条第3項	調査客体候補者名簿の補正	市町村	都	
漁業センサス規則	第13条	調査区の設定	市町村	都	
漁業センサス規則	第14条第1項	調査客体名簿の作成	市町村	都	
漁業センサス規則	第14条第2項	調査客体名簿の補正	市町村	都	
漁業センサス規則	第15条第1項	調査票等の送付	市町村	都	
統計法施行令	別表第1の10の項	水産行政に必要な漁業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計に関する事務の処理	市町村	都	10の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における10の項第4欄(市町村長が行う事務)第2号から第5号まで及び第14号(同欄第2号から第5号までに係る部分に限る。)に掲げる事務については、東京都知事が行うものとされている。

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第3条第1項第3号	建築審査会の同意を得て行う適用の除外の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
建築基準法	第3条第1項第4号	建築審査会の同意を得て行う適用の除外の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第4条第7項	所管区域を分けて、その区域を所管する建築主事の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第6条	建築確認申請の審査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第6条の2第5項	指定確認検査機関による確認審査報告書の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第6条の2第6項	建築基準関係規定への適合審査並びに不適合の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第6条の2第7項	違反建築物に対する命令その他の措置の実施	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第6条の3第8項	構造計算適合判定通知書の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条	建築物に関する完了検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の2第6項	指定確認検査機関による完了検査報告書の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第7条の2第7項	指定確認検査機関による完了検査報告書が建築基準関係規定に適合しない場合の命令その他必要な措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の3第1項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の3第1項第2号	中間検査を実施すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の3第4項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の3第5項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の3第7項	建築物に関する中間検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の4第2項	指定確認検査機関による中間検査引き受けの通知の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の4第6項	指定確認検査機関による中間検査の際の報告書の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の4第7項	法第7条の4第6項に基づき報告書を受理した建築物等が建築基準関連規定に不適合である場合の命令その他必要な措置	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の6第1項第1号	検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第7条の6第1項第2号	検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限に対する仮使用の承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第7条の6第3項	指定確認検査機関による仮使用の承認の報告書の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第7条の6第4項	指定確認検査機関による仮使用の承認の報告書に関する建築基準関連規定不適合の場合の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第8条第2項第2号	維持保全計画を作成する特殊建築物の指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第9条	違反建築物に対する措置	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第9条の2	建築監視員の任命	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第9条の3	違反建築物の設計者等に措置命令をした場合のこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事への通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第9条の4	保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第10条	著しく保安上危険な建築物等に対する措置	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第11条	第三章の規定に適合しない建築物に対する措置	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第12条	建築物、建築設備に関する定期報告	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第15条	届出及び統計	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第16条	国土交通大臣又は都道府県知事への報告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第1項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査に関する手続の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第2項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第3項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知の審査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第4項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知の審査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第10項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知の審査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第11項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知の審査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第12項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知の審査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第13項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知の審査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第14項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知の審査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第18条第16項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の完了検査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第18条第17項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の完了検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第18項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の完了検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第19項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の中間検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第20項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の中間検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第21項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の中間検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第24項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の検査済証の交付を受けるまでの仮使用の承認	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第18条第25項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する是正措置に関する手続の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第22条	屋根の構造について、防火地域及び準防火地域以外の区域で国交大臣の認定を受けたもの等にしなければならない区域の指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第42条第1項	都市計画審議会の議を経て道路の幅員を6メートルとする区域を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第42条第1項第4号	二年以内に事業が執行される予定の道路の指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第42条第1項第5号	位置指定道路	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第42条第2項	4m未満の道路の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第42条第3項	水平距離の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第42条第4項	第1項の区域内における6m未満の道路 の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第42条第6項	道路指定に伴う建築審査会の同意	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第43条第2項第1号	接道に関する認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第43条第2項第2号	建築審査会の同意を得て行う接道に 関する許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第44条第1項第2号	建築審査会の同意を得て行う道路内の 建築制限に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第44条第1項第3号	道路内の建築制限に係る認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第44条第1項第4号	建築審査会の同意を得て行う道路内の 建築制限に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第44条第2項	第1項第4号の許可に係る建築審査会の 同意	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第45条	私道の変更又は廃止の制限	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第46条	壁面線の指定、指定にあたっての意見の聴取等	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第47条	建築審査会の同意を得て行う壁面線による建築制限の例外についての許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第48条	用途地域等で制限される建築物の用途以外の建築物の建築(増改築等を含む)への対応(意見聴取、建築審査会へ同意を求めると、許可等)	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置が都市計画決定されていない場合の敷地の位置の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第1項第7号	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(用途地域の指定のない区域等での容積率の指定)	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第2項	都市計画審議会の議を経て行う容積率の特例許可(前面道路の幅員が12メートル未満の場合)	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第8項	都市計画審議会の議を経て行う住宅用途を含む建築物の容積率の緩和	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第10項	建築審査会の同意を得て行う前面道路の特例の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第11項	建築審査会の同意を得て行う壁面線の特例の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第52条第14項	建築審査会の同意を得て行う容積率の特例の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第53条第1項第6号	都市計画審議会の議を経て行う用途地域の指定がない区域の建ぺい率の設定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第53条第3項第2号	街区の角にある敷地の建築物に対する 建ぺい率の加算	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第53条第4項	建築審査会の同意を得て行う建ぺい率 の特例の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第53条第5項	建築審査会の同意を得て行う建ぺい率 の特例の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上 (令和元年6月25日新設)
建築基準法	第53条第6項第3号	建築審査会の同意を得て行う建ぺい率 の適用除外建築物の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第53条の2第1項第3号	建築審査会の同意を得て行う建築物の 敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第53条の2第1項第4号	建築審査会の同意を得て行う建築物の 敷地面積の最低限度の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第55条第2項	第一種低層住居専用地域又は第二種 低層住居専用地域内における建築物の 高さの限度の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第55条第3項	建築審査会の同意を得て行う建築物の 高さ制限の適用除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第56条第1項第2号イ	都市計画審議会の議を経て建築物の各 部分の高さに関する第56条第1項第2号 の規定の例外を適用する区域の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第56条第1項第2号ニ	都市計画審議会の議を経て行う用途地 域の指定がない区域内の建築物の各部 分の高さの指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第56条の2第1項	建築審査会の同意を経て行う日影によ る中高層の建築物の高さの制限の適用 除外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第57条の2第1項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第57条の2第3項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第57条の2第4項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定に係る公告、縦覧	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第57条の3	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例の指定の取消し・公告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第57条の4	建築審査会の同意を得て行う特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の例外の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第59条第1項第3号	建築審査会の同意を得て行う高度利用地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第59条第4項	建築審査会の同意を得て行う高度利用地区における建築物の各部分の高さ制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第59条の2	建築審査会の同意を得て行う総合設計の許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第60条の2第1項第3号	建築審査会の同意を得て行う都市再生特別地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第60条の3	建築審査会の同意を得て行う特定用途誘導地区における容積率等の制限の適用除外等に係る許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第67条第3項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における敷地面積の最低限度等の適用除外の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第67条第5項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における壁面の位置の制限の適用除外の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第67条第9項第2号	建築審査会の同意を得て行う特定防災街区整備地区における防災都市計画施設に係る間口率の最低限度等の適用除外の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条	建築審査会の同意を得て行う景観地区における高さ等の制限の適用除外の許可	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の3	再開発等促進区等内の容積率等の制限の緩和等の認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例の認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の2	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の3	建築審査会の同意を得て行う高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の5	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法	第68条の7	予定道路の指定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第70条第1項	建築協定書の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第73条	建築協定の認可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第74条	建築協定の変更	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第74条の2	建築協定区域から除かれる土地の届出・公告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第75条の2	建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第76条	建築協定の廃止	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第76条の3	建築協定の設定の特則	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第77条の18第3項	指定確認検査機関の指定に係る意見の陳述	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第77条の31	指定確認検査機関への立入検査、報告等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第77条の32	照会及び指示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第78条	建築審査会の運営	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法	第84条	被災市街地における建築制限	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第85条	仮設建築物に対する制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条の2	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条の3	一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する高度利用地区又は都市再生特別地区内における制限の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条の4	一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条の5	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条の6	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第86条の8	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第87条	用途の変更に対する建築基準法の準用	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法	第87条の2	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
建築基準法	第87条の3	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第87条の4	建築設備の確認申請の審査、完了検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第88条	工作物の確認申請の審査、完了検査	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第90条の2	工事中の特殊建築物等に対する措置	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第90条の3	工事中における安全上の措置等に関する計画の届出の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第93条	確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域における住宅である場合等における確認申請書を受理したとき等の消防長又は消防署長への通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第93条の2	建築計画概要書の閲覧	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法	第94条	不服申立て	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第10条第3号ハ	法第6条の4第2項の規定の趣旨により規則で規定を定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第10条第4号ハ	法第6条の4第2項の規定の趣旨により規則で規定を定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第32条第1項第1号	衛生上特に支障がない(ある)と認めて区域を規則で指定すること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行令	第32条第2項	地下浸透方式により汚物を処理すること としても衛生上支障がないと認めて区域 を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第42条第1項第2号	地盤が軟弱な区域として国土交通大臣 の定める基準に基づいて区域を規則で 指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第46条第4項	その地方における過去の風の記録を考 慮してしばしば強い風が吹くと認めて区 域を規則で指定すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第86条第2項	多雪区域の指定等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第86条第3項	垂直積雪量を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第86条第4項	屋根形状係数を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第88条第2項	地盤が著しく軟弱な区域を規則で指定 すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第91条第2項	設計基準強度の上限の数値を規則で定 めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第115条の2第1項第4 号	周囲の状況により延焼防止上支障がな い建築物と認めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第130条の2の3第2項	法第51条ただし書き許可を要しない場合 の基準となる増築、用途変更の規模の 指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行令	第130条の10第2項	法第55条第2項に規定する第一種低層 住居専用地域又は第二種低層住居専 用地域内における高さの限度を12メー トルとする建築物の敷地面積を規則で定 めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行令	第130条の12第5号	建築物の後退距離の算定の特例のうちその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況を考慮して建築物を規則で定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第131条の2第1項	前面道路とみなす道路が接する街区の指定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第131条の2第2項	計画道路・予定道路に接し又はその敷地内にある建築物に係る当該計画道路等の前面道路としての指定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第131条の2第3項	壁面位置制限の限度に関し、建築物が安全上、防災上及び衛生上支障がないことの認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第135条の2第2項	道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合において、前面道路の高さを規則で定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第135条の3第2項	隣地との関係についての建築物の高さを規則で定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第135条の4第2項	北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の高さを規則で定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第135条の12第4項	日影による中高層の建築物の高さに係る緩和措置を規則で定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第135条の17第3項	法第52条第8項第2号における敷地内の空地の規模に関する区域の指定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第135条の19第5号	容積率の算定に当たり建築物から除かれる部分を規則で定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築基準法施行令	第136条第3項	総合設計制度において、土地の状況に応じた敷地面積の規模を規則で定めること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行令	第136条の12第2項(第136条第3項を準用)	土地の状況に応じた一団地の面積の規模を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第137条の16第2号	既存建築物の移転の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行令	第144条の4第1項	道に関する基準における例外の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第1条の3第7項	申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第2条の2第4項	建築設備に関する確認申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第3条第6項	工作物に関する確認申請書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第3条の5第4項	確認審査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第3条の13第2項	建築主事が特定建築基準適合判定資格者として審査をする旨の公表	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条第1項第2号	完了検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条第1項第6号	工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めた書類を定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の7第4項	完了検査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第4条の8第1項第2号	中間検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の8第1項第4号	工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めた書類を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の11	特定工程の指定に関する公示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の14第4項	中間検査報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第1項	仮使用認定の申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第4項	増築等の工事の確認申請と仮使用承認申請を同時にできないやむをえない事情があるということを認めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16第5項	仮使用認定の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の16の2第4項	仮使用認定報告書に添付する書類をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第4条の17	違反建築物の公告の方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第5条第1項	建築物の定期報告の時期を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第5条第3項	建築物の定期報告の報告書等の様式について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第5条第4項	建築物の定期報告に添付する書類について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第1項	建築設備等の定期報告の時期を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第3項	建築設備等の定期報告の報告書等の様式について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条第4項	建築設備等の定期報告に添付する書類について規則を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の2の2	工作物の定期報告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第1項	台帳への記載事項を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第3項	台帳をファイル等で提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第6条の3第5項	台帳の保存期間を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第5項(第2条の2第4項を準用)	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築設備の計画通知書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第6項(第3条第6項を準用)	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の工作物の計画通知書に添えるべき図書について必要な規定を規則で設けること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第13項(第4条第1項第2号を準用)	完了検査申請書に添付する写真を撮影すべき工程の指定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第8条の2第13項(第4条第1項第6号を準用)	申請書に添えるべき図書及び書類として、工事監理の状況を把握するため特に必要があると認められた書類を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第20項(第4条の16第1項を準用)	仮使用認定の申請の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第20項(第4条の16第4項を準用)	増築等の工事の確認申請と仮使用承認申請を同時にできないやむをえない事情があるということを認めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第8条の2第20項(第4条の16第5項を準用)	仮使用認定の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第9条	道路の位置の指定の申請の受理	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条	指定道路等の公告及び通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の2	指定道路図及び指定道路調書	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第1項	許可関係規定による許可の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第2項・第3項	許可関係規定による許可の申請に対する許可等の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第4項	工作物許可関係規定による許可の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4第5項(第2項・第3項を準用)	工作物許可関係規定による許可の申請に対する許可等の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の4の2第1項	認定関係規定による認定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の2第3項・ 第4項	認定関係規定による認定の申請に対する認定等の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第1項	特例容積率の限度の指定の申請書の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第1項第 4号	特例容積率の限度の指定の申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の4第2項・ 第3項	特例容積率の限度の指定の申請に対する指定等の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の6(第10条 の4の8において準用す る場合を含む)	特例容積率の限度の指定に係る公告の方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第1項	特例容積率の限度の指定の取消しの申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第1項第 3号	特例容積率の限度の指定の取消しの申請に必要な図書又は書面を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の4の7第2項・ 第3項	特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する承認等の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第1項	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第1項第4 号	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の16第2項	一敷地内認定建築物以外の建築物の認定等に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第2項第3号	一敷地内認定建築物以外の建築物の認定等に係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第3項	一敷地内認定建築物以外の建築物の許可に係る申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第3項第3号	一敷地内認定建築物以外の建築物の許可に係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の16第4項・第5項	一敷地内認定建築物等に関する申請に対する通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の20	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定等に係る公告の方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第1項	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第1項第3号	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しに係る申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の21第2項・第3項	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しに係る申請に対する通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の22(第10条の20を準用)	一の敷地とみなすこと等の認定の取消しに係る公告の方法を定めること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の22の2第1項	一の敷地とみなすこと等の認定の取消しに係る公告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第10条の22の2第2項 (第10条の20を準用)	一の敷地とみなすこと等の認定の取消しに係る公告の方法を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の22の3第1項	一団地における総合設計制度の許可の取消しに係る公告	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の22の3第2項 (第10条の20を準用)	一団地における総合設計制度の許可の取消しに係る公告の方法を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第5項・第6項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定申請に必要な図書等を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の23第8項・第9項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定に係る申請に対する通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の24第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の変更の申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第10条の24第2項(第10条の23第8項・第9項を準用)	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定の変更に係る申請に対する通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の2第1項	安全上の措置等に関する計画届(変更を含む)の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の3第1項	磁気ディスク等による手続を認める区域と磁気ディスクによる場合の方法を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の3第2項	建築計画概要書等の付近見取図に代わる磁気ディスク等を定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築基準法施行規則	第11条の4第2項	建築計画概要書等を閲覧に供すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築基準法施行規則	第11条の4第3項	建築計画概要書等の閲覧に関する規程 を定め告示すること	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律	第8条	建築物に係る指導及び助言	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基 づき建築主事を置くこととするが、同条 第3項の協議及び第4項の公示の期間 中においては、暫定的に同法第97条の 3第1項の規定に基づき特別区の特例 に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設 置後速やかに建築基準法第4条第3項 及び第4項の規定に基づく手続を行い、 円滑に建築基準関係事務が行われる ように対応するものとする。
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律	第12条第1項	建築物エネルギー消費性能確保計画の 受理及び判定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律	第12条第2項	変更後の建築物エネルギー消費性能確 保計画の受理及び判定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律	第12条第3項	建築物エネルギー消費性能適合性判定 結果の通知書の交付	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律	第12条第4項	建築物エネルギー消費性能適合性判定 結果の通知書の交付期間の延長及び延 長する旨等を記載した通知書の交付	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律	第12条第5項	適合性判定をできない正当な理由があ るとき、その旨等を記載した通知書の交 付	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律	第13条	国等に対する建築物エネルギー消費性 能適合性判定に関する手続の特例事務	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律	第14条第1項	特定建築物の建築主に対する是正措置 の命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第14条第2項	国等の建築物が基準に適合しない場合の通知及び是正措置の要請	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第15条第1項	登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対する適合性判定業務の委任	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第15条第3項	登録建築物エネルギー消費性能判定機関からの建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第16条第1項	住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更等の指示	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第16条第2項	第1項の指示に従わない場合における措置命令	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第16条第3項	建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に限る）に係る国等の機関の長に対する協議の要請	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第17条	特定建築物に係る報告聴取、検査等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第19条第1項	一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関する計画（変更を含む）の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第19条第2項	第1項の届出に係る計画を変更等すべき旨の指示	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第19条第3項	第2項の指示に係る措置を取るべきことを命じること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第19条第4項	建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして省令で定めるものの結果を記載した書面の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第20条第2項	国等の機関による一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関する計画通知（計画の変更を含む）の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第20条第3項	第2項の計画通知に係る国等の機関の長に対する協議の要請	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第21条	建築物に係る報告聴取、検査等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第23条第3項	特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能について国土交通大臣が認定した場合の通知の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第29条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第30条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第30条第2項・第3項	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築主事への通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第31条	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第32条	建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の状況報告の聴取	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第33条	建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等に対する改善措置の命令	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第34条	認定建築主が第33条による命令に違反したときの認定の取消し	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第36条第1項	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第36条第2項	建築物のエネルギー消費性能に係る認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第37条	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第38条	基準適合認定建築物に係る報告聴取、検査等	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	附則第3条第2項	特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画(変更を含む)の届出の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	附則第3条第3項	第2項の計画を変更等すべき旨の指示	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	附則第3条第4項	第3項の指示に係る措置を取るべきことを命じること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	附則第3条第5項	建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして省令で定めるものの結果を記載した書面の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	附則第3条第8項	国等の機関による特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保に関する計画(変更を含む)の通知の受理	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	附則第3条第9項	第8項の計画に係る国等の機関の長に対する協議の要請	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	附則第3条第10項	特定増改築に係る報告聴取、検査等	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	第6条第1項	特定建築物に係る報告聴取	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	第6条第2項	特定建築物及び設計図書等の検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	第7条第2項第4号	文化財保護法の条例等に基づき、建築物エネルギー消費性能基準への適合が困難であることの認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	第7条第2項第5号	文化財保護法の規定による建築物等の原形を再現する際に、建築物エネルギー消費性能基準への適合が困難であることの認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	第9条第1項	建築物に係る報告聴取	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	第9条第2項	建築物及び設計図書等の検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	第15条第1項	基準適合認定建築物に係る報告聴取	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	第15条第2項	基準適合認定建築物及び設計図書等の検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	附則第3条第1項	特定増改築に係る報告聴取	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	附則第3条第2項	特定増改築に係る特定建築物及び設計図書等の検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第8条	登録建築物エネルギー消費性能判定機関に委任する適合性判定業務等に係る公示	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第9条	登録建築物エネルギー消費性能判定機関への適合性判定業務の委任の解除に係る公示	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第11条	軽微な変更に関する証明書の交付	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第12条	建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置に関する届出の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第25条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第27条	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更申請の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第28条（第25条を準用）	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第29条	建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微な変更に該当している証明書の交付	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第31条第1項	建築物のエネルギー消費性能に係る認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第64条	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務が廃止等された場合における引継ぎ等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第81条	計画書等に添付する書類を磁気ディスク等で提出することの許可	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
浄化槽法	第5条第1項	浄化槽の設置等の届出の受理	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
浄化槽法	第5条第3項	届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止の命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第7条	要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断結果の報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第1項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告命令等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第2項	要安全確認計画記載建築物の所有者に対する報告命令等を行った場合の公表	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第3項	第1項の命令について、報告を命ずべきものを確知できない場合の耐震診断の実施	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第8条第3項後段	第1項の命令について、報告を命ずべきものを確知できない場合に、所管行政庁が耐震診断を行うことの公告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第9条	耐震診断の結果の公表	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第1項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第2項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第12条第3項	要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指示に従わなかった場合の公表	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第13条第1項	要安全確認計画記載建築物に係る報告の徴収、立入検査の実施	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第1項	特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修についての指導及び助言	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第2項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指示	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第3項	特定既存耐震不適格建築物に関する指示に従わない場合の公表	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第15条第4項	特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する報告の徴収、立入検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第16条第2項	要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び助言	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第3項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	建築物の耐震改修計画の認定	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第4項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定にあたって建築主事に同意を求めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第5項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画の認定にあたって消防長等に同意を求めること、書類の閲覧請求があった場合の閲覧	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第10項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	建築基準法の確認等を要する建築物の耐震改修計画を認定したことについて、建築主事への通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第18条	建築物の耐震改修計画の変更認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第19条	計画認定建築物に係る報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第20条	認定事業者に対する改善命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第21条	建築物の耐震改修計画の認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第22条第2項	建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第23条	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第24条第1項	基準適合認定建築物に係る報告、検査等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第25条第2項	区分所有建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合していない旨の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第1項	要耐震改修認定建築物の区分所有者による耐震改修に係る助言、指導	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第2項	要耐震改修認定建築物の区分所有者による耐震改修に係る指示	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第3項	第27条第2項の指示に従わない場合の公表	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律	第27条第4項	要耐震改修認定建築物に係る報告の徴収、立入検査	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律	附則第3条第3項において準用する法第8条、第9条、第12条及び第13条	要緊急安全確認大規模建築物に係る報告命令等、耐震診断の実施及び公告、耐震診断の結果の公表、耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等、報告の徴収、検査の実施等	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第5条第3項	要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告書の様式を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第5条第4項	要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告書の添付書類を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第28条第2項	建築物の耐震改修計画の認定申請書の添付書類を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第28条第11項	建築物の耐震改修計画の認定申請書の図書の一部を添えることを要しない旨を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第30条第1項	建築物の耐震改修計画の認定の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第33条第1項	建築物の地震に対する安全性に係る基準適合認定に係る申請書の添付書類を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第33条第2項	建築物の地震に対する安全性に係る基準適合認定に係る申請書の添付書類を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第33条第3項	建築物の地震に対する安全性に係る基準適合認定に係る申請書の図書の一部を添えることを要しない旨を規則で定めること	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第34条第1項	建築物の地震に対する安全性に係る基準適合認定の通知	その他 (建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第37条第1項	区分所有建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合していない旨の認定申請の添付書類を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第37条第2項	区分所有建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合していない旨の認定申請について、構造計算書を添えることを要しない旨を規則で定めること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第38条第1項	区分所有建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合していない旨の認定の通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第4条第1項	建替計画の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第1項	建替計画の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第2項	建替計画の認定にあたり、建築主事に同意を得ること	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第4項	建築基準法第93条(消防長等の同意等)及び同法第93条の2(書類の閲覧)の規定の準用	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第5条第5項	建替計画の認定の建築主事への通知	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第7条	建替計画の変更の認定	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第8条	建替えの状況の報告徴収	その他(建築主事を置く市町村又は都道府県)	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第9条	認定事業者の地位承継に係る承認	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第10条	認定事業者に対する改善命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第11条	建替計画の認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第13条第1項	延焼等危険建築物に対する除去の勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第13条第2項	関係都道府県知事への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第13条第3項	延焼等危険建築物に対する除去の勧告 に係る権利者への通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第13条第4項	延焼等危険建築物に対する立ち入り検 査	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第116条第1項	特定地区防災施設である道が予定道路 として指定された場合の促進地区内防 災街区整備地区計画の区域内建築物 の建築許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第3条第2項	所管行政庁となる建築物	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 規則	第3条第1項	建替計画の認定の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第10条第1項	対象建設工事の届出	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第10条第2項	対象建設工事の変更の届出等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第10条第3項	届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置の命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第11条	国等に関する特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第14条	分別解体等の実施に関する助言又は勧告	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第15条	分別解体等の変更等の命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第42条第1項	報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第43条第1項	立入検査(特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る)	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第102条第1項	除却の必要性に係る認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第102条第2項	除却の必要性に係る認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第102条第3項	除却の必要性に係る認定をした旨の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第105条第1項	容積率制限の緩和許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
都市再生特別措置法	第19条の17第3項	建築確認等の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
都市再生特別措置法	第19条の19第1項	都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
都市再生特別措置法	第19条の19第2項	都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
都市再生特別措置法	第36条の3第2項	重複利用区域における道路上空又は路面下利用の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第1項	特別特定建築物に係る基準適合命令等	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第2項	国等の特別特定建築物に係る基準適合措置の要請	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市特例等	東京都の権限	備考
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第3項	建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置に対する指導及び助言	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第16条第3項	特定建築物の建築主等の努力義務等（建築主への指導及び助言）	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第1項	法に規定する建築物移動等円滑化誘導基準適合認定申請の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第3項	法に規定する建築物移動等円滑化誘導基準適合認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第4項	特定建築物の建築等の計画が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知に係る申出の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第5項	特定建築物の建築等の計画に係る建築主事への通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第18条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更にかかる認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第21条	認定建築主等に対する改善命令	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条の2第1項	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条の2第4項	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第23条第1項	既存の特定建築物に設けるエレベーターが防火上及び避難上支障がない旨の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第23条第2項（建築基準法第93条を準用）	既存の特定建築物に設けるエレベーターが防火上及び避難上支障がない旨の認定を行う際の消防長等の同意を得ること	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第53条第3項	特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関する報告の徴収等	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第53条第4項	認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況についての報告の徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第53条第5項	協定建築物の建築等又は維持保全の状況についての報告の徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	第10条第1項	特定建築物の建築等及び維持保全の計画を認定した旨の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	第12条の3第2項	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請図書の省略	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	第12条の7第1項	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第5条	長期優良住宅建築等計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第6条第1項	長期優良住宅建築等計画の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第6条第3項	長期優良住宅建築等計画の建築主事への通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第6条第4項において準用する建築基準法第18条第3項・第14項	建築主事からの確認済証若しくは通知書の受理	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第7条	長期優良住宅建築等計画の認定の通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第8条	認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第9条	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第10条	計画の認定を受けた者が有していた長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第12条	建築及び維持保全の状況について報告の徴収	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第13条	改善に必要な措置の命令	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第1項	長期優良住宅建築等計画の認定の取消し	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第2項	長期優良住宅建築等計画の認定の取消しの通知	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第15条	認定計画実施者への助言及び指導	その他（建築主事を置く市町村又は都道府県）	都又は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市の低炭素化の促進に関する法律	第53条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	○建築基準法第4条第2項の規定に基づき建築主事を置くこととするが、同条第3項の協議及び第4項の公示の期間中においては、暫定的に同法第97条の3第1項の規定に基づき特別区の特例に係る建築主事を置くこととする。 ○特別区及び大阪府は、特別区の設置後速やかに建築基準法第4条第3項及び第4項の規定に基づく手続を行い、円滑に建築基準関係事務が行われるように対応するものとする。
都市の低炭素化の促進に関する法律	第54条	低炭素建築物新築等計画の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第55条	低炭素建築物新築等計画の変更の認定	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第56条	低炭素建築物新築等計画の状況の報告の徴収	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第57条	認定建築主に対する改善命令	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第58条	低炭素建築物新築等計画の認定の取消し	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律	第59条	認定建築主への助言及び指導	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	第43条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	第46条(第43条第1項を準用)	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の通知	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	第46条の2	軽微な変更に関する証明書の交付	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	第46条の3	申請書等に添付する書類を磁気ディスクで提出することの許可	その他 (建築 主事を 置く市 町村又 は都道 府県)	都又 は区	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第19条	引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者に対する使用済自動車等の引取り又は引渡し、使用済自動車等の再資源化に必要な行為の実施に関する指導及び助言	その他 (保健 所設置 市)	都	東京では、法附則第11条に定める経過措置により都が実施
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第1項	関連事業者に対する引取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第2項	フロン類回収業者に対するフロン類の回収に関する基準の遵守に関する勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第20条第3項	関連事業者に対する勧告に係る措置の命令	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第42条第1項	引取業者の登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第42条第2項	引取業者の登録の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第43条第1項	引取業登録申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第44条第1項	引取業者登録簿への登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第44条第2項	引取業登録申請者への登録の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第45条第1項	引取業の登録の拒否	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第45条第2項	引取業登録申請者への登録の拒否の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第1項	引取業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第2項	引取業者登録簿への変更登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第46条第3項	引取業変更登録届出者への変更登録の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第47条	引取業者登録簿の閲覧	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第48条第1項	引取業者の廃業等の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第49条	引取業者の登録の抹消	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第51条第1項	引取業者の登録の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第51条第2項	引取業者への登録の取消し等の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第53条第1項	フロン類回収業者の登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第53条第2項	フロン類回収業者の登録の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第54条第1項	フロン類回収業登録申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第55条第1項	フロン類回収業者登録簿への登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第55条第2項	フロン類回収業登録申請者への登録の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第56条第1項	フロン類回収業の登録の拒否	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第56条第2項	フロン類回収業登録申請者への登録の拒否の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第1項	フロン類回収業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第2項	フロン類回収業者登録簿への変更登録	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第57条第3項	フロン類回収業変更登録届出者への変更登録の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第58条第1項	フロン類回収業者の登録の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第58条第2項	フロン類回収業者への登録の取消し等の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第59条	フロン類回収業者登録簿の閲覧、フロン類回収業者の廃業等の届出の受理、登録の抹消	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条第1項	解体業の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第60条第2項	解体業の許可の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第61条第1項	解体業許可申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第62条第2項	解体業許可申請者への不許可の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第63条第1項	解体業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第64条	解体業者の廃業等の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第66条	解体業者の許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第67条第1項	破砕業の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第67条第2項	破砕業の許可の更新	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第68条第1項	破砕業許可申請書の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第69条第2項	破砕業許可申請者への不許可の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第70条第1項	破砕業者の変更の許可	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第70条第2項	破砕業変更許可申請者への変更不許可の通知	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第71条第1項	破砕業者の変更の届出の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上



法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第72条	破砕業者の廃業等の届出の受理、許可の取消し等	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第4項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第5項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第88条第6項	情報管理センターによる報告の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第90条第1項	関連事業者に対する書面の交付等に関する勧告	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第90条第3項	関連事業者に対する勧告に係る措置の命令	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第125条第1項	解体業等の許可に関する警視総監等への意見聴取	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第125条第2項	解体業等の許可取消しに係る警視総監等への意見聴取	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第126条	警視総監等による解体業者又は破砕業者に関する意見陳述の受理	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第127条	関係行政機関又は関係地方公共団体への照会又は協力要請	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第130条第1項	関連事業者に対する報告徴収	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第130条第2項	情報管理センターに対する報告徴収	その他 (保健 所設置 市)	都	同上
使用済自動車の再資源化等に関する法律	第131条第1項	関連事業者に対する立入検査	その他 (保健 所設置 市)	都	同上